

JIIMA

Journal of
Image &
Information
Management

JIIMA

新春対談

日本が目指すデジタル社会とは

Case Study

ベストプラクティス受賞事例

マニュアル文書のパーツ化／AI・音声認識連携による コールセンター お客様対応業務の変革

AI OCR「ABBYY FlexiCapture」を使いDXを実現 膨大な時間と工数がかかっていた紙帳票の 請求書処理からの脱却～花王の挑戦～

JIIMAビジョン2020を発表

2021

1.2

JAN.FEB



ドキュメント・サ

コンプライアンスを確かなものにするデ

**KIU会員に
お任せください。**

業務効率化や情報共有化、BCP（事業継続計画）策定、災害時や情報セキュリティなどの対策においてデータ管理だけでなく保管する文書や記録についてさまざまな課題が山積しています。

さらにIT技術の進化は、情報端末、コンテンツ、クラウドなど目まぐるしく変化しています。

私たち、経験豊富で高い技術力を持つ関東イメージ情報業連合会（KIU）会員各社はドキュメントサービスのプロフェッショナルとして、文書情報管理における多様化する課題（保存と活用など）とおお客様のニーズに最適なお提案をいたします。

（KIUは、各種記録媒体への入出力と記録保存、システム開発、資料保存に関するコンサルティングサービス等を業務とする右記の関東一円の企業で組織された業界で唯一の団体です）

(有)飯島写真製作所

〒286-0041 成田市飯田町188-4
www.iijima-co.com

0476-27-2345

(株)インフォーマージュ

〒104-0054 中央区勝どき2-18-1
黎明スカイレジタル 3階
www.infomage.jp

03-5546-0601

エイチ・エス写真技術(株)

横浜営業所

〒230-0052 横浜市鶴見区生麦 4-5-11
アーバンプラザ鶴見ビル 3階
www.hs-shashin.co.jp

045-508-3885

関東インフォメーションマイクロ(株)

〒320-0071 宇都宮市野沢町602-2
http://kantoinfo.net

028-665-9777

(株)金聖堂情報システム

〒350-1246 日高市梅原 99-2
www.kinseidou.co.jp

042-985-1511

(株)国際マイクロ写真工業社

〒162-0833 新宿区笹笥町4-3
www.kmsym.com

03-3260-5931

桜工業写真(株)

〒141-0031 品川区西五反田 2-10-8
ドルミ五反田ドゥメゾン 611
www.sbp.jp/index.html

03-5436-1820

(株)サンコー

ビジネスソリューション東京事業部
〒141-0031 品川区西五反田 7-8-11
プレステージ五反田 3階
www.sancoh.co.jp

03-6420-3521

ービスのプロ集団

ジタル記録管理とマイクロフィルム入力・変換／長期保存対策

(株)ジェイ・アイ・エム 〒102-0072 千代田区飯田橋3-1-1 www.jim.co.jp	03-5212-6001	(株)ミウラ 東京支店 〒141-0031 品川区西五反田8-3-6 TK五反田ビル 2階 www.kkmiura.com	03-5436-3211
(株)ジムサポート 〒143-0006 大田区平和島5-8-4	03-3761-1301	ムサシ・イメージ情報(株) 〒135-0062 江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア 4階 www.musashi-ij.co.jp	03-6228-4056
東京都板橋福祉工場 〒175-0082 板橋区高島平9-42-7 www.jcws.or.jp/	03-3935-2601	(株)ムサシ・エービーシー 〒104-0041 中央区新富1-9-1 新富191ビル3階 www.musashi-abc.co.jp/	03-6228-4810
ナカシャクリエイテブ(株)東京支店 〒105-0013 港区浜松町2-2-3 菊島ビル www.nakashaki.co.jp	03-5401-3636	ムサシ・フィールド・サポート(株) 〒104-0061 中央区銀座8-20-36 www.musashi-fs.co.jp	03-3546-7779
(株)ニチマイ 〒134-0083 江戸川区中葛西4-19-14 www.nichimy.co.jp	03-6808-3170	山崎情報産業(株) 〒101-0032 千代田区岩本町1-8-11 www.yamajo.co.jp	03-3866-1156
(株)プリマジェスト ソリューションビジネス本部 統括2部 〒212-0013 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館 12階 www.primagest.co.jp	044-578-5122	(有)大和マイクロサービス 〒242-0022 大和市柳橋4-15-8	046-263-7255
(株)福祉工房アイ・ディ・エス 〒191-0003 日野市日野台5-22-37 www.fukushiids.com	042-584-6161	(有)山本マイクロシステムセンター 〒381-2221 長野市川中島町御厨1963-5 www.yamamotomaikuro.com/	026-283-5353
富士マイクロ(株)東京支店 〒105-0004 港区新橋1-18-21 第一日比谷ビル 5階 www.fujimicro.co.jp/	03-6869-0862	(株)横浜マイクロシステム 〒220-0061 横浜市西区久保町13-25 www.ymsystem.co.jp/	045-242-0695 (50音順)



関東イメージ情報業連合会

〒104-0054 東京都中央区勝どき2-18-1 黎明スカイレジタル3階
(株)インフォマージュ内

kiu.jimukyoku@gmail.com

先進の磁気テープが、 ビッグデータの未来を守る。



富士フィルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化」「コスト削減」「安全性強化」など、さまざまなデータ保管・管理のニーズに、磁気テープを使用したアーカイブソリューション『ディターニティ』がお応えします。



内部保管する

データアーカイブソリューション
ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープライブラリを組み合わせた、長期保管用ストレージシステムです。



デジタル化する

デジタル化・データ変換サービス
ディターニティ コンバージョン

コンテンツを最新デジタル環境に変換。



●本製品についてのお問い合わせは

株式会社 **ムサシ** 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL.03 (3546) 7720
 札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863
 名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301

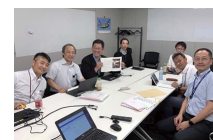
IM

2021-1・2月号 通巻第591号

IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。
 JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

- 4…………… 年頭所感
 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 勝丸 泰志
- 5…………… 日本が目指すデジタル社会とは
 内閣官房 楠 正憲
 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 勝丸 泰志
- 11…………… 【ケーススタディ】2020JIIMAベストプラクティス受賞事例
 マニュアル文書のパーツ化/AI・音声認識連携によるコールセンターお客様対応業務の革新
 株式会社ジャックス 師岡 英裕
- 14…………… 【ケーススタディ】2020JIIMAベストプラクティス受賞事例
 AI OCR「ABBYY FlexiCapture」を使いDXを実現
 膨大な時間と工数がかかっていた紙帳票の請求書処理からの脱却
 花王株式会社 上野 篤
- 16…………… JIIMAビジョン2020を発表
 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 勝丸 泰志
- 20…………… 【ケーススタディ】
 膨大なマニュアルを電子化し、安全性を向上
 日本航空 山口 幸政
- 23…………… 【連載 加速するデジタル化の波と企業変革 「DX銘柄2020」選定企業に見るベストプラクティス】
 第2回 株式会社小松製作所（コマツ）
 株式会社メディア・パラダイム研究所 奥平 等
- 30…………… 【公文書管理シリーズ】
 横手市の記録を未来に引き継ぎます —— 横手市公文書館
 JIIMA 広報委員会 長井 勉
- 34…………… 【わが館のお宝文書】
 横手市公文書館所蔵 昭和31年9月「町を廃し市に編入する處分に関する申請書」横手市 金澤町
- 36…………… 【連載 記録管理の国際標準】
 第2回 ISO15489を読み解く
 ARMA米国本部フェロー 小谷 允志
- 41…………… 【連載 2018年改正著作権法はAI・IoT時代に対応できるのか?】
 第12回（最終回）TPP加盟に伴う著作権法改正
 国際大学グローバルコミュニケーションセンター 城所 岩生
- 46…………… 【わが社のプレゼン】株式会社インフォーマット
 企業と企業、企業と人をつなぐ
- 50…………… 文書情報管理士 合格者からのひと言
- 51…………… 文書情報マネージャー 認定者からのひと言
- 52…………… 【連載 ISU支部便り】
 関東イメージ情報業連合会
 株式会社ニチマイ 廣岡 潤



- 53…………… 新製品紹介
- Versant 3100i Press / Versant 180i Press
 - G3360
 - bizhub C750i Premium
- 54…………… ニュース・ア・ラ・カルト
- 令和3年経済センサス 活動調査に協力を
 - インフォーマット BtoBフィンテック最新動向の「特集レポート」を無料公開
 - PFU 「ワンタッチスキャンサービス」を提供開始
 - 日立ソリューションズ「労働安全衛生マネジメント支援ソリューション」を提供開始
 - ラクス クラウド型経費精算システム「楽楽精算」が「SMILE V 会計」とのAPI連携機能を提供開始
 - リコージャパン 「MakeLeaps」の関連サービスを拡充
 - 富士ゼロックス 「ソロワークブースCocoDesk」を提供開始
 - 各社ニュース
 - JIIMA テレワークアンケート実施中
- 56…………… コラム 話題の小箱「アフター・コロナ社会で日本人のアイデンティティはどうなる?」
- 57…………… ■ IM編集委員から



広告ガイド

KIU 関東イメージ情報業連合会	表2	パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社	後2
エイチ・エス写真技術株式会社	表3	コニカミノルタジャパン株式会社	後3
文書情報管理士検定試験2021夏試験	表4	株式会社アビックス	29頁
株式会社ムサシ	前2	富士ゼロックス株式会社	35頁
JIIMA認証ご案内	後1	文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い	49頁



年頭所感

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

理事長 かつまる やすゆき 勝丸 泰志

新年あけましておめでとうございます。

本年はいつもとは違った年明けとなりました。昨年は新型コロナウイルスの出現によって、私たちの日常が大きく変わった年でしたが、今でもそれが続いています。これまで当たり前のこととして行っていた対面での会話、自由な旅行、多くの人が集まるイベントが制約され、自由のありがたさを改めて感じさせられました。世界中でワクチンの開発が行われ、有効性が徐々に示されつつありますが、これまでの自由とは程遠い環境を本年も受け入れなければならないことでしょう。しかし、ほぼ一年間の経験を経て危険の避け方もわかってきています。ただ縮こまるのではなく、抑制された中で取り得る最大限の自由を活かして、新たな取り組みを始めたいものです。

コロナ禍で様々な対面イベントが実施できなくなり、JIIMAの事業も可能な限りオンラインに切替えてきました。その結果として、地域間との距離の差がなくなったこと、物理的または時間的な制約でできなかったことができるようになったことなど、大きな発見がありました。昨年は新たな環境に対応することで手

一杯でしたが、本年はそれを活かした活動を増やしていきたいと思います。

本年秋までにデジタル庁が創設されることになっています。これからの日本のデジタル化を推進していくリード役として期待されますが、デジタル化は単なるICT利用の拡大ではなく社会の構造を変革することであり、構造変革を実現するためには労働力移動を許容しなければなりません。

「LIFE SHIFT」の著者であるリンダ・グラットン氏は、100年人生には新たなスキルセットの習得が必要だと述べていますが、デジタルトランスフォーメーションを成功させるためにも同様なことが求められます。

デジタルトランスフォーメーションによって起こる社会変革や企業変革を受け入れることは、社会として経験や熟練(それが活かせる分野は勿論残りますが)を拠り所とするのではなく、何歳になっても新たな知識を身につける覚悟をもつことに他なりません。

厳しい環境下ではありますが、本年が皆様にとりまして少しでも昨年より良い年となりますことをお祈り申し上げます。

日本が目指すデジタル社会とは



内閣官房 政府 CIO 補佐官
番号制度推進管理補佐官
内閣府 本府 情報化参与 CIO 補佐官
くすのき まさ のり
楠 正憲 補佐官



日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
かつ まる やす ゆき
勝丸 泰志 理事長

デジタル庁の創設に注目が集まる2021年。コロナ禍による日本経済の低迷を、デジタル化の推進によって回復することが大いに期待されている。デジタル化による文書管理、その未来への展望について伺った。

司会 それでは令和3年の新春対談を始めさせていただきます。対談のテーマは、「日本が目指すデジタル社会とは」です。令和2年7月17日の閣議決定でデジタル・ニューディールという新たな日常の実現、10年かかる変革を一気に進めるということで、現在、菅政権に変わり大きな変革が期待されています。このあたりを含めてお話いただければと思います。

それでは勝丸理事長のほうからJIIMAの紹介からお願いします。

勝丸 JIIMAについて説明いたします。JIIMAは1958年に日本マイクロ写真協会という任意団体として発足し60年をこえる歴史があります。1962年に社団法人化され、その後名前も日本画像情報マネジメント協会と変えました。2013年に公益社団法人に移行し、いまの日本文書情報マネジメント協会となりました。



活動ですが、アメリカからマイクロ写真の技術が入ってきた時に、これを産業化する業界団体として立ち上げま

した。しかし徐々にマイクロ写真技術の需要が減ってきて、JIIMAもまた文書情報のマネジメントのほうに重点を置くようになりました。マイクロから画像、画像から文書、文書からいまは情報全般、とくに文書情報のマネジメントということに活動をシフトしてきています。

楠 文書管理自体は組織の永遠の課題ですね。

勝丸 まさに国の行政の中でも課題があるかと思えます。具体的には文書情報マネジメントを官民間問わずしっかりやっというところを普及啓発しているのですが、その中身はISOやJISの標準化、政策提言やガイドラインの策定、人材育成として主に教育関係、そういったことも活動として行っておりまして、ISOでは今は統合文書管理、文書情報流通といったテーマで日本が文書管理でISOに対して提案ができる唯一の団体となっています。国内では国税庁との関わりを深めておりまして、とくにここ数年は電帳法ですね。電帳法が改正されてきて、国税関係の帳簿や書類を電子化するソフトウェアの認証活動を行っております。

本日のお話としては、デジタル化が進んでいく中で、幸か不幸かコロナの関係で国のデジタル化が加速されつつある。2000年からe-Japanとして始まったものが20年たった今でもあまり進

んでいなかった。でもデジタル庁を作って進めるんだという意気込みは昨今とても感じるので、そこに向けてどういうふうにやっていたらいいか、そのあたりのお話をお伺いして、その中でJIIMAとしてどうすればお役に立てるのか、今回のお話の中から見つけられればよいと期待しております。

司会 それでは次に楠様から政府CIO補佐官というお立場で、果たされる役割についてご説明をお願いいたします。

楠 私はもともと番号制度推進管理補佐官のときから番号制度担当として、番号制度の情報提供ネットワークシステムとマイナポータル、そして当時の特定個人情報保護委員会の評価書受付システムなどを担当していました。いまはそれぞれ分離しましてマイナポータルをメインに担当しています。あとは少しややこしいのですが、有識者という形でデジタル庁の議論であったりとか国と地方の関係なども見えています。本来の補佐官業務とは違った部分で政府の会議にJapan Digital DesignのCTO、有識者としても参加している形です。

本来システムというのは、リリースしてからもログなどを検証し



て、よりよくしていかなくやいけないんです。でも当時のお役所の仕事だとカットオーバーまでが仕事で、リリースしたあとは5年とか長期にわたって塩漬け運用してしまうんです。そこを直していくにはやはり政府でも内製

をしていかなければならないけども、国で内製する部署を作るという認識が当時はあまりなかった。実は海外ですとアメリカやイギリスには政府内でシステムを内製する機関があるんですが、どの国も2010年代に同じような問題に直面していたんですね。もちろんすべての公的なやりとりのシステム化を自分たちで内製するのは難しいんですが、少なくとも重要な部分のユーザーインターフェースを自分たちでデザインできるような内製部署を日本でも必要だと意識改革されて立ち上げられたんですね。

日本の電子政府はそれほど遅れているわけではない

司会 では次の議題に移りまして、今回10年かかる変革を一気に進めるということですが、日本のデジタル化については世界からやや遅れているという印象があります。その要因などお話しただければと思います。

楠 確かに平井卓也IT担当大臣が「日本はデジタル敗戦国」と言っておられたので、その部分が他国より遅れているという一面はあると思いますが、誤解されている部分もあるのではと考えています。というのも、日本の電子政府は他国と比べて圧倒的に劣っているというわけではないんですね。もちろん国連の電子政府ランキングでも14位とすごい高いわけではないですし、特別給付金のときも電子申請された方に素早く配れなかったという欠点から、今後変えていかなければならない部分もたくさんあるのですが、だからといって全体的にすべてダメというわけではない。

ただ結果的には、国民全体が望んでいたものと違ったという

表1 世界の電子政府ランキング推移

	2010	2012	2014	2016	2018	2020
1	韓国	韓国	韓国	英国	デンマーク	デンマーク
2	米国	オランダ	オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア	韓国
3	カナダ	英国	シンガポール	韓国	韓国	エストニア
4	英国	デンマーク	フランス	シンガポール	英国	フィンランド
5	オランダ	米国	オランダ	フィンランド	スウェーデン	オーストラリア
6	ノルウェー	フランス	日本	スウェーデン	フィンランド	スウェーデン
7	デンマーク	スウェーデン	米国	オランダ	シンガポール	英国
8	オーストラリア	ノルウェー	英国	ニュージーランド	ニュージーランド	ニュージーランド
9	スペイン	フィンランド	ニュージーランド	デンマーク	フランス	米国
10	フランス	シンガポール	フィンランド	フランス	日本	オランダ
11	シンガポール	カナダ	カナダ	日本	シンガポール	シンガポール
12	スウェーデン	オーストラリア	スペイン	米国	ドイツ	アイスランド
13	パーレーン	ニュージーランド	ノルウェー	エストニア	オランダ	ノルウェー
14	ニュージーランド	リヒテンシュタイン	スウェーデン	カナダ	ノルウェー	日本
15	ドイツ	スイス	エストニア	ドイツ	スイス	オーストリア
16	ベルギー	イスラエル	デンマーク	オーストリア	エストニア	スイス
17	日本	ドイツ	イスラエル	スペイン	スペイン	スペイン
18	スイス	日本	パーレーン	ノルウェー	ルクセンブルグ	キプロス
19	フィンランド	ルクセンブルグ	アイスランド	ベルギー	アイスランド	フランス
20	エストニア	エストニア	オーストリア	イスラエル	オーストリア	リトアニア

表2 国連 電子政府ランキング (2020) における最上位14ヶ国の特徴 - どの国がモデルとなるか

国	人口	法体系	日本と比較した人口規模
デンマーク	580.6万人	スカンディナビア法	千葉県と兵庫県の間
韓国	5127万人	ドイツ法	関東甲信越とほぼ同規模
エストニア	132.9万人	ドイツ法	京都市とさいたま市の間
フィンランド	551.8万人	スカンディナビア法	兵庫県と北海道の間
オーストラリア	2499万人	英米法	東京都+神奈川県+α
スウェーデン	1023万人	スカンディナビア法	東京都と神奈川県の間
英国	6665万人	英米法	日本の約半分
ニュージーランド	488.6万人	英米法	福岡県と静岡県の間
米国	3.282億人	英米法	日本の約2.6倍
オランダ	1728万人	フランス法	神奈川県+埼玉県+α
シンガポール	563.9万人	英米法	千葉県と兵庫県の間
アイスランド	36.41万人	スカンディナビア法	和歌山市とほぼ同規模
ノルウェー	543.3万人	スカンディナビア法	兵庫県と北海道の間
日本	1.265億人	ドイツ法	

出典：https://www.un.org/development/desa/publications/publication/2020-united-nations-e-government-survey

のは明らかではあるんですが、世界の電子政府ランキングの推移をみていただくと、2012年のとき18位だったものが政府CIO制度を立ち上げてから2014年には6位まで上がっています(表1)。残念なことにそのあとじりじりと下がってきてはいるわけですが、ただ日本を追い越していった上位の国を見てみると多くは人口の多い国々ではないことがわかります(表2)。

特に人口の面からみると、3位のエストニアの人口は、日本の福岡市よりも少ないんですね。やはり電子政府化という面では、人口数百万人の国と1億人の国では問題の難易度が全く異なります。そういう意味では人口1億人を超えている国だけを見ると、このランキングでは日本とアメリカしかないんです。その部分からみても、日本が明らかに遅れているとはいいいかねると思うんです。

そしてもう一つ重要なのが「法体系」です。実は日本が明治政府時代に近代化の一環として採用したドイツ法というのは、極めてITと相性が悪いものなんです。逆にうまくいってる国の多くは英米法かスカンディナヴィア法です。ただ、一方でこの国連のランキングには載っていないのですが、アジアでは台湾などもよくできていますし、ランキング上位には日本と同じドイツ法を採用している韓国などもあります。それらの国ができていることを日本ではできていないというのは問題で、まだまだがんばらなければならない部分ではあると思います。

英米法とドイツ法のどこが違うのかといいますと、ITのためのルールを作ることのオーバーヘッドが全然違うことと、大陸法の国々は雇用の流動性が低い傾向があります。

ITはどうしても事務処理の効率化をはじめとして、ある程度労働移動を前提に入れていくものですから、それがいわゆる雇用した人を簡単に解雇できない日本の中で投資効果というのはなかなか出づらい。そういう難しさもあって大変な中ではそれなりに成果をあげてきたのが日本なんです。

地方の自主性を重んじることとIT化は相性が悪かった

勝丸 人口の多さが電子化の難しさにつながっていることもあると思いますが、逆に歴史があって成熟している国というのはある程度すでに出来上がってしまっているものがありますよね。日本も地方は地方でそれぞれのところでしっかりやっていくという歴史がずっとあって、地方自治体もその流れを汲んで独自にやるという文化があります。もちろん地方行政の中で完結している部分については問題ないと思うんですが、これが日本全体でい

ぎデータを集約しようということになると途端に調子が悪くなる部分があるように思えます。これはテクノロジーの問題というよりも国の成り立ちによるところもあるのではないのでしょうか。

楠 それはおっしゃる通りだと思います。住民制度の歴史を振り返った時に、戦争で物資が足りなくなって配給が始まった際に、戸籍では戸籍を故郷に置いたまま日本中から人が集まった都市部での配給が上手くいかなかった。そのため配給を機能させるため世帯台帳を町内会レベルで作り、それが住民票の原型になりました。配給が終わるのに合わせて世帯台帳を法制化すべきという地方自治体の声に対して、法務省が住民票というものを作りましようとなり、住民登録法を作って住民票が生まれた経緯があるわけですが、それなのに世帯台帳はなくなりませんでした。これはなぜかという、それぞれで工夫している事務が世帯台帳で動いてしまっていて、そこにお仕着せの統一された帳票の住民票を持ち込んだところで業務が回らず、うまくいかなかったんですね。それを昭和40年代に法務省から自治省に住民票を制度として移管をし、いまの住民基本台帳ができます。非常に皮肉だったのがボトムアップに変えていくことによって地方の創意工夫を引き出していくという方針と、いわゆる電算化がほぼ同じ時期に入ったため、これがそれぞれの地方自治体がばらばらに事務を電算化してしまうきっかけにつながったのかなと思います。

勝丸 民間でも同じような話があると思うんですが、早いころからIT化をして基幹システムをがちり組んでしまっているところほど、デジタルトランスフォーメーション(以下DX)といわれても一から全部作り直すわけにもいかないので苦労されているのではないかと思います。

楠 そうですね。私でも不思議に感じているところとして、こんなにコンピューターの性能がよくなっているのに、なぜ大昔に作ったシステムに頼り切っているんだらうと思うことがあって、それはたぶんより良くなったシステムで、同じものを作れなくなっているんですね。その理由はいくつかあって、最初のシステムを設計した人たちは自分で事務処理の効率化を考えたり、それをデジタル化するためにやり方を考えたんだと思うんです。事務って実は変えてもいいですし、新しく作ってもいいという考えが最初にはあったんだと思うんですけど、それで何十年も運用してきていると、業務がその流れの中でブラックボックス化してしまい、動いているのが当たり前になってきてしまう。そしていざこれを変えようとなってもどうやって変えればいいのか見当もつかず、なかなか手を付けられない状態になっているのだと思いま

す。さらに最初にそれを作った技術に精通している人も世代交代などでどんどんいなくなった結果、DXが実現できない要因なんだと思います。

勝丸 結果的に今こうなってしまった要因というのはいくつかあって、それらの中にやはり日本の社会の仕組みなどが影響していると思っているのですが、今はITの専門家と業務の専門家が分離してしまいました。業務も複雑になってきて細分化していきますので、業務をやっている人たちも業務プロセスを変えろということを考えなくなってしまっている。一方、ITのほうも技術がどんどん発達して、できるものならやりたいができる人がいないという現実があるのではないのでしょうか。

楠 それはありますね。それに加えて80年代後半からアメリカとの外交的な関係などから構造改革などが求められるようになってきて、いろんなものを日本は自由化してきました。それまでは護送船団方式で銀行が融資して会社を回していた時代から、市場での直接調達になりましたし、社会の仕組みがどんどん改革によって流動性を前提とした時代、そしていわゆる事業に占めるソフトウェアやITの比率が高まってきた時代と重なっているんです。時代の変化にすぐに対応できる、いわゆるアセットライトで行くという方針でITなどすぐに陳腐化するだろうという考えになり、その部分をほとんど内製ではなくて外部に委託するという形になりました。それは経費節減も含めて長期的に人件費をまかなえないので、IT人材を自社で育てないでベンダーに依存していくみたいなことになるわけですが、そうすると受発注の関係になり、注文をするお客様のほうが立場は上なので、ITの仕組みを前提に業務をどう変革するかということ自体が上下関係の中で提案できなくなってしまったんですね。

何でもデジタルではなく、一番良い方法でやろう

司会 このあたりで次の議題へ移ります。デジタル社会実現に向けた施策というのを具体的にお伺いしたいと思います。

楠 これはなかなか難しいお話です。まず前提としてお話ししたいのは、日本はデジタルに熱心ではないから失敗したんだという話ではないと個人的には思っておりまして、デジタルを推進していくというのは戦後の日本社会が成熟していく中で作られた根っこからんだ難しい問題があると考えなければいけません。ですので、デジタル庁ができましたが、そこでなにかを進めればすぐにすべて解決できるというものでは決してありません。

いまこの瞬間すべてデジタル化するのが絶対的に正しいのかという判断はとても難しいことだということです。紙だからできていて、電子化したらできないものというのはすごいいっぱいあって、その中には生産性が高いものとかメリットが大きいものもいっぱいあると思うんです。キャッシュレスなども代表的な話で、日常的には便利ではあると思うのですが、では地震で電気が途絶えたとき、キャッシュレス決済は使えるのかという問題があります。なんでも電子化することがすべて正しいとしてしまうより、そもそも紙を使うことによってなにをやっていたのかという部分を見つめ直して、本質的に考えていかなければいけないと思います。つまり、紙や電子の甲乙という話ではなく、一番いい方法でやるのが一番いいと考えると、いまの時点ですべてを電子に置き換えるのが正しいとはならないのかなと思います。データの保存方法やセキュリティの問題、対面でのデータの送付にしても、各組織によって規程が異なるなどありますが、すべて電子化しようとする、その壁を乗り越える必要がある。電子化とは業務効率化のための手段であって、自己目的化していないか、立ち止まって考えなければいけない視点ではあります。

デジタル化はデジタル庁だけではなく全関係の仕事

司会 それでは次にJIIMAの2021年に向けた方向性についてお話ししたいと思います。

勝丸 JIIMAはいままで4年に1回ビジョンを作っておりまして、2020年に作りかえました。そのテーマが「文書情報マネジメントの実践を通じてDXを加速する」ということなんです。パッとみるとDXと文書情報マネジメントがどう関係するのか疑問を持たれる方もいると思います。ですが実際にDXが成功している会社や組織を見ると、情報の高度利用という部分がありまして、非常に情報をうまく活かしている。そういう意味で、情報を管理して活用していくというのは文書情報マネジメントの重要な要素です。一方でDXということでどんどんテクノロジーが先行していくことによって、本来おきてはいけないトラブルや不正が発生する場合があります。それを防ぐためには内部統制もきちっとしていかなければいけない。そしてその内部統制も文書情報マネジメントが必要となる。ですからDXをしっかりやっていく、と同時に内部統制もしっかりやっていくという、組織においてその土台になるのが文書情報マネジメントであるということをJIIMAとしては伝えていきたい。そしてそれを各組織や行政も含めてしっかり

やってほしいという思いから、JIIMAビジョン2020を発表しました。

デジタル庁が立ち上がりますが、これまでの20年間はどうかになっていったのかということ振り返るドキュメントもいったいどこにあるんだというようなことも含めてしっかり管理していかないといけないと思いますので、デジタル庁に対してJIIMAもご支援できる場所があるのではないかと考えています。今後どういうデジタル国家に進んでいくのかというようなことを描く部署などはデジタル庁の中で立ち上がるのでしょうか。

楠 はい。現にいくつか立ち上がってきていますし、デジタル庁の話が出る前から国と地方のシステムを連携させなければいけないという議論も繰り返されてきました。そのような中で、国と地方のシステムを連携させるためにはデジタル庁にどんな権限を与えていかなければいけないのか、いままさにその議論をされているわけです。ちゃんとデジタルで何が可能になるかということから、政策まできちんとやらないといけない。デジタル庁だけでなにかをやるのではなく、デジタル庁が効果的に物事を動かしていけないと回らないと思います。でもそれはすごい難しいことだと考えています。

勝丸 その問題は企業においては、社長がそもそも会社や事業をどうしたいのかという展望を示さずに、DX部門に全部考えさせてしまうようなもので、国も同じようにデジタル庁に一任してしまうのはおかしな話だと思います。かといって国の政策、国民へのサービス、地方へのサービスをどういうふうにしていくのかという部分を考えるのはやはり従来の省庁だとすると、デジタル庁は単なる国の情報システム部門になりかねないですね。

楠 ですので、その危険性に菅総理は気づいていらっしゃるからこそ、デジタル化というのはデジタル大臣だけの仕事ではなくて、全閣僚の仕事であるというふうにいっています。それはやはりこれまでの政権との圧倒的に大きな違いです。非常に強いリーダーシップが発揮されている中で、これまでの慣例や古い縦割りは許さないという空気に政府はなっています。ですので、ここで突破していけることはたくさんあると考えていますが、その突破した後でくるのが構造的な問題になってくる。実際はそこからが本当に大変なわけですけども、突破するまでにやらなければならないことも1~2年はかかるんじゃないかと思っています。ただ5年や10年をかけて大きな自治体のシステムの構造を変えていくとしたら、そこには青写真も必要ですし、ベンダーがついてこないデータ移行すらできない話になってしまう。国は賢い買い手であるべきですけども、ベンダーに対して従業

員を雇用しつづけることを求めているのも国ですから、そこはどうかするのか。例えばいまバラバラに管理されている地方の情報システムを、効率化をしていけば、ひょっとすると数千人ぐらい浮く人がでてくるかもしれない。だからやるべきではないという話ではなくて、本来デジタル化すべきなのに手が回ってなくてできていなかったことに手をつけることで、新たに雇用を確保していけるのではないかと、それによって住民サービスが向上して、効率も高まっていくのであれば、それはよいことだと思います。国や地方のデジタル化のために頑張ってください、その結果としてハシゴは外されないと信じてもらわないと、改革って進まないんですね。

勝丸 先ほどからおっしゃってられますが、雇用の問題と改革と両方実現するようなそういう政策をうっていかないと、いつまでたっても変わらない、と。

楠 おそらく雇用の問題というのは同時にスキルの問題でもあって、これまでと同じことをやっても稼げないけど、でもその人たちはもともとずっとITに詳しい人たちなんだから、いくらでも新しいことを勉強できるし、現在ITに精通している人が足りないといわれている中の話ですから、それはむしろ本当に必要なこれからやるべきことをできる人になってもらわなければいけない、そういうことだと思うのです。

勝丸 その雇用の部分をはっきり言いきって、説明して進めることが必要じゃないかと思うんですけども、今度は選挙にどう影響するのかという部分もでてしまうのかな、と感じますが。

楠 私個人としては、そこはやはりセットで考えていただいて、いまちょうどトータルデザインといって国と地方の情報システムをどう見直していくかという議論をしています。そこにはもちろん雇用の問題も含まれています。これまでベンダーに配慮しながら進めてきたというのは、突き詰めると雇用の問題なんですよね。国はIT投資はすると言っているの、マクロで見れば十分にやることやるべきことはいっぱいあるはずだし、今までのIT政策は同じことをどうやってコストを下げてるのかがメインでしたが、そうではなくていまデジタル化されていないことをデジタル化していく、それは従来の住民システムだけじゃなくて、例えばいま落とし物を交番に届けると調書などをとられて10分から15分はかかってしまいます。でも本来は、メルカリに出品するのと同じくらい簡単に落とし物を登録して持ち主のもとに届けることはできると思うんです。そういった些細なことから、デジタル化されていないことは社会にはまだいっぱいあるんですね。また落とし物にかんしていえば、警察だけでなく鉄道会社とも拾

得物のデータ共有ができればもっといいですし、デジタル化をすすめれば住民サービスが向上するわけです。

**デジタル化には現場の知識やスキルが必要、
そのために文書情報マネジメント**

司会 では最後に、JIIMA理事長の立場から、文書管理のビジョンについて楠補佐官にお伝えすることはありますでしょうか。

勝丸 JIIMAとしては、人が残してきた資産や歴史、そして経験や知恵をどうやって活かしていくかというのが文書情報マネジメントの本質だと思っています。そういう意味で、これから日本が進めていくデジタル化というものと、どうつながりを持たせていくのか、その点をどのように考えられているのか、お話をお伺いしたいと思います。

楠 これまでデジタル化されている事務というのは、定型的なものやシステムに落としやすいものを中心に大型コンピューターの時代から事務化され、それがオープン化されてきたわけですが、逆にいまできていないことはなにかというと、様々な非定型的な文書管理というものはいっぱいあるわけです。

でも、ハンコの問題とか印紙の問題とか、いまデジタル庁で具体的な話が進められているのは、従前システム化されてこなかった部分をしっかりとデジタルな形にして作り直していきましょう、というのが今まさにやっていることなんです。

デジタル庁に向けて情報システムをどのようにしていくか、トップダウンの議論がいっぱいされているんですが、ほんとに重要なことは現場の人間が持つ知識やスキルをうまく吸い上げていく機会がなかった。でもそこをうまく吸い上げて横展開して広げていく、そうすることで効率化はもちろん、知識やスキルの継承がうまれるわけで、そのハブになっていけるかどうか、それがデジタル庁がうまくいくかの課題だと思っています。

これまで政府CIO制度を通じてみていた国のシステムというのは、ほとんど一品ものなんです。でもそれだと仕組みをかえるのはほんとに大変で、それこそ5年10年がかりだし、できることも限られてくる。でも今回、地方のシステムは1741団体で同じような業務が10、20とあって、いま標準化の対象となっているのは17業務あります。1741×17というと、3万近い数になりまして、そこをうまく効率化していくというのは、これまでIT室で直面してきた国のシステムをどうするのかというのと違う性質です。やりがいがあるともいえると同時に全部自分たちでできることでもない、現場で実際に住民と相対して業務を回し、システム



をお守りされている方たちと一緒に進めていけるようにならないといけないだろうと、そしてそれが大きな課題なんだろうと思っています。

勝丸 ぜひそのあたりのところをうまく国民に伝えていただいて、デジタル化はデジタル庁だけでやるんじゃなくみんなでやってくんだということを、より広く知っていただきたいですね。

楠 トップダウンで行うのではなく、ボトムアップから提案されたものが日本全体をよくするようなユースケースが出てくると、すごくわかりやすいと思うんですね。いま結局すでに動いている部分では、住民システムから議論が始まっていますが、どんなにそのシステムをよくしても、実際の作業は自治体の現場の職員の人たちしか普段は触らないんです。国民全体から見ると、市役所に届けをするときに便利にはなりますが、デジタル化でもっと国民のみなさんが便利になることってきっとたくさんあります。

勝丸 デジタル化というのは公的な申請が便利になるだけではなく、日常生活そのものが便利になっている。デジタル化というのは、そういう全般的な部分にメリットがあると思います。

楠 そうですね。まだシステム化されていない部分にヒントというか、やるべきことがありそうな気がします。

司会 それではこれで新春対談を終了とさせていただきます。本日はお二人ともありがとうございました。

司会 JIIMA広報委員
かわむら たけとし
河村 武敏 理事



マニュアル文書のパーツ化／ AI・音声認識連携による コールセンター お客様対応業務の変革

株式会社ジャックス
システム企画部
もろ おか えい すけ
部長 師岡 英裕



株式会社ジャックス 概要

ショッピングクレジット、オートローン、クレジットカードなどの信販・決済サービスを主事業とする「株式会社ジャックス」は、1954年6月29日設立以来「信を万事の本と為す」という創業の精神のもと、お客様・お取引先様との「信用」「信頼」を第一とした企業活動に、長年にわたって取り組んできました。

そして常に多様化するお客様および提携企業のニーズに、いち早く応えるような商品・サービスを提供し続けています。

中期3カ年経営計画「RAISE 2020」での取組み

2018年度には中期3カ年経営計画である「RAISE 2020(レイズ ニセンニジュウ)」を策定しました。

「日本・ASEANをメインフィールドにし、お客様に選ばれる先進的なコンシューマー

ファイナンスカンパニー」というビジョンを標榜。三菱UFJフィナンシャル・グループの一員として、取り巻く環境の変化を敏感にとらえ、安心・安全で利便性の高いファイナンスサービスをタイムリーに提供することにより、日本・ASEANのお客様や提携先のニーズに応える企業を目指しています。

「RAISE 2020」では、「国内事業の持続的成長」「海外事業の成長拡大」「生産性の向上と成長基盤の強化」を重点方針として掲げています。

この方針の中で、「生産性の向上と成長基盤の強化」の実現に向け、お客様からのお問い合わせに対応するカスタマーセンターの業務改善に着手しました。

カスタマーセンターが抱えていた課題

過去からの合理化と効率化を追求する過程で、拠点の再編が進み、顧客からの問い合わせがカスタマーセンターに、より

集約されるようになりました。

オペレーターには、全ての商品のラインナップについて適切な回答を行うことが求められます。

提携カードは百種類以上に及ぶとともに、キャッシュレスサービスを見据えたサービスの多様化も伴い、参照すべきマニュアルの量は棚に並べて1メートルにも達しているものでした。

マニュアル以外にも、回覧、受付簿など参照しなければいけない情報も多岐にわたります。

さらに、様々な団体や企業と提携して、お客様のライフスタイルに合わせた多様な支払方法や独自の特典・サービスを提供していることも、オペレーターの作業を煩雑化していました。

この様な背景の中で、カスタマーセンターが抱えていたのが、以下の課題です。

- ① オペレーターのお客様対応時間の抑制
これまでオペレーターが使用していたマ

AI活用+参照手順情報の電子化・体系化

お客様からの照会内容を分析し、最適なマニュアル情報へのナビゲーションを行う

狙う効果

- お客様応答時間の短縮
- 回答精度の向上
- 回答品質の均一化
- 新人育成期間の短縮



AIの活用による効率化のイメージ

マニュアルは、紙ベースで作成したものであり、お客様との会話に即した項目を数あるマニュアルの中から探して回答していたため、どうしても手間と時間を要していました。複雑な問い合わせになると電話を保留したり、折り返しになったり、お客様をお待たせするケースも少なくありませんでした。

② 高品質な対応スキルの標準化

回答の品質はオペレーター個人の経験と知識によるところが大きく、回答スキルが属人化している部分も少なくありませんでした。こうした高いレベルでの対応品質を標準化する必要がありました。

③ 新人の早期育成と教育コスト抑制

前述のような事情から、カスタマーセンターのオペレーターには、非常に高度なスキルが要求され、新人オペレーターの採用から適切に対応できるレベルになるまでに、7カ月ほどかかってしまう状態でした。

そのため、オペレーターとしてのスキルを身につける前に離職してしまう人も多く、教育コストと離職率の抑制もカスタマーセンター部門にとって大きな課題でした。

また、教育と経験だけでオペレーターの高品質を維持するのも限界があると考えました。

課題解決に向けた 全く新しい取り組み

全社的に業務運営全般を見直す構造改革に取り組んでいたタイミングでもあったため、カスタマーセンターでも業務運営を抜本的に見直そうという機運が高まりました。

その結果、マニュアルや事務処理など、紙文化に依存しているバックヤードのあり方そのものを構造的に改革するために、AIの導入に踏み切りました。

最終的な目標は、お客様からの問い合わせを音声認識し、そこから抽出したキーワードを用いて、最適なマニュアルの記載箇所を参照させる環境を構築することです。

AI活用のために必要となった マニュアルコンテンツの見直し

この取り組みのためには、AIが参照するマニュアル自体の見直しも必須と考えました。

マニュアルによって、作成時期も違えば、仕様もまちまちであり、さらにマニュアルによって、同じ趣旨でありながら記載表現が異なる場合もあります。こうした違いを

統一しておかないと、AIが誤認してしまう恐れがあるからです。そしてコンテンツだけではなく、マニュアルを参照するデータ形式にも問題があることがわかりました。

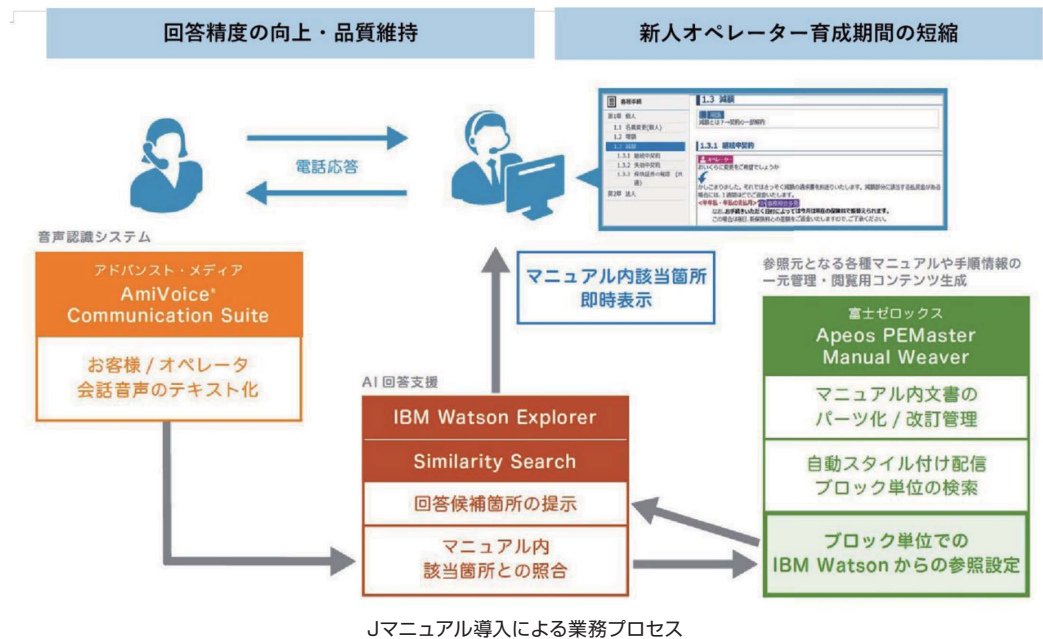
AIから参照させる膨大なマニュアルは、当初はPDF形式に電子化し、プロトタイプを作成して効果測定を行いました。しかしPDF形式では検索スピードは上がったものの、結局は大量の情報が詰め込まれたページの中から、必要な回答を人間の目で確認しなければならず、時間短縮や正確性の向上には至りませんでした。

その中で、実証に参加したオペレーターから、マニュアルをHTML形式にしてほしい、という要望があがったため、HTML形式にされたマニュアルで試行をした結果、非常に効果があがることがわかりました。

さらにHTML形式ではハイパーリンクが利用でき、複数のマニュアル参照が必要な場合にも即時で相互確認できるようになることも大きなメリットです。

しかし、次の問題として、自社でマニュアルをHTML化する技術がありませんでした。

そこで、自社内でマニュアル改訂管理・HTML化も可能とするシステム、富士ゼ



ロックス社「Apeos PEMaster Manual Weaver」採用を決定しました。「Apeos PEMaster Manual Weaver」は、マニュアルデータを部品化できるXML方式を採用しているため、大量なドキュメントの中から必要な情報だけを、よりスピーディーに検索できる点を評価しました。

Manual Weaverで標準化を図り、HTML形式に変換したマニュアルコンテンツをAIのプロトタイプと連携したところ、使い勝手が格段に向上したのです。

実現したAI+マニュアルの活用イメージ

こうして完成したのは、会話を音声認識して顧客対応に必要と予想されるマニュアルだけを自動でリストアップし、オペレーターのPC画面上に即時表示するシステム「Jマニュアル」です。2019年3月に稼働を開始しました。

これまでは紙のマニュアルを配布して各オペレーターに管理させていたため、自分

でマニュアルを差し替え・破棄していたほか、メモを書き込んでブラッシュアップを図る場合もあり、人それぞれ少しずつ異なるマニュアルになっていました。さらに、カスタマーセンターは東京と大阪の2カ所に存在しており、各拠点でマニュアルが少しずつ異なっていたのです。それが「Jマニュアル」完成後は、マニュアル作成のルールを統一でき、マニュアルの新規作成・差し替え・廃棄の手間も省くことができました。

「Jマニュアル」では、図やグラフなども活用して、より視覚的に見やすくなりました。色の使い分けも可能になり「こういうケースでは、この色のこの情報を見る」といった意識付けも実現できています。

ほかにも、関連するマニュアルへのジャンプ機能やポップアップでの情報表示機能により、オペレーターが瞬時に欲しい情報を確認できるようになりました。

得られた効果と今後の展開について

AI技術とパーツ化・標準化されたマニユ

アルコンテンツの連携により、お客様との会話から正しいマニュアル記載箇所を導き出す正答率は、当初の目標である90%を大幅に上回る98～99%に達してします。

また、もう1つの大きな課題であった新人オペレーター育成期間も、3カ月の短縮を実現しました。

今回はお客様向けの業務が対象でしたが、社内からの問い合わせも非常に多い状況です。

例えばオペレーターが受け付けた内容を処理する後方部門にも多くのマニュアルがありますので、将来的には社内照会業務の改善にも導入していきたいと考えております。

今後は社内の様々なマニュアルを対象として、社員の生産性を高めていながら、「お客様の問い合わせのニーズをくみ取ってオペレーター側から提案する、お客様により大きな感動を与えられるカスタマーセンター」を目指していきたいと考えています。

AI OCR「ABBYY FlexiCapture」を使いDXを実現 膨大な時間と工数がかかっていた紙帳票 の請求書処理からの脱却 ～花王の挑戦～

花王株式会社 会計財務部門 経営企画部 兼
花王ビジネスアソシエ株式会社 ビジネスサポートセンター 会計サービスグループ 部長
うえの あつし
上野 篤



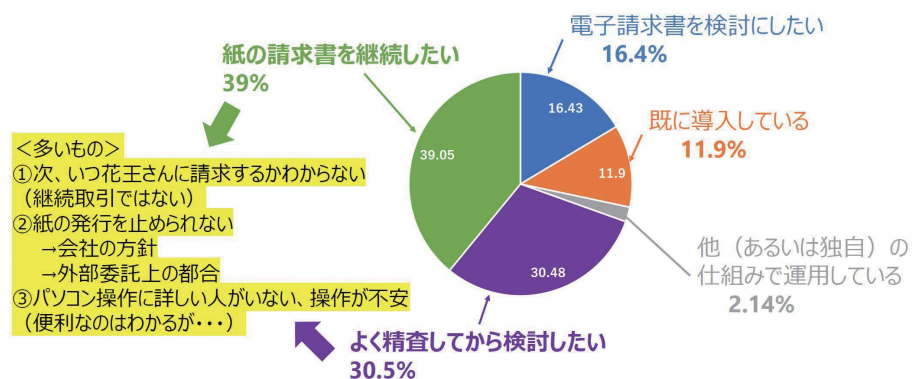
花王の紹介

花王は、日本のトイレタリー市場のパイオニアとして知られています。洗剤やサニタリー消費など毎日の暮らしを快適にする製品や、化粧品をはじめとするビューティケア製品に加え、健康をサポートする機能性食品分野の製品などにも事業分野を拡大しています。また工業用の油脂製品、可塑性なども生産しており、幅広く展開しています。

現在、国内花王グループは連結ベースで27社。それらグループ企業の経理や各種事務作業などの間接業務部門を一手に担っているのが、花王ビジネスアソシエです。

業界に先駆けてEDIを展開

花王グループはITなどへの取り組みが早く、業界に先駆けて受発注や出荷、請求、支払などの企業間の各種取引情報を電子化し、自動的に処理する「EDI」なども展



減って（減らして）いく仕事

紙そのもの、スキャン業務
請求書（社外支払モニター）
領収書に関するもの
単調な照合・入力などの操作
（SAP銀行送信）
（SAP費用計上）
（SAP科目振替）
各種問い合わせ対応（1次&2次）

増えて（増やして）いく仕事

内部統制強化に関するもの
自動化を支援するロボット開発&操作
ユーザーレクレーション知識蓄積
電子化に関わる操作
（AI-OCR、電子請求）
ワークフローに関する操作
（BtoBプラットフォーム請求書）
（KAOモール：間接購買マーケットプレイス）
（契約書管理）
自動化を促進するための標準化
モニタリング（各種）
リモートマネジメント
オーナー部門との信頼関係の醸成
各種問い合わせ対応（2次を1次に）

開してきました。90年代初めには受発注や出荷、請求、支払などの企業間の各種取

引情報を電子化し、自動的に処理する仕組みを実施しています。これは国内初の先



行事例となり、恒常的に発生する支払請求といった業務を効率化するために、電子取引を進めてきました。

しかし、もちろんすべての企業間取引が電子化され自動的に処理する仕組みが取り入れられているわけではありません。

特に花王グループは、「地域の皆さんとともに成長する」ということを重視し、展開してきました。取引先様は数万を下りません。地域に根付いたお取引先様ともお取引していただいています。そうすると、どうしても紙の帳票で受発注や請求支払をしなければならないケースも生じてまいります。

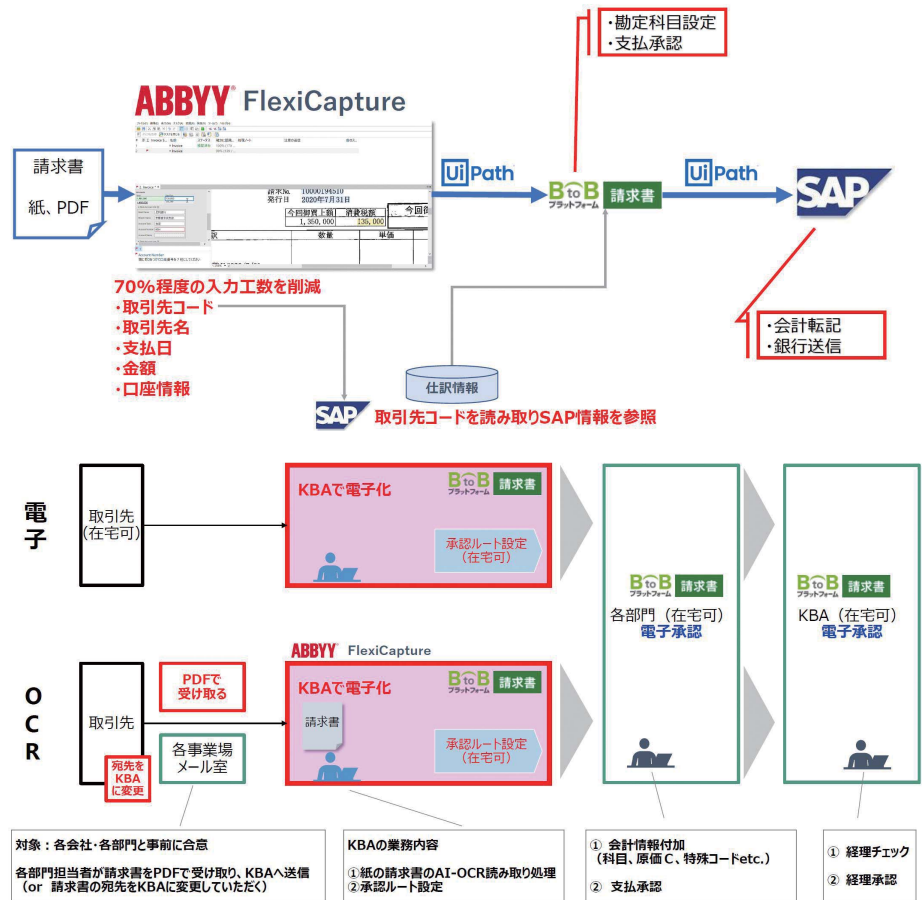
紙の帳票を処理する場合には人手を介する必要があり、担当者が必要な項目を確認・チェックした後、基幹システムに転記しています。それには膨大な時間と工数が掛けられています。

また、紙の帳票の場合、書式が異なるという場合も少なくありません。そのため、帳票の数だけナレッジの蓄積が必要となります。この作業をどうやってデジタルトランスフォーメーション (DX) し、業務効率や生産性を向上していくのか、ということが大きな課題でした。

作業時間を75%削減。業務効率とガバナンスの強化を実現

そこでOCRや機械学習、自然言語処理といったテクノロジーを活用し、さまざまな書式の紙帳票に対応できるAI OCR「ABBYY FlexiCapture」を使い、紙の帳票から抽出した情報を、業務ルール・要件に則って識別・検証し、自動的に基幹システムに転記できるようなシステムを構築しました。

異なる書式の請求書であっても、「ABBYY FlexiCapture」が必要な項目



を自動的に識別し業務システムに入力しています。これらの作業には50人日かかっていましたが、それが12人日まで削減。業務効率は大幅に向上し、請求書関連業務の約75%が削減されました。

本システムを導入したことにより、請求書の入力処理に人が介入する余地が減り、「転記ミス」や「記載ミス」などが削減されました。さらに業者と経理担当者間の連携が強化され、誤請求や支払遅れなどのトラブルも起こりにくなりました。

当社のDXの取り組みにより、支払業務プロセスの効率化とガバナンスの強化を達成することができました。

この取り組みは、ファクスなどの処理にも応用できるものだと考えています。ファクスは欠品している商品の発注などに使われるほか、マスターの対応が間に合わない新

製品の発注でも使っています。そういった業務効率化にも同システムが利用できるのではないかと期待しています。

DXは、多くの企業が抱えている課題だと思います。デジタルテクノロジーが進化していく中、製品、サービス、ビジネスモデルも変化し続けています。進化しているデジタル技術を使い、人々の成果をよりよいものへの変革するために、DXへの取り組みは加速させていく必要があるでしょう。

さらにこの取り組みは、「環境 (Environment)」、「社会 (Social)」、「ガバナンス (Governance)」の頭文字をとったESGに立脚した活動にも沿うものだと考えています。

今後も、DXやESGを通じ、「地域の皆さんとともに成長する」をさらに加速させていきたいと考えています。

JIIMAビジョン2020を発表

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

理事長 かつ まる やす ゆき
勝丸 泰志

JIIMAは10月に新たなビジョン2020、

日本のあらゆる組織の価値を高めるために、文書情報マネジメントの実践を通じてデジタルトランスフォーメーションを加速するようにリードする協会

を発表しました。本稿では、発表の背景、目的、策定にあたって重視したことなど、そしてビジョンに込めた思いについて紹介します。

ビジョン見直しの背景

前回のビジョン2016では、

安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築

という目標を設定しました。当時から紙、電子化文書及びポーンデジタル文書が共存していましたが、すべてを電子文書流通基盤にのせて動かし、社会全体の生産性を高めていかなければならないということを社会に訴えることを意図してこの目標を掲げました。この目標は今でも達成できてはいませんが、より一層実現に向けて努力しなければならないのですが、目標として発表した文章が、玄人受けはするかもしれませんが、一般の方にはわかりにくかったのではないかと懸念もあり、もう少し分かりやすく、また身近に感じられる言い方にできないかと考え見直しに着手しました。

世界を見渡すと、特に米中企業のデジタル産業の発展やデジタル技術を生かした産業の転換のスピードは2016年に想定したよりも速く、それと対照的に日本企業のデジタル化の歩みは遅く、今後益々その差が広がるのではないかと危機感も感じていました。しかし、日本企業の遅れは、これまでの労働慣行に起因することも少なくなく、それが一層変化を難しくしているのではないかと認識もありました。労働慣行とは、崩れているとはいえ年功序列要素が残ること、毎年4月の新卒一括採用、メンバーシップ型採用、労働者の流動性の欠如及びリカレント教育の不足などです。これらは熟練工が必要な産業には適していますが、デジタル産業においては不向きな仕組みです。

とても重い課題を抱えた日本のデジタル化ですが、そのような環境の中で、よりよい方向を示すためにビジョンの見直しに着手することを決めました。

ビジョン策定の目的

ビジョンを掲げる目的は、その組織の方向性を示し組織内部の人にとっては大きな判断をする際の拠り所となり、組織外の人にとってはその組織が何を目指しているのかを知ることにあります。今回のビジョンの見直しは、JIIMAは変わっていくということをJIIMAの内外に広めることが第一の目的です。そのために、それが伝わるような表現にしなければなりません。毎日のようにデジタルトランスフォーメーション（以降DX）という言葉が飛び交っています。DXを成功させるためにテクノロジーは重要ですが、それよりも社会の構造変革を伴うということを理解しないとイケません。JIIMAはそこに関わっていきます。第二の目的は、内部統制が機能していない組織でデジタル化を進めると危険を伴うことを知ってもらうことです。そして、これが一番伝えたいことですが、第三の目的は、文書情報マネジメントはDXを成功させるための仕事の基本であることを理解してもらうことです。

ビジョン策定にあたって重視したこと

先に述べた目的でビジョンを策定しますので、そのビジョンを見た人や聞いた人が理解できなくては意味がありません。今回の見直しの一つのきっかけともなった分かりやすさに気を配りました。次に、自分の仕事との接点を感じられないビジョンは形骸化しやすいものですので、日々の仕事との繋がりが持てることを大事にしました。そして、ビジョンではこれが最も必要だと思のですが、共感してもらえるものにしたと考えました。直接会話のできない会員の皆様に共感してもらえるかというのは、とても難しい判断ですが、それを忘れないようにして検討を進めました。

ビジョン見直しの進め方

見直しを進めるにあたり、本来であれば会員の皆様からのご意見を聞きながら進めたいところでしたが、コロナ禍においてはそれも難しかったため、まずは協会運営に携わる理事が同じ方向を向くために理事を中心に進めることにしました。

具体的には、まずJIIMAのミッションを再確認しました。JIIMAのミッションは、定款にある協会の目的の中に含まれているもの及び過去のビジョン策定時に加えたものがありますが、変わらないことは「文書情報マネジメントの普及・啓発」です。しかし、「普及・啓発」というとあまりにも漠然としているので、もう一段落とした方がよいのではないかとの意見が出ました。このあたりは考えようで、広くしておけば自由度が増すと捉える人がいる一方で、何をすればよいかかわからないという人がいます。狭くするとこれしかやってはいけないのかと捉える人がいる一方で、やる事が明確になったという人がいます。そのあたりを考えると、ミッションは定款にある、

文書情報マネジメントの普及啓発に関する事業を行い、文書情報の利用者へ貢献するとともに関連産業の振興を図る

とし、これに対する現時点での理解として、

- ・文書情報マネジメントのための諸環境を整備する
- ・会員企業を中心とした関連産業が文書情報の利用者へ付加価値の高い製品やサービスを提供する
- ・文書情報マネジメントという産業領域の認知度を上げる
- ・文書情報マネジメントという市場を形成する

としました。

次に、環境認識を理事間で共有することにしました。

ICTの進化は益々激しく、特にコミュニケーション手段は多様化しています。それに伴って過去においては情報のやり取りが文書で行われていたことに対して、現在では文書の形態をとらない情報流通も一般的になっています。その一方で、全てが電子的手段に置き換わるのではなく、紙も依然として残っていて、複数の媒体、複数のコミュニケーション手段が共存していることが特徴となっています。

ICTの進化は、クラウドとAIを普及させ、安全面と利便性において文書情報マネジメントの質を向上させ、そして「機械可読」である文書情報の量が組織の能力を左右するといった文書

情報マネジメントの領域にも大きな変化を及ぼしました。しかし、その結果として、文書情報の組織管理が曖昧になるリスク、本来共有すべきでない人と情報を共有してしまうリスク及び共有した情報が第三者により改竄されるリスクなども大きくなりました。さらに、AIにインプットする情報の適正性評価やAIが行った判断の適正性評価が必要になるなど文書情報マネジメントを行う環境に新たな課題が生まれました。

企業の付加価値を高めるために、あるいは作り直すためにDXが叫ばれています。DXはテクノロジーの利用から企業文化の変革までをも含むとても重い概念で、日々あちらこちらでこの言葉を目にし、セミナー等でもよく成功事例が取り上げられていますが、本当に理解している人ほど頭を抱えているのではないのでしょうか。かつてIT先進企業といわれ、早期に基幹システムを導入して社内のIT化を行った企業で、その後の技術の進化を取り入れずレガシー・システムを維持し続けた企業ほど転換に苦労しているようです。テクノロジーの問題だけではなく要素も背景にはありますので、それらを含めたトランスフォーメーションに舵を切れるかどうか問われています。

コロナがもたらした最大の変化は、ワークスタイルに対する関心を深めたことではないでしょうか。これまで何とかならないのかと思いつつ諦めていた通勤地獄は、必ずしも避けられないことではないとわかりました。勿論、仕事によっては対面でできないことは多くあります。対面の方が効率よくできる仕事もあります。しかし、その必要がない仕事も沢山あるということがはっきりしました。これはよかったですと思います。

ビジョン決定の経緯

ビジョンをどう表現するかについては、何度か変更がありました。

初めに提案されたのは、

効率的で持続可能であって、すべての人が必要な時にデジタル技術の支援を得て、自由な働き方を選択でき、時間や場所の制約なく仕事ができ、人間らしい生活を送れる社会の実現を目指し、官民を問わず日本のあらゆる組織が、文書情報マネジメントの重要性を理解し、実践するようにリードしている協会である。

です。この案に対してJIIMAらしさはどこにあるのかとの異論が出ました。確かに、誰も反対しない代わりにJIIMAである必

要もないよね、ということと長すぎることで却下となりました。が、ただ却下したのではなく、これを実現するためにJIIMAとしてどうありたいかをビジョンとし、この文章は生かしたいと考え、最終的には「ビジョンの達成を通して社会に貢献すること」の位置づけで残しました。

次に提案されたのは、

自組織及び顧客組織の価値を高めるために、官民を問わず日本のあらゆる組織が、文書情報マネジメントの実践を通じてDXを加速するようにリードしている協会

です。これはご覧のように「組織」という言葉が何度も出てきてずっと入ってこないとの意見がありました。誤解されないように丁寧に表現した結果くどくなってしまいました。正確にというのは、企業であれば企業価値を高めると一言でいえますが、JIIMAは企業だけではなく官公庁や団体も対象にしていますので、それを表すために組織という言葉を使いました。また、JIIMA会員はバンダーが多いのですが、ユーザーへの働き掛けも重視していますので、そのために「自組織及び顧客組織」と組織を重ねることになってしまいました。「DX」をビジョンに入れるのは、長期的にみると視野を狭める懸念もあったのですが、発表時点での理解のしやすさを考慮して入れることにしました。5年後にもDXがビジョンとして通用するとしたら、日本もかなり危機的状況になるといえるでしょう。ビジョンは頻繁に変更するものではないと思いますが、DXについては、早くビジョンから外せるようになってほしいと思います。

他に議論したことは、最後にある「リードしている協会」という表現は弱いのではないかがありました。協会の姿勢としてもっと強く出した方がよいとの意見です。企業であれば「リードする」と言い切るところですが、JIIMAは各企業が会員となって活動していただいています。実際に文書情報マネジメントを実践していただくのは各企業において、各企業がそのお客様に対して実践の支援をしていただくという関係になりますので、JIIMAとして言い切れるのかとの躊躇いがありました。しかし、多くの理事の方が言い切る方に賛成していただきましたので、理事の皆さんはJIIMA会員として及び自らの企業活動として実践して戴けると感じ、自信をもって「リードする」に変えることにしました。

ビジョンを最終決定する前に、もう一つの案がありました。それは、

文書情報の高度利用の実践的な普及を通して、日本の官民における組織活動の競争力を高める協会

です。この案は、これからJIIMAが力を入れたい方向を示して、賛成する理事もいました。ただし、これだけを見ると、文書情報マネジメントの重要な役割である、文書の作成～保管・保存はいつでもよいのかと勘違いされかねないことを心配しました。注釈をつけることは可能ですが、なかなかそこまで見て頂けないでしょう。しかし、黙って葬るには惜しいのでここで紹介しました。

最終的に採択されたのは、

日本のあらゆる組織の価値を高めるために、文書情報マネジメントの実践を通じてDXを加速するようにリードする協会

です。

少し解説しますと、「組織の価値を高めるために・・・DXを加速する」は理解していただけたと思いますが、そこにどうして「文書情報マネジメントの実践」が関係するのかとの疑問もたれる方もいらっしゃるかもしれません。組織の価値を高めるためには、DXだけではなく内部統制の強化が必須でDXと内部統制を両立させなければなりません。内部統制のために文書情報マネジメントが必要であることに異論はないと思います。では、DXにどう関係するのかですが、デジタル化で成功している企業を調べてみると、高度な情報の利活用を行っていることがわかります。事業を成功させるために必要とされるデータや情報を取得し、取得したデータや情報を理解し、そこから付加価値を創出しています。これら一連のプロセスは、デジタル時代の文書情報マネジメントが対象としなければならないことで、JIIMAが取り組もうとしている課題です。

ビジョンに込めた思い

業界団体であるJIIMAは日本の社会及び日本の企業が生産的であって、個人としては、豊かさや幸せを感じられ、若い人々も将来に対して希望が持てる、そのような社会の実現に役立ちたいと考えています。そのため、先に紹介した、「ビジョンの達成を通して社会に貢献すること」に位置付けた

効率的で持続可能であって、すべての人が必要な時にデジタル技術の支援を得て、自由な働き方を選択し、時間や場所の制約なく仕事ができ、効率的でかつ人間らしい生活を送れる社会の実現

がビジョンに込めた思いとして裏にあります。「人間らしい生活を送れる社会」という言葉がさらっと入っていますが、コロナを機に明らかに何かが変わってきています。これまで当たり前とっていた、会社で仕事をする、そのために満員電車で通勤する、会議のために移動を余儀なくされるといったことが、実はちょっとしたテクノロジーで当たり前ではなくなるということがわかりました。これまでの当たり前を見直して、ワークスタイルの変革に留まらずライフスタイルの変革にまで繋げていきたいものです。

ビジョンの活用

ビジョンは額に入れて飾っておくものではなく、判断するときや行動するときに基準を提供しなければ価値はありません。協会活動は委員会によって成り立っていますので、まずは委員会のこれからの活動計画において、ビジョンへの繋がりを意識してもらうようにします。また、JIIMAが主催する各種のイベントにお

いても、同様に繋がりをもったテーマを掲げていきます。

コロナ禍で唯一幸いしたことは、イベントをオンラインにせざるを得なくなったことで遠隔地の方々との接点が増えたことです。JIIMAが提供する「文書情報マネージャー認定セミナー」を初めてオンラインで行ったところ、東北や北陸の方々に受講いただきました。リアル開催の場合は、東京と大阪でしかできていませんでしたので、大きな進歩です。オンライン化によって、日本全国の会員との距離が同じになりましたので、ビジョンを介したコミュニケーションを実現したいと思います。

公益法人であるJIIMAは、社会に文書情報マネジメントの意義を正しく伝え、実践していただくことを重要な役割としていますので、ここにも生かしていきたいと思っています。2021年に創設が計画されているデジタル庁は社会全体のデジタル化をリードしていくことになるようですが、デジタル化の中に文書情報マネジメントがしっかりと位置付けられるように働きかけていきます。

今後ともJIIMAの活動に対し、関係各位のご支援ご鞭撻をお願いいたします。

令和3年

JIIMA オンライン賀詞交歓会開催のご案内

新型コロナウイルス感染予防の観点から、今回はオンラインにて賀詞交歓会を行うことになりました。オンラインながら、平井大臣のビデオメッセージをはじめ、経済産業省・国会図書館・国立公文書館等の関係省庁や関係機関の方々からごあいさつもいただき、会員企業や委員会メンバーが一堂に会するJIIMA賀詞交歓会を実施します。

日 時 令和3年1月15日(金) 15:00 開始 (1時間ほどを予定)

申し込みURL <https://www.jiima.or.jp/info/gashikoukankai2021/>

お申込み締め切り日 令和3年1月6日(水)

参加費 無 料

参加資格 JIIMA会員の皆様
※会員ではない方からのお申し込みは受け付けておりません。

問い合わせ JIIMA事務局 moushikomi@jiima.or.jp
※テレワーク実施中のため、お電話での問い合わせはご遠慮ください。



膨大なマニュアルを電子化し、安全性を向上

日本航空
ボーイング787機長
やまぐち こうせい
山口 幸政



マニュアルを電子化へ

日本航空機長の山口と申します。私はボーイング787型機の操縦業務以外に、パイロットが使用するマニュアルの発行や改訂の際、内容や文章の配置をパイロットの立場で最終確認し、必要に応じて担当者に修正を依頼する業務を行っております。

みなさんは、飛行機のパイロットがどのようなマニュアルを使っているかご存じでしょうか？ 実は膨大な量があり、最重要とされる部分だけでおよそ電話帳5冊分（A5サイズ・7.5センチ幅のフォルダ7冊）にも及びます。持ち運びはもちろんのこと、マニュアルには頻繁に改訂が入るため、改訂された部分を差し替えて最新の状態を維持するのも一苦勞でした。

このマニュアルですが、数年前に電子化することとなり、まずはPDF化されたマニュアルを専用のアプリケーションを使ってタブレット端末で閲覧できるようにしました。これにより、パイロットはマニュアルをタイムリーに最新の状態を確認できるようになっただけでなく、個人貸与されていた多くのマニュアルの改訂ページの差し替

え作業からも解放されました。もちろん紙代や印刷代のコスト削減につながったことは言うまでもありません。

その後、マニュアルの電子化をすでに進めていた複数の海外航空会社の調査も行いました。電子化の導入から運用にわたる各社の実情を詳細にみることによって、ただ紙をPDF化するにとどまらず、マニュアルと最新技術を有機的に結びつけるという観点で電子化を進めることが、当初想定していた以上に大きなメリットをもたらすことを再認識させられました。このように情報を収集するなかで、「必要な情報が簡単に検索できること」、「マニュアルの複数の関連箇所を結びつけられること」が、マニュアルへの理解促進や利便性向上につながり、さらなる安全性の向上を実現できるという考えに至りました。そこで、これらの条件に適った「ドキュメント・マネジメント・システム」という新しいシステムを導入することにしました。海外では複数の企業が航空用のシステムを手掛けているため、海外で開催された見本市に参加したうえで当社にとってもっとも適切と考えられるものを選定しました。

さらに、新システムというハード面だけでなく、これと同時にマニュアルの体系そのものも見直すことにしました。これは、何十年も続いてきた仕事の仕方を一新することを意味し、何千人もの関係者を巻き込んだ大きなプロジェクトでした。

マニュアル刷新プロジェクト

2017年から約3年に及んだプロジェクトは以下のような内容です。

(ソフトウェアの導入)

- ・マニュアルの改訂箇所、改訂経緯、組織・担当者等の情報を共有し、そのシステムの中で組織承認を行えるシステムの導入
- ・上記の承認を受けてマニュアルを改訂し、配信するシステムの導入
- ・タブレット端末内でマニュアルを閲覧するViewerアプリケーションの導入

(仕組みの再構築)

- ・マニュアル体系の刷新

また「マニュアルマネジメント部」という組織を設立し、プロジェクト完了後も、刷新したシステムとマニュアル体系を維持管理し、運航の安全性、品質を高められる

体制を敷きました。マニュアルマネジメント部には、地上職社員のみならず、私のような現役のパイロットも在籍し、現場の声をマニュアル作りに反映しています。

ここで、パイロットが運航時に使っているマニュアルについて簡単にご紹介します。その量が膨大であるだけでなく、内容も航空法など法律に関係するものから航空機システムに関するものまで多岐にわたっています。そしてそれらを大きく分けると3つの分野に分けることができます。1つは飛行計画や気象条件など運航の基準となる各種規程について。次に航空路や空港ごとの規則や制限事項などについて。そして最後に飛行機の運用限界や操作方法、航空機システムなどについてです。また、それぞれの分野では重要度に応じて、飛行機に搭載することが法律で義務付けられているような基幹規程を筆頭に、それらの内容について詳しく説明をしたり、操作手順の解説をしたり、設定された背景などを紹介する補足情報類まで数段階に分類しています。

つまり基幹規程と補足情報類では同じカテゴリで結びつきが強いにもかかわらず、その重要度の違いから別冊になっている部分があるのです。そのため、かつては散らばった情報を探するのに時間と労力を要しましたが、新システムの導入によって、関連性の高い部分はインターネットのようなリンクで結ぶことができるようになり、必要な情報にたどり着きやすくなりました。さらには検索機能が従前よりも向上したため、リンクでつながっていない箇所であっても目的の情報を見つけやすくなりました。

また、どこにどの情報があるのか直感的に把握しやすくするために前述のとおりマニュアル体系の再構築も行いましたが、この新しいマニュアル体系と新システムのあ



新しいマニュアル体系とシステムに係る検討を付せんを貼って行っている

ブックマーク(しおり)機能の相性がいいことも実感しています。ブックマークは関連する内容をひとまとめにし、必要な情報が容易に確認できるような使い方をしますが、以前のPDF方式ではブックマークをページ単位でしかつけることができず、改訂時に文章構成がずれ、そのブックマークから所望の情報にたどり着けない、ということがよく起きていました。しかしながら、新システムではブックマークが位置情報を持ち、「項目」単位でつけることが可能となったことから、ずれることがなくなったのです。併せてマニュアル内で新規文書を追記したり、不要となった箇所を削除したりしても、全体の構成の整合は保ちつつブックマークも追従するため、ユーザーはブックマークの貼り直しといった作業をする必要がなくなりました。

加えて、マニュアルを発行するタイミングも工夫しました。かつては各部署がそれぞれのタイミングで五月雨式にマニュアルを発行していましたが、原則として決められた日にまとめて発行するように変更したのです。もちろん急ぎで発行する必要のあ

る場合は除きますが、定期改訂日を設定することによって、受け手のパイロットもまとめて確認することができるようになりました。

課題とメリット

では、改善されたマニュアルが実際のフライトでどのように役立つのか一例をご紹介します。例えば、飛行中にお客さまが急に体調を崩された場合、状況によっては目的地を変更して途中の空港に着陸するような事態も想定されます。しかし、近くの空港ならどこでもいいわけではありません。滑走路や誘導路についてはもちろんのこと、駐機可能なスポットがあるのか、また給油や地上電源等の設備は整っているのかなどさまざまな情報を短時間で、地上で運航をサポートする部署とともに調べる必要があります。このような場合、必要な情報にたどり着きやすくと運航に余裕が生まれ、ひいては安全性の向上につながるのです。

このようにいいことづくめの新システムですが、導入を決定してから実際に運用する

Case Study

までの道のりは容易ではありませんでした。新システムのメーカーが海外企業なので、時差のため日本時間の夜にテレビ会議を行ったり、実際に現地まで赴いて細かな内容について話し合ったりもしました。また、マニュアルの作成や編集を行う社内各部署のキーパーソンや、利用者であるパイロットに対して、さまざまな媒体で情報を発信するとともに、説明の場を何度も設けるなど長い期間をかけて丁寧に準備をしてきました。

そんな道のりを経て、2020年1月に本格的な運用を開始しました。開始日前からIT部門の担当者や来日したメーカーのシステムエンジニアとともに万が一の事態に備えましたが、大きな混乱もなく無事乗り切ることができました。それから1年近く経過した現在、マニュアルマネジメント部の業務は、マニュアルが意図したとおりに作成され、配信されているかの維持管理が中心のフェーズに移っています。各部署が



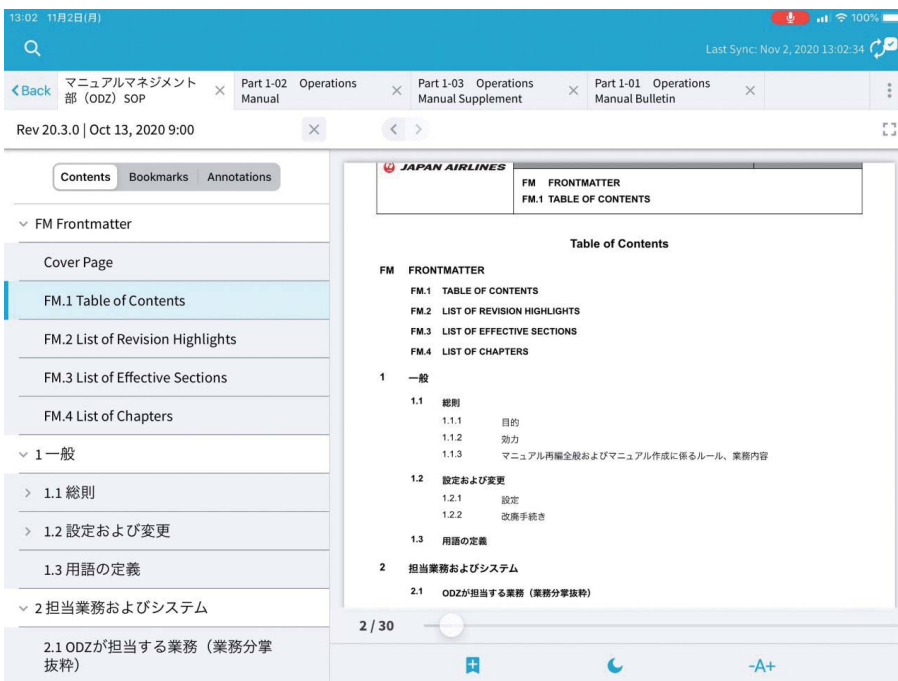
マニュアルマネジメント部メンバー同（2019年7月 撮影）

編集したマニュアルを確認し、改訂された箇所を把握しやすいように改訂履歴集を作成してからタブレット端末に配信しています。また、パイロットからの声を反映してマニュアルの体裁を変えたり、内容の見直しを行ったりもしています。このようにユーザーにとって使いやすいマニュアルを

目指し、日々改善に取り組んでいます。この「マニュアルを磨く文化」を築き上げ、引き続きしていくことが私たちの次のミッションです。

安全性から働き方改革へ

最後に、地上側での働き方について触れたいと思います。以前であれば、マニュアルを作成する社員は、改訂の際にはオフィスで向かい合って内容を検討するような場面も多くありました。しかし、これまで述べてきた変革のおかげで、マニュアルの発行手順や仕組みが構築され、また関係部署が同じプラットフォームを使用しているため、昨今の新型コロナウイルスの影響で急激に増えたテレワーク環境下においても、ビジネスチャットツールやテレビ会議などを通じて意思疎通を図りながら、円滑に業務ができるようになってきました。今後は現在のシステムのいっそうの慣熟と効率化を進めることで、安全性の向上のみならず、働き方改革の一助にもなるのではないかと期待しています。



Copyright © 2020 by Viasat

株式会社小松製作所（コマツ）

「DX」は料理における「カット野菜」、 「調理」、「レシピ」?! オープンイノベーションに基づく 「共創」で、業界変革までを推進

株式会社メディア・パラダイム研究所
ITジャーナリスト おく だいら ひとし 奥平等

日本を代表する建設機械・鉱山機械メーカーである株式会社小松製作所（以下:コマツ）は、1921（大正10）年5月に設立された。同社は2021年に100周年を迎えるが、その歩みは1917（大正6）年に石川県能美郡国府村（現・小松市）にあった銅山の自家用機械生産から始まる。その後、1932（昭和7）年に農林省からの要請により、日本初の国産トラクター「T25トラクタ」を開発。戦後は食糧増産のための開墾や国土復興などの需要からブルドーザーを量産し、日本の発展の一翼を担ってきた。さらに本社を東京に移転した1951（昭和26）年以降は、油圧ショベルやフォークリフト、重ダンプトラックなどの建機製品を次々と手掛け、それぞれ建機における世界ブランドとなっている。

21世紀に入ると、同社は「建機革命」ともいわれた建設機械の稼働情報を遠隔で管理・把握する「KOMTRAX（Komatsu Machine Tracking System）」を発表。常に我が国におけるデジタル化の最前線を牽引し続け、経済産業省と東京証券取引所が共同で実施してきた「攻めのIT経営銘柄」の常連であったとともに、同プログラムを改訂した「DX銘柄2020」においては外部環境の変化に即応する強靱でフレキシブルな収益構造とEGS課題の解決の両立を高く評価され、トラスコ中山とともに「DXグランプリ」に選定されている。

来年の「創立100周年」とその先の成長を目指した中期経営計画の中で、同社は「ダントツバリュー」というコンセプトを掲げ、機械の自動化・自律化を実現する「モノ」、施工オペレーション全体の最適化を図る「コト」の2軸を起点に「安全で生産性の高いスマートでクリーンな未来の現場」の実現を目指し、DXを推進・加速させている。

ここでは、その核を担う「スマートコンストラクション」を中心に、「自社のみならず業界全体の変革」を掲げる同社のDXと施工現場の未来を探っていく。

■ DX銘柄2020

経済産業省と東京証券取引所が、中長期的な企業価値の向上や競争力の強化を目的に、我が国における企業の戦略的IT利活用の促進に向けた取組の一環として、2015年より5回に渡って共同で実施してきたプログラム「攻めのIT経営銘柄」。しかしながら、企業活動におけるDXの流れは、すでに「ベター（行うべき）」からではなく「マスト（必須）」、「手段」から「前提」へとパラダイムシフトしつつある。

そこで、体系的な整理・見直しを行った上で、従来以上に「DXの実践」にフォーカスし、2020年度から新たに改定されたのが、「デジタルトランスフォーメーション銘柄（DX銘柄）」である。

それだけに、選定に当たっては経営革新、収益水準・生産性の向上をもたらす積極的なIT活用のみならず、デジタル技術を前提にビジネスモデルなどを抜本的に変革し、新たな成長・競争力強化につなげていくことに着目。政府の「Society 5.0（*1）」の実現に向けて、2020年1月に立ち上げられた有識者による「Society5.0時代のデジタル・ガバナンス検討会」が策定する「デジタルガバナンス・コード（*2）」との整合性も求められている。

その中で、2020年8月25日に「DX銘柄2020」選定企業35社と「DX注目企業2020」21社が発表された。

*1 新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決を両立していくという政府の方針
*2 経営における戦略的なシステムの利用の在り方を提示する指針ならびにその達成度を測る評価基準

「モノ」と「コト」の融合を徹底追求する中で生まれた 「スマートコンストラクション」におけるDXの本質

コマツが2019年4月からスタートさせている中期経営計画（2019～2021年度）では、「DANTOTSU Value-FORWARD Together for Sustainable Growth（以下：ダントツバリュー）」

をキャッチフレーズに、新たな成長戦略の柱として、①イノベーションによる価値創造、②事業改革による成長戦略、③成長のための構造改革の3つを掲げている。ここでいう「ダントツバ

リユール」とは、これまでコマツが取り組んできた「ダントツ商品」、
「ダントツサービス」、「ダントツソリューション」を、さらに加速・
進化させることで、「顧客価値創造を通じたESG課題の解決と
収益向上」を踏まえて、「安全で生産性の高いスマートでクリーン
な未来の現場」をステークホルダーとともに創造・実現していく
ものである。

「ダントツ商品」とはいうまでもなく、他社の追随を許さない、
最新のデジタル技術を搭載したICT建機を指す。環境性能と低
燃費を両立させた「ハイブリッド油圧ショベル」、ブレード制御
機能搭載の「ICTブルドーザー」、インテリジェントマシンコント
ロールを実現した「ICT油圧ショベル」などがそれに当たる。い
ずれも、世界で初めて市場に投入された製品である。

「ダントツサービス」は、工場出荷時にダントツであった商品
が、長年に亘って使い続けられる中において、常に品質を維持
し続け、顧客の現場でダントツであり続けるための施策である。
「建機革命」ともいわれ、すでに2001年時点から標準装備させ
ている機械稼働管理システム「KOMTRAX」もその1つ。建設
機械にGPSや通信システムなどを搭載し、建機の位置や稼働状
況を一元管理するこの仕組みは、建設機械から発信された情報
をレンタルやサービスなどに活用でき、顧客が保有する車両の
稼働率向上や維持費の低減をはじめ、建機におけるライフサイ
クルを見通した支援を可能とする。また、保守管理や省エネ対
策などでの有効性も評価され、全世界で50万台超が稼働して
いるといわれる。

一方、「ダントツ商品」と「ダントツサービス」で競争優位基盤
を築いたコマツは、通信技術とセンサー技術の進化に伴い、
データ活用を通じて、顧客の課題解決へ向けて舵を切る。機械
の自動化・自立化、データの収集・蓄積に加えて、「モノ（建機）」
から発せられるデータを有機的につなぐことで、測量から検査
までを含めた現場全体を「見える化」し、施工オペレーション
全体の最適化を図る「コト（プロセス）」の改善を起こそうとい
う発想だ。それを具現化するのが「ダントツソリューション」であり、



コマツ 執行役員 スマートコンストラクション推進本部 本部長
四家 千佳史氏

その核を担っているのが、コマツが2015年から取り組んでいる
「スマートコンストラクション」である。

測量から施工・出来形検測までを3次元データでつなぎ、
ICT建機を使った施工の価値を最大化する取り組みである「ス
martコンストラクション」は、すでに国内10,000以上の現場で
導入されている。

コマツ執行役員でスマートコンストラクション推進本部 本部長
を務める四家 千佳史氏は、3つの「ダントツ」の関係性を踏
まえて、同社におけるDXの本質を次のように説く。

「ダントツ商品とダントツサービスは、いうなれば自社のオペ
レーション改善を主眼としていました。それに対して、ダント
ツソリューションはお客様の課題やオペレーションに立脚して
います。そのため的手段として、ICTならびにデジタル技術を
積極的に採用してきました。ただし、目的はあくまでも、
施工プロセス全体の中で“安全で生産性の高いスマートで
クリーンな未来の現場”を実現すること。それだけに、ICT
やデジタルといった手段が目的化しないように細心の注意を
払っています。というのも、DXはデジタル活用による業務
改善・効率化や生産性向上に囚われがちです。しかし、
その本質は“変革”に他なりません。そして、目的へ向かう
中で、当社のみならず、お客様側で変革が起こった時、
それこそが本当のDXといえるのではないのでしょうか」

国土交通省「i-Construction」のモデルにもなった「スマートコンストラクション」の先見性

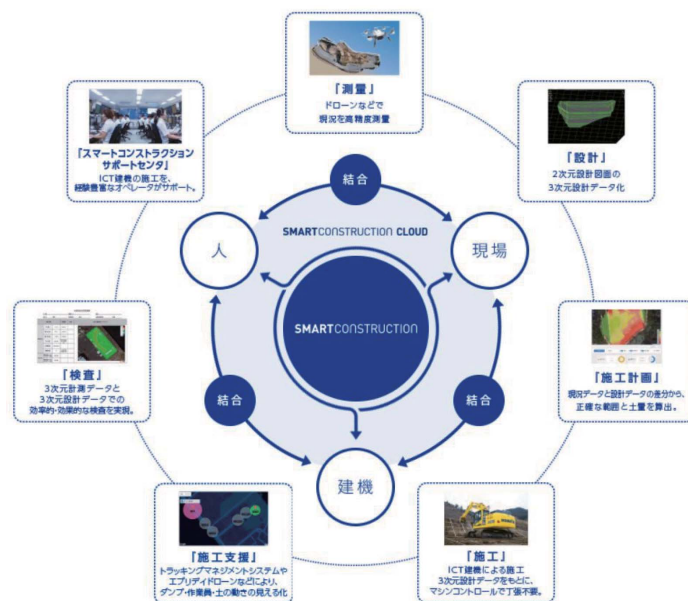
我が国のインフラを支えるエッセンシャルな存在である土木・
建設業のICT化においては、2016年度より国土交通省が情報
化を前提とする新基準「i-Construction」を導入している。「ICT
の全面的な活用などの施策を建設現場に導入することによって、

建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場
を目指す」ことを目的とする同基準は、「きつい、汚い、危険」
という3Kのイメージが強く、慢性的な人手不足が深刻な土木・
建築業界の生産性を向上させ、経営環境の改善を図り、「給与

が高い」、「休暇が取れる」、「希望が持てる」という新3Kに基づく魅力的な産業にすることが狙いである。

コマツは、その「i-Construction」以前から「スマートコンストラクション」のコンセプトを発表しており、国土交通省も国としての施策の実現性を探っている段階から、大いに参考にしている。実際に、建設業におけるデジタル活用の基準も、コマツへの視察を契機に抜本的改定となっている。

「国の社会基盤を担う建設業をバックアップしていこうとするi-Constructionと、顧客が直面している課題を解決していこうとするスマートコンストラクション。この2つは、アプローチの違いはあるものの、コンセプトは同じ方向を向いていると言えます。それだけに当社としても、日本の未来を見据えながら、スマートコンストラクションのさらなる高度化・多面化を図るとともに、その普及に全力を尽くしていきたいと考えています」(前出・四家氏)



スマートコンストラクションの概念図 (出展：コマツ Webサイトより)

カット野菜はバリエーションがあった方がいい!! 画期的なオープンプラットフォームの提供をスタート

コマツが「スマートコンストラクション」を具現化するに当たって、大きなアドバンテージとなっているのが、ICT建機に装備されたセンサーが収集する刃先データと、それを地形として読み解く情報に変換するアルゴリズムである。また、ドローンやカメラによる3次元測量も併用されており、測量から設計・施工計画、施工管理、検査に至る全工程の情報、3次元データを一元管理できるようになっている。これが、コマツが言う「モノ(建設機械の自動化・高度化)」と「コト(施工オペレーションの最適化)」の統合に他ならない。

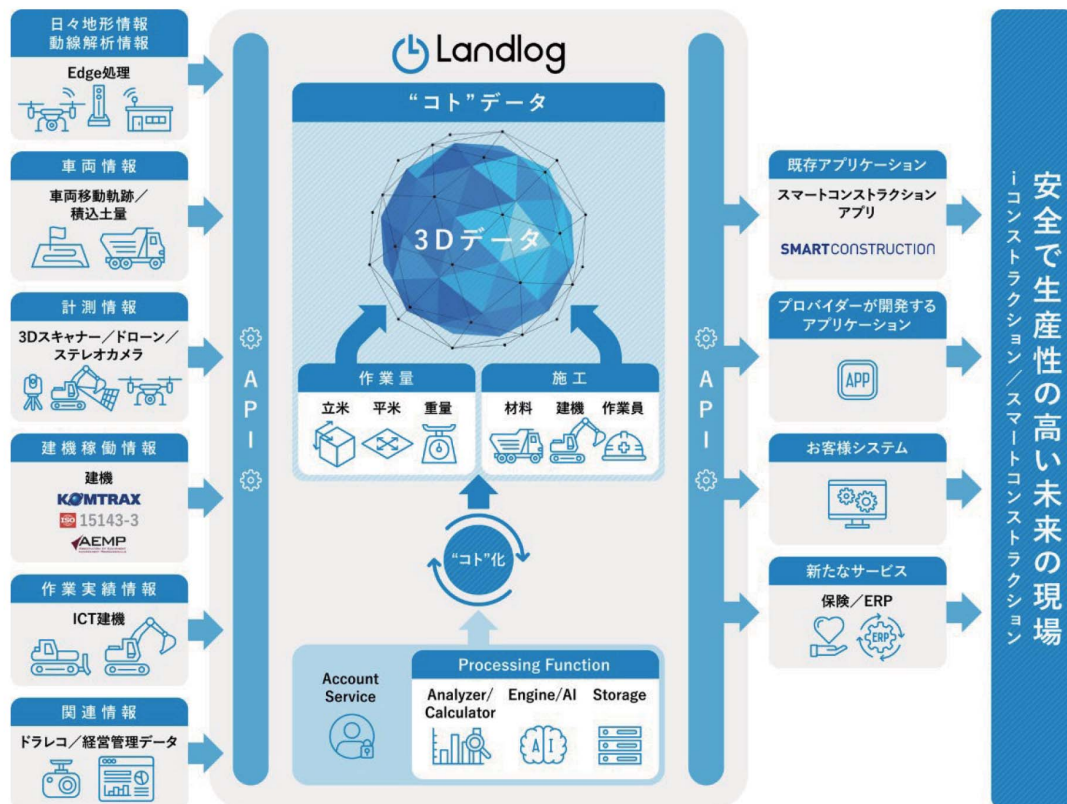
この「モノ」と「コト」の統合を実現する上で、鍵を握るのがデータプロセッシングである。四家氏は「カット野菜」と「調理方法」、「レシピ」に例えて、その重要性を説明する。

「デバイスから吸い上げたデータは、単なる事実(ファクト)に過ぎません。料理で言えば、素材となる“生野菜”のようなものです。例えば、刃先位置のデータにしても、サーバ側で処理して地形データにしないと、情報として活用することはできません。同様に施工現場で重宝されるデータは、画像・映像・音声などといった、いわゆる非構造化データが中心です。つまり、それらのデータを現場で使える情報にするには、データプロセッシングを通じて構造化・見える

化させることが必須となってきます。また、次のステップでは、加工された情報をどのように役立てていくかという活用に関する問題もあります。私は前者を“カット野菜”、後者を“調理方法”と位置付けています。そして、それらを独自の問題解決手法として具現化したものこそ、コマツの“レシピ”に他ならないのです」(前出・四家氏)

「カット野菜」と「調理方法」はバリエーションが豊富な方がいい。そう考えたコマツは、ある英断に踏み切る。それが、土木・建設の生産プロセス全体に変革を創出することを目的に、2017年10月よりNTTドコモ、SAPジャパン、オプティムとともに4社共同で企画・運営するオープンプラットフォーム「LANDLOG」である。これまでコマツが培ってきた各種機材からデータを吸い上げる部分と、アプリケーションが利用可能な状態にデータを加工する部分を切り出し、PaaSともいえる概念で、あらゆる企業が参画でき、利用可能なオープンプラットフォームの提供をスタートさせたのだ。

このセンサーショナルな取り組みは、2019年度には国土交通省「i-Construction大賞」における「国土交通大臣賞」に輝いている。コンセプトの発表後には株式会社ランドログとして法人化され、パートナーエコシステムのもとにQCDを担保し合いなが



LANDLOGのイメージ (出展：株式会社ランドログ Webサイト)

ら60社以上が参画。高度な解析を通じて価値あるデータとして可視化する「見える化IoTソリューション活動」、アプリケーションプロバイダーとの密な連携により課題解決に取り組む「アプリプロバイダー向けサービス活動」、コンセプトに共感する企業とともに新たなソリューションを創造する「ランドログパートナー活動」の3つを基軸に、世界初の試みともいわれる土木建設事業者向けオープンプラットフォームの普及と進化に邁進中だ。

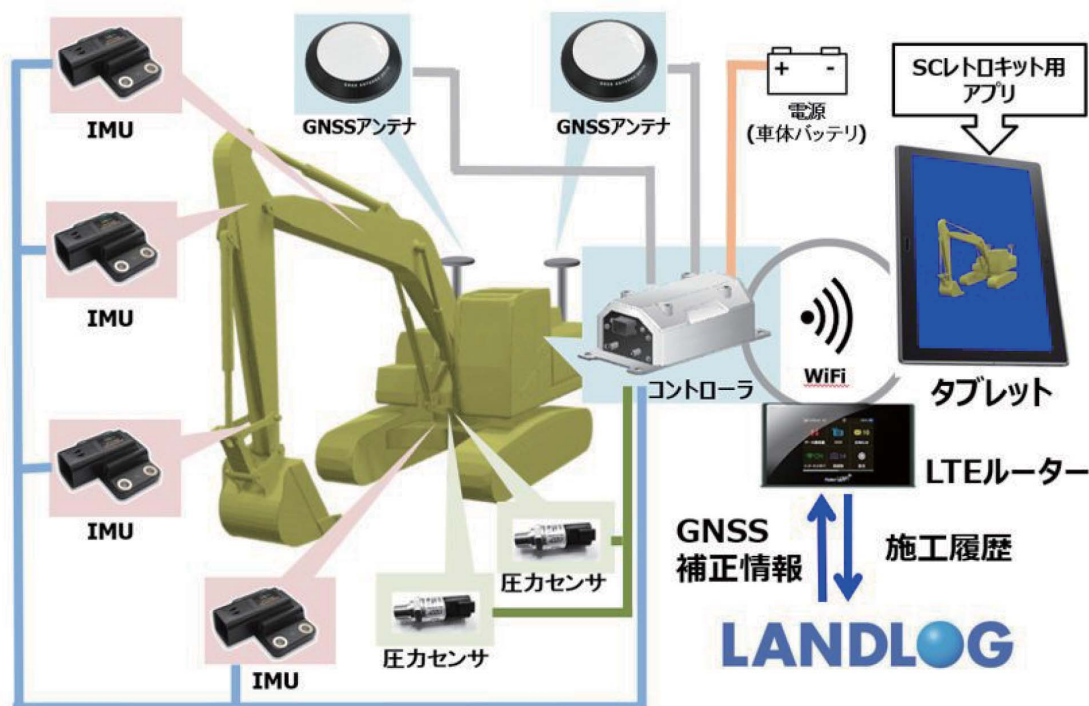
「オープンプラットフォームにしたら、ライバルが増えるのでは?! という声は、当然のように聞こえてきました。その危惧を振り払ったのが、コマツが有する“レシピ群”です。そこでは一日の長がありますので、“コマツはレシピで勝負する”というスタンスで、デバイスからアプリケーションまでを含めて、新たな解決策の創出に注力していきます」(前出・四家氏)

IoTデバイスとアプリケーションのさらなる拡充を「DXスマートコンストラクション」に見るDXの進化

コマツの「スマートコンストラクション」における進化の源泉は、「オープンイノベーション」の発想にあるといっても過言ではない。それは、2020年4月より提供開始した「DXスマートコンストラクション」においても存分に発揮されている。ここでは新たに4つのIoTデバイスと8つのアプリケーションが提供されているが、これらは2019年4月よりオープンイノベーションによるグローバルR&Dプロジェクトとして、開発パートナー20社(国内12社、海外8社)および北米・欧州・日本のユーザーで構成されたPoCパートナーとともにアジャイル手法により開発を進め、わずか1年足らずで開発・発表に漕ぎ着けたのだ。この至極のスピー

ド感、まさにコマツの本気度を表している。

「DXスマートコンストラクションの取り組みは従来の延長線上にないものばかりです。いわゆる正解や定石はなく、コンセプトに基づき常に試行錯誤で臨まなければなりません。その中でスピード感を持って開発していくには、アジャイル開発に頼らざるを得ませんでした。現状では100点満点とは言えないかもしれませんが、アプリケーションはすべてコンテンツ化されているため、お客様の要望を踏まえて、容易にブラッシュアップすることが可能です。その意味でDXスマート



スマートコンストラクション・レトロフィットキットの機器構成イメージ(出典: コマツ ニュースリリース2020.3.10)

コンストラクションは、アジャイル手法のメリットである短期開発と柔軟性・拡張性というメリットを享受した賜物であると実感しています」(前出・四家氏)

次に「DXスマートコンストラクション」ならではの特徴を見ていこう。まず、新たなIoTデバイスとしてラインナップされた中の1つ、「SMARTCONSTRUCTION Retrofit」に注目したい。スマートコンストラクションならではの施工計画プロセスならびに施工プロセスを、ICT化されていない既存の建設機械を含めて、現場に配置された全ての建機をデジタル対応化させるデバイスである。従来型建機に3D-マシンガイダンス機能やペイロード機能などのICT機能を提供する「スマートコンストラクション・レトロフィットキット」として提供されている。いわゆる後付けキットには先行商品もあったが、その価格帯は1,000万円規模。コマツはそれを、70万円代という驚愕の価格設定で実現している。

「一般的に1台当たり2,000万円代といわれる建設機械の

新規導入に、後付けで高額を投資することには無理があると考えました。そこで“市場価格の10分の1に”というトップの意思決定のもと、紆余曲折しながら、低価格化に辿り着きました。これも、オープンプラットフォームやオープンイノベーションといった取り組みの中で、数多くのパートナーと巡り合い、信頼関係を培ってきたことが大きな糧となっています。いずれにしても、日本の建設現場で稼働する建機の98%以上は、ICT機能を有さない従来型建機であるという現状がある以上、まずは普及こそが急務であると考えたのです。その意味で、レトロフィットキットには業界の理解を促す、起爆剤になってほしいと期待しています。新型コロナウイルスの影響により、それは予想以上に早くなるかもしれません」(前出・四家氏)

「DXスマートコンストラクション」を通じて、コマツは自社の顧客のみならず、まさしく業界全体の「変革」を促そうとしているのだ。

「DXスマートコンストラクション」の注目技術 エッジコンピューティングとAIの先進的な活用

「DXスマートコンストラクション」では、もう1つ、見逃せないテクノロジーがある。利用者に近いエリアのエッジ側でデータを

分散処理する「エッジコンピューティング」だ。あらゆるモノやコトがインターネットで繋げるIoTの世界では、膨大な量のデータ

が流通する。それだけに、従来のクラウドコンピューティングによりデータを集約・処理するだけでなく、エッジ側でより迅速にデータを処理する「エッジコンピューティング」がスポットライトを浴びつつある。負荷分散や混雑による遅延など、これまでのトラフィックの課題を解消し、最適化を図ることができるからだ。

同社はそれを、まさに先進的に活用しようとしている。例えば、高レスポンスが求められる建設現場におけるAIなどの分析・解析処理。クラウドでは時間がかかってしまう処理を、現場に置いたエッジデバイスを用いてリアルタイムに実行できるようにした。これにより、ドローンが空中から取得した点群データなどの処理・解析時間が大幅に削減され、日々の進捗管理が大きく改善されたという。

同社はAIに活用においても積極的だ。すでに現場監督や熟練オペレータが経験と勘で行ってきたことを、AIで代替できるようにする試みもスタートしている。

「当社の構想は現在、AIによる解析・分析・判断を基軸に、“見える化”から最適化へ向けての“解”を導き出すステップへと進もうとしています。現段階では、現場監督が頭の中で描いているロジックを、アルゴリズムによってAIに代替させるという取り組みを展開中です。しかし、実はその先があると考えています。誰もが考えに及ばなかったような最適解が得られる可能性です。そのような変革を想定しながら、AIの可能性をもっともっと探求していきたいと考えています」(前出・四家氏)

「DXスマートコンストラクション」で実践する「縦・横・奥のデジタル化」と「デジタルツイン」とは?!

「モノ」と「コト」の融合を目指してきた「スマートコンストラクション」であるが、「DXスマートコンストラクション」では新たなコンセプトとして、「縦・横・奥のデジタル化」を掲げている。「縦」とはドローンによる測量や3Dマシンガイドを用いたICT建機など、施工プロセスにおける機器のデジタル化、「横」は各工程において収集されたデータ結果を一元化することで、データドリブンな施工プロセスを実現することを目指している。そして、横のデジタル化を踏まえて、それを立体的に複数の現場をつないでいくのが「奥のデジタル化」である。

「縦と横については、実際の現場とデジタルの現場を同期させながら施工を最適化していく“デジタルツイン”という考

え方のもとに、工事全体の安全性・生産性・環境適応性を飛躍的に高めていくことを目指しています。これについては、かなり具体化してきたと実感しています。今後はデジタルツインの機能と情報活用をさらに充実させていくことに力を注いでいきます。一方、“奥のデジタル化”は近い将来へ向けての展望ではありますが、複数の施工をリアルタイムに遠隔でつなぎ、最適コントロールを可能とするため、施工現場のプロセス変革のみならず、管理者・経営者層を含めたビジネスプロセス変革につながるのではないかと期待しています」(前出・四家氏)

施工プロセスの進化に伴う文書情報管理の未来は?! 必然となるペーパーレスの先を見据えた展開を

既存のプロセスの最適化から、既存プロセスの変革へ……。コマツが業界を巻き込んで推進しようとしているDXは、まさに新たな段階に進もうとしている。

では、その時、文書管理の世界はどうなるのか?!

「施工プロセスにおいては、図面・作業日報・検査書類など、現在ではさまざまな文書が介在しています。ドイツのア

ウトバーン改修工事の事例を研究したことがありますが、受注前の入札段階から受注後の計画、施工における管理者および現場のTo Doリストなど、紙の文書が数多く使われていました。しかし、リアルタイムに現場のコストと生産状況を可視化することができる“デジタルツイン”の考え方が浸透していけば、それは劇的に変わるはずで、まず、

ICT建機やドローンから3次元データを取得できるわけですから、いわゆる図面を引く必要がなくなります。また、ダンプトラックの土の運搬量の報告や、建機などの燃料代に関する伝票も、入力することなく、デジタルデータで直接、システムに組み入れることが可能になる日も近いはずですよ」
(前出・四家氏)

確かにデジタル化によって、ビジネスにおける「紙」の存在価値は薄まっていくことは想像に難くない。しかしながら、「文書」を「文字や記号を用いて人の意思を書き表したもの（『広辞苑 第7版』より）」と定義するならば、人間にしかできない仕事や領域がある限り、物理的な意味合いが変わっても、それは存在し続けるはずだ。ただし、デジタルでプロセスが変革された時、文書情報管理もまた、変革を余儀なくされるに違いない。もし

かすると、そこで求められるのは「素材（野菜）」を「カット野菜」に、そして「調理方法」を提示する、もしくは提示しやすい状態にするための情報管理の仕組みなのかもしれない。新たな要望に対応していくためにも、いまはそれぞれの業界のビジネスプロセス変革に注視すべき時といえよう。

コマツ(登記社名：株式会社小松製作所) Profile

東京本社：東京都港区赤坂二丁目3番6号 コマツビル
創 立：1921年(大正10年)5月13日
設 立：昭和39年(1964)3月2日
資 本 金：686億8,900万円(連結：米国会計基準による)
連結売上高：2兆4,448億円(2020年3月期)
従 業 員 数：62,823名(連結)

奥平 等(おくだいら ひとし)

1958年東京都生まれ。株式会社メディア・パラダイム研究所代表取締役。「DP(情報処理)からIT(情報技術)へのパラダイムシフト」と言われた時代から、業界ならびに技術の進化に関する取材を開始。基幹システム、ITインフラ、ネットワーク、BI、教育情報化などをテーマに執筆活動を展開。また、取材活動を通じて蓄積したユーザー目線のスタンスで、IT企業におけるB to Bマーケティングのプランニングに携わっている。





好きな写真と文字による
世界に一つの贈り物専門店

sense121 (センスイチニイチ)とは…

株式会社アピックスの提供するパーソナライズドワイン・吟醸酒のe-shoppingサイト名称です。企業・個人のパーソナライズド需要として、「お名前入りラベル」をあしらったお洒落なお酒のネットショッピングが可能になりました。酒造メーカー・酒販店から一歩違った視点で、ギフト・ノベルティ市場に挑戦します。

APIX
株式会社 アピックス

■ 本 社
〒541-0059 大阪市中央区博労町1-2-2
TEL.(06) 6271-7291(代) FAX.(06)6271-7296
URL <http://www.apix.co.jp> E-mail info@apix.co.jp

■ 東京支店
〒104-0041 東京都中央区東日本橋3-14-4 OZAWAビル3F
TEL.(03)5879-7291(代) FAX.(03)5879-7296
Online shopping <http://www.sense121.com/>





IS 612404

横手市の記録を未来に引き継ぎます

——横手市公文書館



秋田県内の市町村では大仙市に次いで2番目の開館となった横手市公文書館。新型コロナウイルス感染症対策のため、記念式典などのセレモニーもなく5月1日に開館した。公文書館の旧施設である鳳^{おおとり}中学校の閉校した後の活用と平成の合併で統一公文書管理の要望が結合して生まれた同館を訪ね、三浦淳館長と戸田勝己専門員にお話を伺った。

(取材日：2020年10月28日)

JIIMA 広報委員会 委員 ^{なが い}長井 ^{つとむ}勉

まず開館までの経緯の説明をお願いします。

2005(平成17)年10月1日、8つの市町村(横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村)が合併しました。人口約10万人となり秋田県第二の都市となりました。公文書に関しては合併前の旧市町村の基準で分散管理されていたので、文書の在り方など統一する必要がありました。例えば合併以前では文書担当レベルで保存年限などを決めていたようです。それらを統一ルール化し、公文書を整理して管理する必要性が明確になりました。そこで2007(平成19)年度に(仮称)横手市公文書館設置検討委員会、平成22年度には公文書管理に関する研究会も発足しました。

学校の跡地利用はいつから提起されたのですか。

少子化によって学校の統合が進み、併せて遊休施設の増加を受けて、2015(平成27)年度に財産経営推進計画(ファシリティマネジメント計画)が策定されました。空き施設の売却、改修、更地化、他用途化などの選択肢がある中で、遊休地の利活用に、適正な公文書管理ができる施設として公文書館を置くべきだと言う意見が出ました。

そこで旧鳳中学校が公文書館として生まれ変わったわけですね。

鳳中は2013年3月に閉校となり、そのかわり横手西中、金沢



鳳中の記念コーナー

中と統合され横手北中としてその年の4月に開校しました。公文書館の改修工事が始まるまで鳳中の校舎は4年程空き施設でした。その間、空き施設利用を検討した結果、複数の候補から公文書館に決まり、2017(平成29)年度から3年間設計、改修工事を実施しました。館内には鳳中の思い出が見られる記念コーナーもあります。

新型コロナウイルス感染症対策中の開館になりましたが。

今年5月1日の開館でしたが、以降5月20日まで休館となりました。記念式典や講演など一切できませんでした。館内には市民が利用できる貸室がありますが、最近利用が再開されました。

公文書館の設置の発想は総務課からですか。

市史編さん事業担当と文書担当職員からの意見です。市史編さん事業でも多くの歴史資料など収集していましたので施設は必要でした。職員が恣意的に文書管理を判断するのでなく、統一された視点やルールで確実に必要な公文書を残すこと、特に行政活動上にエポック的な出来事を重要文書として保存する施設は重要と考えました。

合併前までの旧8町村には文書管理のルールはありましたか。

1年、3年、5年、10年、永年の文書保存年限の規定がありましたが、2020年4月から永年を30年保存年限に改めました。これまでは10年保存年限を超える文書はすべて永年扱いとなつて手付かずのままでした。

いわゆる「平成の合併」は文書管理を見直す時だったか。

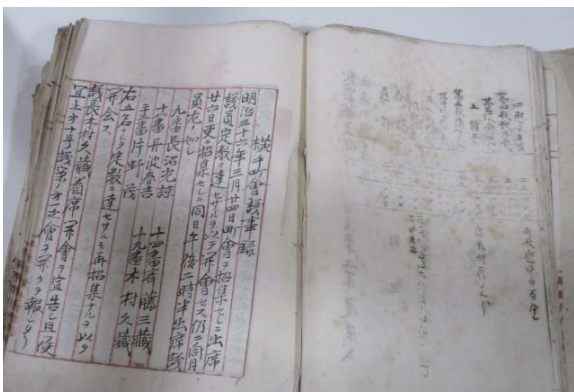
保存規定を改め、評価・選別や廃棄など並行して進めることになりました。そのためにも適正なガイドラインを設定し、選別後歴史文書として保存するなら、当然一つの施設で管理しなければならぬということです。

開館に向けた要望はありましたか。

2019（平成31）年度の議会において私蔵文書や古文書の扱いはどうするのか、公文書館で管理しないのかなどの意見はありましたが、明治4年の廃藩置県後となる市制町村制制定以降の公文書をまずは対象とすることにしました。

では古文書などはどのように扱っていますか。

市内にある郷土資料館、図書館と相談して対応することになり、各館及び文化財保護担当と相談しながら進めています。



明治時代の横手町会議事録

これまでに災害などで歴史資料の損失はありましたか。

2011年の東日本大震災以外には大きな災害は起きていません。また空襲もなく過去の公文書は比較的良好な状態で保存されています。横手は盆地に位置し、また河川の水害もあったそうですが役所への被害はなかったと聞いています。

ところで旧市町村の保存の状況はどうでしたか。

実際、保存の仕方は異なっていました。例えば、保管場所に棚がなく、束ねただけで仕分けや分類がされていない所もありました。雑然と公文書を永年保存していたケースも見られました。そういった意味でもガイドラインを規定し、公文書館という施設の設置に目を向けることになりました。



現在は棚に分けられ、箱ごとに保管されている。

文書管理手法は旧市町村ごとに当然異なっていたと思われませんが。

自治体ごとに公文書の管理手法や基準は異なり、また担当者任せで運用していた自治体もありました。そのため新たに統一した文書分類番号などが必要になりました。価値基準が違っているので、同じような公文書でも自治体によっては廃棄され、またはしっかり整理されているなど様々でした。

現在、主な公文書館内の業務は。

旧市町村の公文書を順次整備しています。すべての公文書がここに移管されてはいません。増田町の公文書から始めて平鹿町、雄物川町、十文字町の順に進める予定です。開館前から着手し、評価選別をしています。完了するには6、7年はかかる見込みです。旧横手市の公文書は整備されていますが、量が圧倒的に多いです。いずれにしても1自治体の公文書が整備されればパターンが見え、作業がしやすくなると思います。



展示スペース



閲覧・レファレンススペース

保存書庫について。

約9万3千冊が収容可能です。行政文書・資料、その他の記録などが対象です。現在、整備された約5千冊の公文書を保存しています。1階には閲覧・レファレンススペース、展示スペース、貸室、ホール、文書選別室、中間書庫を設置、2階と3階には22の文書庫があります。

公文書館への移管ルールの基準は。

基本は非現用文書を対象としています。1, 3, 5年保存期限文書は原課の判断に任せています。10年保存文書は原課で確認後、当館に移管され、評価選別されます。30年保存文書、この中には旧永年保存文書も含まれますが10年経過して移管の対象となります。平成20年度からは保存年限10年を経過した公文書を当館に移管するようお願いしています。したがって移管される公文書には現用文書も含まれます。

評価選別は専門職の方が携わっていますか。

行政職員OB 3名を含むスタッフ7名全員で行っています。ガイドラインに沿って客観的、中立的な立場で判断していますが、実際には悩ましいところもあります。廃棄しないで、残しておけば安全かもしれませんが果たして意味があるのか。古いだけで保存するかどうかという課題もあります。エポック的な出来事は重要文書として、特に政策決定したプロセスを文書として残すことは大事であり、行政側から重要度の観点を核として公文書を判断しています。アーキビストを配置するのは将来の課題です。

文書管理システムの導入は。

2005年合併前から文書管理システムを導入し、バージョン

アップを重ねています。2017年から電子決裁システムも導入しました。今後は公文書館でデータをどう活用するかが課題になります。

常設展など館内展示はどのような様子ですか。

テーマを変えた年2回の企画展を開催しています。現在、次回の展示案を検討しています。試行錯誤しながら市民の方が興味を持てる内容にしたいものです。

文書管理条例化は検討されていますか。

文書取扱規程の中で対応し、開館前に新規規程を制定しました。公文書館条例は既に制定しています。

職員の行政利用はいかがですか。また職員の意識はかわりましたか。

利用や意識改革はこれからですね。当初、各課の文書担当者には現用文書の管理と当館の役割を説明し理解をお願いしました。問い合わせがあれば連携してレファレンスをしています。



企画展の様子



(左から)三浦淳館長と戸田勝己専門員

県内2つ目の公文書館ですが設置に向けた波及効果はありますか。

公文書館の設置は予算を伴う事業であり、しっかりとコンセプトを決めないと進められません。検討している自治体もあるようです。

インタビューを終えて

「平成の合併」で新しい横手市に生まれ変わり、新市建設計画が策定されたのは2005（平成17）年3月。2015年までの11ヶ年にわたる計画である。「豊かな自然 豊かな心 夢溢れる田園都市」をテーマに、教育文化面では「市民が生き生き学び文化の薫るまちづくり」^{*1}をめざす計画だ。

一方、合併に伴って新たな事業が発生するので財政が逼迫しないように政府は合併特例債を起債する制度を設けた。この合併債は95%の充当率で合併後の対象事業に使用でき、償還額のうち自治体は30%負担し、70%は国が負担してくれる条件の優遇措置である^{*2}。当初は2015年度までの制度であったが、東日本大震災を受けた合併市町村は合併特例債の発行期間を5年間延長することが可能となった。

そこで横手市では2016年に計画を見直すことになり、「地域文化の振興」として新たに「重要な公文書、古文書その他の記録を収集・保存し、後世に伝えるための施設を整備」^{*3}が追加された。つまり「公文書館の整備」が文化の薫るまちづくりを推進する具体的な施策となっただけでなく、改修工事などに合併特例債が活用できることも公文書館の実現に大きく後押しをしたといえる。旧市町村の公文書管理の将来を案じ、統一ルールと施設を期待し、記録を未来に引き継ぐ職員の願いが新市建設の理念に盛り込まれたわけである。

ちなみに、「地域に根づくマンガ文化と歴史的な町並みを活かした施設を設置し、地域の魅力向上と交流人口の拡大を図るため既存施設の改修を進める」という施策も追加事業となった。横手市は「釣りキチ三平」の作者矢口高雄（2020年11月逝去）のふるさとであり、横手市増田まんが美術館の名誉館長を務め、原画4万5千点を寄贈したという^{*4}。その他著名な作家の紹介と40万点以上の原画を所蔵している横手市の一大スポットでもある。

公文書館の話に戻るが、開館前の2018年度の総務課目標管理シートを見ると目標への対策として、設置に係わる例規の整備、文書選別をして公文書館への搬入、各庁舎の文書管理状況の確認と公文書館への

ご多忙の中、本日はありがとうございました。

横手市公文書館

<https://www.city.yokote.lg.jp/somu/page0000034.html>

〒013-0006 秋田県横手市新坂町2番74号

電話 番号：0182-23-9010

F A X：0182-23-9025

メールアドレス：somu@city.yokote.lg.jp

開 館：令和2年5月1日

施 設：敷地面積17,900㎡ 3階建、事務室、閲覧・レファレンススペース、展示スペース、貸室2室、ホール、文書選別室、中間書庫、保存書庫

所 蔵 資 料：行政文書、行政資料 約6,300冊※レファレンス資料を含む

※令和2年10月31日時点

開 館 時 間：午前9時から午後5時まで

休 館 日：日曜日、月曜日、国民の祝日及び年末年始

交 通 案 内：

【鉄道をご利用の場合】

JR奥羽本線・北上線横手駅から車で約8分

【車をご利用の場合】

秋田自動車道横手ICから約13分

横手北スマートICから約11分

秋田空港から約50分

移管に必要な対応^{*5}のアドバイスなどが挙げられ、総務課内は開館準備モード一色になったのではないだろうか。

このように公文書の整備や公文書館の設置は、総合的な都市計画という大きなビジョンの中に織り込むことが必要であることに気が付く。2011年の公文書管理法の制定以来、前向きな検討をしている自治体は少なくはないが、発想が近視眼的になっている自治体では遅々として公文書管理の見直しや公文書館設置が進まない。その原因が「公文書は住民のものである」という認識がないだけでなく、「歴史・情報文化施策」の推進という大局的な捉え方ができていないからだ。

さて、話はかわるがインタビューの中で、公文書館における古文書の扱いについては今後のテーマとし、「まずは明治期以降の公文書を対象にしている」という話があった。平成28年度の新市建設の変更計画によると収集・保存対象を「重要な公文書、古文書」と記されているので、開館前の要望としてその扱いを指摘されたと言えよう。

それらの保存・公開については郷土資料館とのすみ分けもあるが、手に取って古文書を見られるのは公文書館の強みであり、いずれ扱うことを検討して欲しい事案である。まずは旧市町村の公文書整備を終えることが重点課題だが、その間に横手市公文書館の存在と企画展を通じたPRを期待したい。将来の視点で記録を継ぐので事業運営に慌てる必要もないだろう。

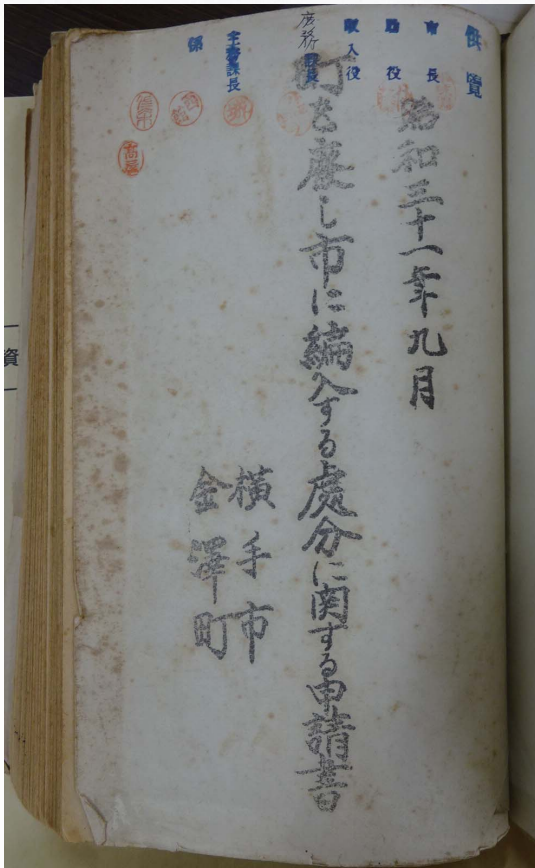
*1 「横手市基本構想」 <https://www.city.yokote.lg.jp/files/000020499.pdf>

*2 「総務省」 <https://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>

*3 「横手市HP」 <https://www.city.yokote.lg.jp/keiei/page400308.html>

*4 「横手市増田まんが美術館」 <http://manga-museum.com/>

*5 「横手市組織目標管理シート」 <https://www.city.yokote.lg.jp/files/000128267.pdf>



横手市公文書館所蔵
 昭和31年9月「町を廃し市に
 編入する處分に関する申請書」
 横手市 金澤町

当該資料は、いわゆる「昭和の大合併」により、旧横手市が施行された際の市町村合併関係文書です。当館は、古文書を取扱い対象としていないこと、本年5月にオープンしたばかりであり、いまだ保存資料が過少であることなどから、現行保存資料のうちでは、市町村合併関係が歴史の記録として価値の高い意義のあるものと思います。横手市は最終的には、平成17年10月に秋田県内唯一郡市一体（8市町村）合併を遂げました。上記資料は、昭和期の市町村合併関係資料のうち的一端ではありますが、その当時の関係市町村の動向や意思決定などを読み取ることができ、現状の合併自治体を理解し発展を図る上でも貴重な資料であると考えています。

横手市公文書館



◆ わが館の特長

オープンは令和2年5月1日です。特徴としては、廃校となった旧市立中学校校舎を改修整備した施設であること。古文書は扱わず、1871年の廃藩置県以降の近現代の公文書等のみを対象としていること。館内に市民活動等のための貸室2室があること。隣接地に市民用グラウンドを整備していること。西側隣接地には国指定大鳥井山遺跡もあり、豊かな環境に恵まれていることなどが挙げられます。

◆ 所蔵品

紙文書関連	4,300点
写真・スライド	150点
画像データ	20点

<https://www.city.yokote.jp/>

〒013-0006 秋田県横手市新坂町2番74号
 TEL. 0182-23-9010 FAX. 0182-23-9025

■お宝文書投稿募集中!! 所蔵する貴重な文書・特長ある文書を貴館のご紹介と共に掲載します。ご連絡は編集部まで。

働く人に、働く自由を。

移動途中の駅に、
外出先のあらゆる場所に、
もうひとつの快適オフィス空間を。

• 使いたい時すぐ見つかる

スマホ予約
現在地と連動するブース検索

• 快適ブース環境

個室タイプの静音空間
リラックスインテリア
 コンセント
 無線LAN
 大型モニター



• 抗菌施工

防カビ、防臭
ウイルス対策
24時間換気

• 安心のセキュリティ

音漏れしない
覗き込まれない
カギ付き扉



“I'm@”
CocoDesk

オフィス向けの個室型ワークスペース
「ソロワークブース CocoDesk」
も販売中!

最新の設置場所は
こちら!!



ココデスク 検索

東京メトロ(池袋・新宿三丁目・大手町など)、京急川崎の駅構内や
秋葉原・大手町・品川・田町などのオフィスビルに設置。

記録管理の国際標準： ISO15489を読み解く

ISOとは「International Organization for Standardization」の略で、日本語に訳すと「国際標準化機構」となります。各国の国家標準化団体で構成されており、その活動は国際規格の世界的相互扶助を目的としています。

今回のテーマであるISO15489とは、文書（記録）管理の国際規格であり、文書情報マネジメントの普及啓発を活動とするJIIMAにも深いつながりがあるものです。

今回はこのISO15489について初版のJIS翻訳委員の一人であり、同標準に詳しい小谷允志氏に連載形式で分かりやすく解説して頂きます。



ARMA 米国本部 フェロー 小谷 允志

ISO15489改訂の背景と狙い

本連載の第1回でも述べたように初版のISO15489 (2001) は、世界中の国立公文書館や大企業、言い換えると世界中のレコードマネージャーやアーキビストなど記録管理・アーカイブズの専門家達から圧倒的な支持と信頼を勝ち得た記録管理の国際標準である。事実、これまで50カ国において15以上の言語に翻訳され、幅広く参照され、活用されてきたのである。

残念ながら日本では決して広く普及したとは言えないが、これは正に日本の文書管理の後進性を物語っている現象と言うべきであろう。それはともかくとして、ISO15489の改訂版発行は海外のレコードマネージャーやアーキビスト達からはかなり待たれたものだったようで、まずは15年振りにこの標準が改訂されたことを素直に喜びたい。それと同時にこの改訂の背景や狙いについて十分な理解をしておくことが必要だと改めて思うのである。そのことによって新しいISO15489 (2016) の内容自体の理解がより進むと考えられるからである。

この点について当時、ISO/TC46/SC11のプロジェクト・リーダーとして、この標準の改訂に関わったキャシー・フィンドレイ氏の興味深いインタビュー記事がある。ISOニュースの編集長エリザベス・ガシオロフスキー・デニス氏の質問に答えたものだが、これを読むと現代社会における記録管理の重要性やISO15489改訂の背景や狙いがよく分かる。そのため少し長くなるがまずこれを紹介しておきたい*1。

Q：なぜ記録管理はそれ程、重要なのか？

A：記録の作成、管理は、大昔から今日まで常に重要であった。記録を保存する基本的な理由は変わってはい

ない。すなわち説明責任、効率的な業務遂行、権利の保護及び過去を再構築する機能である。今や、それらにプラスして急速なデジタル・オンライン世界への移行というものが記録をきちんと作成・管理する新たな理由として加わったのである。具体的にはデータ中心の業務への移行、オープン・ガバメントの推進、組織の社会的責任の強化などである。情報管理、情報アクセスと説明責任の問題がニュースで報じられる頻度からも記録を管理する業務がかってないほど重要となっていることが分かる。

Q：ISO15489改訂版発行の理由は何か？

A：先にも言ったように、われわれは業務の急速なデジタル化への移行を目の当たりにしてきた。そのため記録もデジタル環境で作成、保存する必要が生じており、この新しい取り組みを支える確固たるコンセプトと原則を持つ必要があった。例えば、業務形態の変化によって記録に対する責任は伝統的な組織や法制度の境界を越えて拡がっている。このことによって記録のプロフェッショナルは組織内外のステークホルダーの多様なニーズを理解し、それを取り入れなければならなくなっている。とりわけ意思決定の透明性や情報セキュリティに対する期待が様々なステークホルダーの間で拡がっている。正に「記録」そのもののコンセプトが変わってきたのだ。これまでわれわれは記録といえばドキュメントとファイルしか考えなかった。ところが今や、われわれは実に多くのフォーマットで記録を作成、保存

* 1 Cassie Findlay, Elizabeth Gasiorowski-Denis 2016.4.26

している。そしてそれがデータであろうが、ドキュメントまたは他の情報媒体であろうが、われわれレコードマネージャーの仕事はそれらの位置付けを明確にし、長期にわたりこれらを適正に管理することに変わりはないのである。つまりISO15489 (2016) において記述されたコンセプトと原則は、これらの新しい環境下で長期にわたり記録を作成、管理できるように設計されているわけだ。だからと言って紙ベースまたはハイブリッドな環境がおろそかにならないよう、その点にも十分な注意が払われているのである。

Q：結局のところ、ISO15489 (2016) は誰のために、何をしようとしているのか？

A：ISO15489 (2016) は、官民を問わず組織やその職員が次の目的を果たせるようにするため、記録管理の方針、情報システム及びそのプロセスを企画、実行、管理する基本的なコンセプトと原則を確立するものである。その目的とは；

- *業務活動の証拠に関し要求事項に合致する記録を作成し、取り込むこと。
- *記録の真正性、信頼性、完全性、利用性及び業務上のコンテキストを守るために適切な手段を講じること、さらには長期にわたって記録を管理するための要求事項を明確にすること、である。

これらにより、当標準が他の記録管理標準類の中心に位置付けられ、またメタデータや業務プロセス分析などの特定分野の参考となるわけだ。

Q：この標準の持つ意義は特定の分野や業務に限定されることはないのか？

A：ISO15489 (2016) は、非常に幅広い分野や業務に当てはまる許容性を持っている。社会のあらゆる分野で記録は作成、保存されており、それら記録は企業活動や政府機関、NGOのサービス提供を支えている。また記録の作成、管理は現在の業務や出来事に対する行動に必須だけでなく、将来に対しても重要な役割を有している。つまり良く管理された記録なくして、アーカイブズは成り立たないのである。要するにわれわれが今、生きている変化と混迷のデジタル社会において、記録を作成、保存することに注意を払わなくともよい社会の分野、部分というものは存在しないということである。

このフィンドレイ氏のインタビュー記事から、ISO15489の改訂の狙いが急速なデジタル環境への移行という新しい記録管理の局面に対応するためのものであることがよく分ると思う。だからと言ってISO15489 (2016) に、技術的なデジタル化、電子化のノウハウや方法論を期待して読む人は期待が裏切られるだろう。なぜならばデジタル化への対応と言っても、この改訂版はむしろ逆に、記録管理の原理原則そのものに特化した内容となっているからである。言い換えると、本当にデジタル化、電子文書化を成功させようと思うならば、記録管理の基本原則を忘れてはならないということが肝要なのである。つまりどのように媒体が変わろうとも、記録管理でやることの基本は変わらない。基本原則の重要性は不変である、ということなのだ。

◆ ISO15489 (2016) の特徴

目次から見た初版と改訂版の比較

ISO15489 (2001)	ISO15489 (2016)
情報とドキュメンテーション —記録管理— 第1部：総論	情報とドキュメンテーション —記録管理— 第1部：コンセプトと原則
まえがき 序論 1. 適用範囲 2. 規準となる参考資料 3. 用語と定義 4. 記録管理の恩恵 5. 規制環境 6. 方針と責任 7. 記録管理の要求事項 8. 記録システムの設計と実行 9. 記録管理のプロセスと統制 10. モニターと監査 11. 研修 インデックス	まえがき 序論 1. 適用範囲 2. 規準となる参考資料 3. 用語と定義 4. 記録管理の原則 5. 記録と記録システム 6. 方針と責任 7. 評価 8. 記録の統制 9. 記録を作成、取り込み、管理するプロセス 参考文献

初版と改訂版の全体的な分量は、前者が(まえがき等)6ページ+(本文)19ページで計25ページ、後者が(まえがき等)7+(本文)20で計27ページとほぼ同じである。

*初版では独立した章が設けられていたが、改訂版で消えたもの

- 4. 「記録管理の恩恵」
- 5. 「規制環境」
- 7. 「記録管理の要求事項」
- 10. 「モニターと監査」
- 11. 「研修」

但し、「記録管理の恩恵」は改訂版では「序論」の中に、また「記録管理の要求事項」は「記録管理の原則」の中に、「モニターと監査」と「研修」は同じく「方針と責任」の中に、もちろん濃淡の差はあるが、それぞれ引き継がれている。従って改訂版で完全に消えた項目は「規制環境」のみということになる。

*初版になく、改訂版で全く新しく登場した章

7. 「評価」

これまで「評価」と言えば、記録の保存期間が満了し、延長か移管か廃棄かのいずれかを決定するプロセスであり、従って「評価選別」と称されてきたのである。これに対して改訂版では、このような伝統的な用語の使い方を、記録を生み出す業務そのもののコンテキストや業務活動を含む「評価」にまで拡大し、全く新しい記録管理の概念を創り出している。従ってこの章はISO15489 (2016) の中でも、最も特徴のあるユニークな部分となっているのである。

* 「記録システム」に関する記述はどう変わったか

ところで「記録システム」に関する記述は、初版の「記録システムの設計と実行」から、改訂版の「記録と記録システム」へと引き継がれてはいるが、量的には半分以下のページ数に縮小されている。このことは、先に述べたように本標準改訂の狙いが「デジタル化」への対応であったとしても、デジタル化そのものに関する記述が増えたわけではなく、あくまでデジタル化を支えるための記録管理の基本原則に特化した内容になっていることを物語っている。確かに改訂版ではメタデータに関する記述は大幅に増えている。また電子文書の管理において、メタデータがより重要な役割を果たしていることは間違いない事実である。しかしながらメタデータは電子文書特有のものではなく、同じく紙文書にも必要な正にハイブリッドなツールなのである。このことを考えれば、改訂版の目指すところが分かるのではなからうか。

* Shallか、Shouldか?

多くのISO標準では、ShallとShouldという単語の使い分けを行っている。すなわちShallは「…しなければならない」という強い要求を表わしているが、Shouldは「…するのが望ましい」「…するべきである」というようにあくまで推奨の意味で使われているという違いがある。ISO15489 (2016) では初版と同じく、すべてにおいてShouldが使われており、Shallは使われていないという点に特徴がある。その理由は本連載の第1回で述べたよう

に、本標準が認証型ではなく、あくまでも「ガイドライン」(指針)という位置付けであることにも関連していると思われる。

では早速、ISO15489 (2016) を紐解いていくことにしよう。初版と同様に、ISO15489 (2016) は2019年にJIS化され日本語版が発行されている*2。但し以後、この標準の本文を引用する場合には、JIS版の日本語訳によらず、基本的に拙訳を使用させて頂くことをあらかじめお断りしておきたい。

序論 (Introduction)

興味深いのはこの序論である。初版のISO15489 (2001) では実に本の数行、数えてみると9行しかなかった序論が、改訂版のISO15489 (2016) では丸々2ページを少し越える分量にまで増加している。初版では、この標準の役割及びオーストラリアの記録管理標準AS4390がベースとなって作られたことが簡潔に述べられているに過ぎなかった。ところが改訂版の序論ではかなり重要なことが、色々な角度から述べられているのが特徴と言えるだろう。例えば、この標準の目的が記録を管理するためのコアとなるコンセプト及び原則の確立であることの説明から始まっているが、その他、記録及び記録を管理するとはどういうことか、この標準の開発に際しどのような記録管理環境の変化に留意したか、記録を管理する恩恵は何か、また他の標準との関係はどうなっているかなどが詳しく述べられているのである。従って単なる序論というよりは、改訂版全体を通じて基調となっている記録管理のキーコンセプトが要領よく提示されており、言うなれば海外の資料でよく見かけるExecutive summaryのような内容になっているわけだ。以下、中でも重要と思われる点を抜き出しておこう。

① 記録と記録を管理することについて

最初に、この標準の基本的な用語として、次の二つが説明されている。すなわち;

*記録は業務活動の証拠(エビデンス)であると同時に情報資産である。

*記録のためのメタデータは、記録を管理するためにコンテキストを示し保存するとともに、適切なルールを適用するのに使用される。

*2 「情報及びドキュメンテーション—記録管理—第1部：概念及び原則」JIS X 0902-1、日本規格協会

また記録の管理には次のものが含まれるという。

- *業務活動の証拠として、要求事項に適合するように記録を作成し、取り込むこと。
- *記録管理のための業務のコンテキストや要求事項が時を経て変化するのに伴い、記録の真正性、信頼性、完全性、利用性を守るための適切な措置を講ずること。

次の数行もこの改訂版の特徴、ポイントを表わすものとして非常に重要である。

- *事業モデルの変化により、記録に対する責任が伝統的な組織や法制度の境界を越えて拡大している。
- *そのため記録のプロフェッショナルは、組織内外のステークホルダーの多様なニーズを理解し、満足させなくてはならない。
- *これには企業や官公庁を初めとして記録の作成、管理に関心を持つ多くの人々の間で意思決定の透明性に対する期待がますます増大していることが含まれる。

さらに改訂版の開発において留意した記録管理環境については次のように述べる。

- a. 業務活動と情報資産を形作るものとしての記録の役割
- b. デジタル環境において増加した記録の利用と再利用の機会
- c. 伝統的な組織の境界を越えて広げることがある記録の作成、取り込み及び管理のためのシステムとルール、例えば協業的、横断的な仕事環境
- d. 記録システム以外の要素から影響されない記録の統制
- e. どのような記録の作成、取り込みが必要で、また長期間どのように管理すべきかを明らかにするために業務活動とコンテキストを継続的に分析することの重要性
- f. 記録管理の戦略を策定する際のリスク管理の重要性及びリスク管理戦略そのものにおける記録管理の重要性

この項目ではeとfが特に重要である。eは正に第7章の「評価」につながる項目である。

つまり記録管理においては、記録の発生源である業務そのものの分析が重要だという考え方だが、このような考え方のない日本では特に学ぶべき点であろう。fは日本人が弱いとされるリスク管理だが、リスク管理には両面があることが分かる。すなわち「記録管理のためのリスク管理」と「リスク管理のための記録管理」の両面である。

② 恩恵 (Benefits)

- a. 進化した透明性と説明責任
- b. 効果的な方針策定
- c. 情報に基づいた意思決定
- d. 業務リスクの管理
- e. 災害時の業務の継続性
- f. 組織及び個人の権利及び義務の保護
- g. 訴訟における防御と支援
- h. 法規制へのコンプライアンス
- i. サステナビリティ目標への合致を含む、組織の責任を示す進化した能力
- j. 業務の効率性向上によるコスト削減
- k. 知的財産の保護
- l. 証拠に基づいた研究開発活動
- m. 業務的、個人的及び文化的なアイデンティティの形成
- n. 組織的、個人的及び集合メモリーの保護

「恩恵」とは正に「記録管理を行うことによる恩恵」である。言い換えると「メリット」である。裏を返すと何のために記録管理を行うのかという「目的」でもある。日本の組織では文書管理規程は有していても、意外と目的が不明確なところが多い。それだけにこの部分はわれわれにとって非常に重要である。初版では「記録管理の恩恵」として、これだけで独立した章立てになっていたものが、改訂版ではこのように序論の中に組み込まれた。

この部分は初版と改訂版で内容的にはほぼ同じであり、それ程大きな変更はない。改訂版の新しい項目としては、「業務リスクの管理」と「サステナビリティ目標」が加わったのが目につく程度である。日本では「業務リスクの管理」と記録管理のつながりはあまり議論されないが、記録管理の目的としてのリスク管理は非常に重要な論点であり、もっと議論されてしかるべきであろう。「サステナビリティ目標」は正にSDGsである。

「説明責任」が初版と同様にトップに置かれているのは、初版がこれを重視していた点が引き継がれていると言えるが、それだけではなく現代の組織では官民を問わず「説明責任」の重要度が極めて高いことを物語っている。「情報に基づいた意思決定」は、いわゆるEvidence-based policy making (EBPM) のことである。要するにデータや統計など様々な情報をエビデンスとして取り込み、これに基づいて正しい意思決定、政策決定を行うことである。これによって「効果的な方針策定」が可能となるわけだ。正に昔からある記録管理の伝統的かつ、ベーシック

な恩恵というべきであろう。

「災害時の業務の継続性」に関しては、東日本大震災時にあの地域の自治体の住民基本台帳等、多くの基本的な公文書が津波で失われ、また泥まみれになったことが思いだされる。また2001年の米国同時多発テロでは、ニューヨークのワールドトレードセンタービルが倒壊したが、その中に富士銀行（現みずほ銀行）の支店が入っていた。メインフレームのデータはバックアップが取られていたから数時間で復旧できたが、契約書や人事記録など約2千ファイルの紙の重要文書が失われたため、業務の復旧に大きな障害となったという。このように、その記録がなければ業務が継続できない基本的な重要記録のことをVital records（基幹記録）という。Vital recordsは特別な管理が必要なのである。

最後の「組織的、個人的及び集合メモリーの保護」の「集合メモリー」とは、組織あるいは個人の歴史的記録つまりアーカイブズのことを意味する。言い換えると良いアーカイブズを残すための現用記録管理の重要性を示唆しているわけだ。この点に関してはフィンドレイ氏も指摘していたことだ。

大方の読者は、記録管理を行うことによって組織はこんなにも多くの恩恵が得られるのかと驚かれたのではなからうか。事実、公文書管理法では、公文書管理の目的として「行政の適正かつ効率的な運営」と「現在及び将来の国民に対する説明責任」の二つ（数え方により三つ）しか謳われていない（第1条：目的規定）。組織内で文書管理の担当者あるいは関連部門におられる方は、ぜひこの部分を利用して組織のトップマネジメント及び職員・社員に対し、記録（文書）管理を行うことにより組織はこんなにも多くの恩恵、メリットが得られることを訴えて欲しいと思うのである。日本の組織においては上から下まで、とにかく記録（文書）管理の重要性が理解されておらず、このことが最大の問題点であると思うからである。

③ 他の標準との関係

ISO15489 (2016) はこれ自体で完結する情報資源として設計されている。先に述べたようにこの標準は記録管理関連の他のISO標準の中心に位置付けられている。しかしながら特にこの序論の中で、この標準がISO30300シリーズの基礎となっていることに触れ、ISO30300を実行、運営しようとするマネジャーや人達はこの標準を利用することを推奨している。ちなみにISO30300シリーズとはManagement systems for records: 「記録のためのマネジメント・システム」である。ISO30300シリーズはISO30300 (Core concepts and vocabulary, 2020)、

ISO30301 (Requirements, 2019)、ISO30302 (Guidelines for implementation, 2015) から成るが、30300と30301は最近、改訂版が発行された。

ISO30300 シリーズを利用する人は、このISO15489を読むよう推奨しているわけだが、筆者は逆に組織にグローバルな記録管理を導入しようとする人は、このISO15489だけではなく、ぜひISO30300シリーズも併せて読んで欲しいと思う。なぜならばISO30300シリーズは、記録管理を適正に実行するための組織のあり方とトップマネジメントの役割に特化した内容となっているからである。例えばISO30301では、記録管理の目的を達成し、成果を上げる能力を備えるための組織内外の課題を明らかにする必要性、またそのための組織の動かし方など、ISO15489 (2016) ではやや弱まった記録管理の理念的な側面もより詳しく述べられているのである。

◆ 適用範囲 (Scope)

ここからがいよいよ本編の「記録管理：コンセプトと原則」の第1章「適用範囲」である。初版ではこの章において、あらゆる媒体、フォーマットに対応し、幅広い分野の記録管理に対し、記録管理のガイダンスを提供するものであること、また利用者として組織内のどのような階層の人達を想定しているかなどを詳しく述べていた。ところが改訂版のISO15489 (2016) では、まことに簡単、記述されている主な項目とすべての業務と技術的環境において、構造、形式を問わず記録の管理に適用されることが述べられているに過ぎない。とは言え、この改訂版も初版と同じく記録のプロフェッショナル（レコードマネジャー）を初めとして、組織内のすべての階層の人々を読者として想定していることは間違いのないと思われる。なぜならばこの後の第6章「方針と責任」において記録のプロフェッショナル、上級経営幹部、一般管理職、システム管理者、一般職員など、それぞれの責任について述べているからである。

◆ 基準となる参考資料 (Normative references)

本編の第2章に当たる。本標準の運用に関し、不可欠とされる参考資料はないとされている。

(つづく)

TPP加盟に伴う著作権法改正

国際大学グローバルコミュニケーションセンター (GLOCOM) 客員教授
ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわお
城所 岩生

はじめに

2016年2月に署名されたTPP協定(以下「TPP12」)は、主導した米国の要望で知的財産権については保護を強化する内容のものでした。これを受けて、2016年12月に「環太平洋パートナーシップの締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(以下、「TPP12整備法」)が制定されました。法律の施行はTPP12が日本国について効力を生ずる日からとされてきましたが、2017年1月に米国がTPP協定からの離脱を表明したため、米国を除く11カ国は交渉を再開し、2018年3月に新協定(以下、「TPP11」)に署名しました。

TPP11を受けて、2018年6月に「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」(以下「TPP11整備法」)が成立、施行はTPP11が日本国について効力を生ずる日からとされました。TPP11は6カ国の批准の60日後に発効するとされていましたが、6カ国目のオーストラリアが2018年10月31日に批准したため、12月30日に発効、TPP11整備法も同日施行されました。

著作権関連の改正内容は以下の5項目です。

- (1) 著作物等の保護期間の延長
- (2) 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- (3) アクセスコントロールの回避等に関する措置
- (4) 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与
- (5) 損害賠償に関する規定の見直し

ポリシーロンダリング

このリストを見て、思い浮かぶのがポリシーロンダリングという言葉です。筆者は2013年に出版した「著作権法がソーシャルメディアを殺す」(PHP新書)で以下のように指摘しました(192-4ページ)。

TPPは秘密交渉なので、米国の要求項目は明らかにされていないが、米国のNGOが2011年にリークした文書や

米国が「日米経済調和対話」で日本に要求する項目などから、要求内容はほぼ判明している。

(途中略)

さらに懸念されるのは、日本政府がTPPをポリシーロンダリングに使うおそれである。ポリシーロンダリングの日本語訳はないが、同じロンダリングを使った言葉にマネーロンダリングがある。資金洗浄と訳されているように麻薬取引など犯罪行為によって得た資金の出所を隠すために口座を転々とさせる行為である。

ポリシーロンダリングは国内では反対に遭遇して実現が危ぶまれるような政策を、条約を通じて国内に持ち込む行為で、マネーロンダリングのように犯罪行為に関係するわけではないが、正規のルートでは阻止される行為を迂回ルート経由で実現する点が共通している。

もちろん、条約も国内法にするためには立法府の承認が必要だが、締結済みの国際条約であるということで法改正しやすくするわけである。

著作権ムラ^{*1}がTPPを著作権強化の秘密兵器に使うおそれはある。数ある米国の要求項目の中でも代表的な「非親告罪化」「保護期間延長」とも、かつて国内で検討されたが、反対も多く実現には至らなかった項目である。

違法ダウンロード刑罰化が権利者のロビー活動で実現したことなどで、権利者とユーザの溝は深まるばかりで、国内法改正で実現することは至難の業。それだけに著作権ムラがポリシーロンダリングで実現をめざすおそれのある要求である。

しかし、保護期間延長問題については肝心の米国も必ずしも一枚岩でない^{*2}。死後70年は長すぎるので、短縮す

*1 「著作権ムラ」は立法・行政・司法の三権と業界で固めた著作権のムラ社会をさし、この鉄壁の著作権ムラが著作権法をがっちりコントロールし、既得権や古いビジネスモデルを延命死守、ムラでないユーザが、著作物の利用者であるにもかかわらず負け組みになっている構図を拙著「著作権法がソーシャルメディアを殺す」(PHP新書)の「はじめに」で紹介しました。

*2 米国は1998年にヨーロッパにあわせて著作権保護期間を著者の死後50年から70年まで延長しました。ソニー・ボノ著作権期間延長法とよばれるこの改正は、ディズニーが定評あるロビー力を駆使して、2003年に切れるミッキーマウスの著作権を20年延長したため、ミッキーマウス保護法と揶揄されました。違憲訴訟も提起され、連邦最高裁まで争われましたが、最高裁は2003年に合憲とする判決を下しました(訴訟の詳細については城所岩生「権利保護期間延長の経済分析:エルドレッド判決を素材として」林紘一郎編著「著作権の法と経済学」(勁草書房、2004)107頁参照)。

べきであるという見解を、他ならぬ著作権行政を担当するトップが最近発表した。著者の死後70年となっている保護期間を、相続人が著作権局に登録しないかぎり著者の死後50年でパブリックドメインに短縮する提案である。

TPP加盟国でも死後70年の保護期間は参加国の半分しか採用していない。このように米国の要求に対する反論材料には事欠かない。ポリシーロンダリングの誘惑に駆られて、著作権ムラの利益を実現しようとするあまり、国益を損ない、将来に禍根を残すようなことのないよう、より具体的には、「国敗れて著作権あり」という事態を招くようなことはないよう慎重な対応を願ってやまない。

ポリシーロンダリングの懸念は現実のものとなってしまいました。米国が離脱したTPP11では保護期間延長は凍結されたにもかかわらず、後述するとおり日本は独自で延長したからです。

欧州とのEPA（経済連携協定）を締結するため、EUに合わせて70年に延長したい事情もあったようですが、その日欧EPAについても延長決定後、4カ月後にはじめて公表するなど、条約を隠れ蓑に使うポリシーロンダリングがこれほど成功した実例を寡聞にして筆者は知りません。

こうした状況にもかかわらず、外務省が公表したのはウェブサイトのみで、時期も11月5日からのトランプ米大統領の来日に世の中の耳目が集まっていたときだ。外務省は「適切な時期に適切な内容を公表している」とするが、7月の大枠合意に交渉に携わっていた関係者は「当時すでに合意していた」と証言する。交渉することで注目を集め、反発を招きたくないと思いが透けて見える。

韓国は2007年の米韓EPA締結時に米国の要望を受け入れて2011年に著作権法を改正しました。米国の要望は保護期間延長を含め権利者寄りのものだったため、著作権法の目的である著作権の保護と著作物利用のバランスを図るべく2012年の改正でフェアユースを導入しました。

日本政府は条約を隠れ蓑に使うポリシーロンダリングによってEUとの秘密裡の交渉で延長を決め、公表したのは4カ月後でした。2000年代に国内で検討した時には反対も多く実現できなかった改正です。今回も反対が多ければ、韓国のように保護と利用の均衡を保つため利用者よりの改正とセットにすることも考えられたわけですが、水面下で反対派に気づかれることなく合

意してしまったため、こうした道も封じられてしまいました。記事は続けます。

米国を除く11カ国は11月上旬、オリジナルのTPPで合意していた著作権の70年間保護法を凍結することを決めた。米国が復帰しない限り米国の強い意向で入った同項目は発効させないとの参加国の意思を反映したものだ。凍結によって「70年保護を求めらるならTPPに戻るべきだ」と米国との交渉材料に使えるものだったが、それができなくなる。

こうした交渉カードも捨ててまで、TPP11で各国が凍結した保護期間延長を日本は独自で延長したわけです。上記(3)の「アクセスコントロールの回避等に関する措置」の改正もTPP11では凍結されました。このようにTPP12整備法には盛り込まれていましたが、TPP11では凍結された項目をTPP11整備法で除外することなく実現してしまいました。

条約を隠れ蓑に使うポリシーロンダリングがこれほど成功した実例を寡聞にして筆者は知りません。

未だに米国の占領下にある？ 日本の著作権法

保護期間の延長も、もともと米国の要求によるものでした。要望を受けて文化庁で検討しましたが、反対も多く実現しませんでした。このため今回ポリシーロンダリングというバイパスルートを使って改正したわけですが、米国の要求が直接実現した改正も枚挙に暇がありません。その意味では日本は著作権法の世界では、未だに米国の占領下にあるような対米従属の歴史が続いているわけです（表1参照）。

そのきっかけとなったのが、1985年のプログラムを著作権法の保護対象にした改正です。以下は拙著「フェアユースは経済を救う」（インプレスR&D）からの抜粋です（165-7ページ）。

1969年、IBMはそれまで一体として販売していたコンピュータ本体（ハードウェア）とプログラム（ソフトウェア）をアンバンドルして、別々に販売するようにした。これにより多額の費用をかけて開発したソフトウェアの法的保護の必要性がクローズアップされ、米国では1980年の著作権法改正で、プログラムの著作物性を確認する条項が追加された。

日本でも1970年代から、特許などの産業財産権を管轄する通産省（当時）と著作権を管轄する文化庁で検討が行われた。1983年、プログラムは著作権や特許権による保護にはなじまないとする通産省は、保護期間を15年とするプログラム権を創設する法案を準備した。翌1984年、文化庁はプ

表1 米国の要求を受け入れた著作権法改正

年	改正内容	米国の要望
1985	プログラムを著作権法の保護対象に	プログラムも著作権法の保護対象にしようとする文化庁とプログラムの特殊性から特別法（プログラム権法）の制定を主張する通産省が対立していたが、米国からの外圧により文化庁案の著作権法改正で対処した。
1994	他社の製品を解析し、そこから技術を習得するリバース・エンジニアリングを認める権利制限規定導入の見送り	文化庁の検討会議はメンバー全員が認める考えでまとまっていたが、米ソフト業界のロビー活動により米政府が重大な懸念を示す書簡を日本政府に送付したため見送られた。
2003	映画の著作物の保護期間を公表後50年から70年に延長	1994年から2008年まで日米で毎年交換された「年次改革要望書」での米国側の要望を受け入れた。
2007	映画の盗撮の防止に関する法律*	
2009	違法な音楽・動画ファイルのダウンロード禁止	

*映画を盗撮した者に著作権法が定める「私的複製」（第31条）を認めないことにより、著作権法上の最高罰の「10年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれかもしくは両方」を科す法律。

プログラムを著作物とする著作権法改正案を発表した。

産業界は圧倒的に通産省案支持だったが、文化庁に味方したのは米国からの外圧だった。米国政府は日本政府に対して、プログラムを著作権法で50年保護するよう勧告した。その結果、翌1985年の著作権法改正で文化庁の改正案が実現した^{*3}。

逆に米国からの外圧によって見送られた改正もあります。技術開発のためのソフト解析に他社の製品を解析し、そこから技術を習得するリバース・エンジニアリングという手法があります。通常のエンジニアリングでは、技術から製品が生まれますが、製品から技術を抽出しようとするためにリバース・エンジニアリングと呼ばれています。REは技術の発展には必要なので、特許法や実用新案法では認められています。ただし、入手した情報で模倣製品を製造・販売することは特許権の侵害となります。

コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングについては、プログラムの調査・解析を行う課程で複製・翻案を伴う場合があり、そうした行為が複製権侵害、翻案権侵害にあたらぬかが問題となります。

米国では1992年にREがフェアユースであるとする2件の高裁判決が出ました^{*4}。日本でも合法化するための著作権法改正の動きがありましたが、1994年に米コンピュータ企業の反対で見送られ（表1参照）、合法化されたのは何と四半世紀後の2018年の改正でした（連載2回目・2019年6月号参照）。

「日米規制改革及び競争政策イニシアチブに基づく要望書」（略称、「年次改革要望書」）とよばれる外交文書があります。1993年に当時の宮澤喜一首相とアメリカのビル・クリントン大統領の会談で決まったもので、毎年秋に要望書を交換し、その検討結果を翌年の6月頃に両国首脳に対して報告していました。自民党政権時代の2008年まで継続して交換され、著作権法関連で「年次改革要望書」の内容がほぼ実現したものには、映画盗撮防止法の制定、違法コンテンツのダウンロード違法化があります（表1参照）。

改正内容（1）著作物等の保護期間の延長

TPP加盟に伴う改正内容の説明に入ると、最大の改正が著作権保護期間を著者の死後50年から70年に延長する改正です（表2参照）。

表2

（1）著作物等の保護期間の延長

種類	現行法	改正案
著作物	原則	著者の死後50年
	無名・変名	公表後50年
	団体名義	公表後50年
	映画	公表後70年（※）
実演	実演が行われた後50年	実演が行われた後70年
レコード	レコードの発行後50年	レコードの発行後70年

（※）映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

出所：https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyohokaisei/pdf/r1408266_01.pdf

2000年代にも検討したが延長は見送り

保護期間延長についても2002年の年次改革要望書で要望が出され、映画については米国の要望（公表後95年）どおりではありませんでしたが、2003年の著作権法改正で、公表後50年が70年に延長されました（表1参照）。

映画以外の著作物について、著者の死後50年を欧米諸国の水準である死後70年に延長する権利者団体の要望について、文化庁は2007年3月、著作権分科会に「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」を設け、2年度にわたって検討しました。検討過程における賛成、反対の理由については、国立国会図書館の寺倉憲一氏が文化審議会著作権分科会小委員会の資料などをもとにまとめた表3が参考になります。

* 3 詳細は菊池武「プログラムが著作権法で保護されるにいたったいきさつ」『知財ふりむき』2006年4月号参照。

* 4 詳細は城所岩生「著作権法がソーシャルメディアを殺す」PHP新書、66-68ページ参照。

表3 著作権保護期間延長への賛否の理由

保護期間延長に賛成の理由	保護期間延長に反対の理由
<ul style="list-style-type: none"> ○ 著作物等の保護の実効性を高めるには、保護期間の国際的調和を図る必要があり、その場合、我が国との文化交流が盛んな欧米諸国（多くが保護期間を死後70年等に延長）を対象として考えるべき。 ○ 延長により著作者の創作のインセンティブが高まる。 ○ 出版社やレコード会社等が延長による収益を新たな創作に投資することにより次世代の創作者等に機会が与えられ、創作サイクルの源泉が豊かになる。 ○ 我が国が知的財産立国を目指し、文学作品、マンガ、アニメ等の海外輸出を推進しようとしている中、延長は我が国の利益となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 書籍出版では、延長した場合の創作者の収益増加は1～2%程度との分析^(注)もあり、保護期間延長が創作のインセンティブ増加につながるのか疑問がある。 ● 延長により権利関係の調査が一層困難になるなど権利処理のコストが増大し、十分な商業的価値を持たない多くの著作物が死蔵される可能性がある。 ● 既存の著作物に基づく二次創作に影響が及びかねない。 ● 我が国の著作権の国際収支は赤字となっているが、輸入される米国等の著作物の保護期間が延長されることにより、輸入超過や国際的な知的財産の偏在が固定化されるおそれがある。

(注) 田中辰雄「本のライフサイクルを考える」 田中辰雄・林紘一郎編著『著作権保護期間—延長は文化を振興する所—「TPPと著作権法改正—権利保護と利用の適正な均衡を目指して—」調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 922(2016.10.12.)」
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10201645>

表3の反対理由の最後の項目「延長により著作権の国際収支の輸入超過が固定されるおそれ」について補足します。海外の著作物を利用する際、国際条約で保護期間は自国と相手国の保護期間の短い方が適用されます。米国の保護期間は著者の死後70年ですが、日本の保護期間は死後50年のままであれば、米国の著作物も著者の死後50年経過すれば、パブリックドメイン（公共資産）となって、著作権者の許諾を得ずに自由に利用できます。

日本も死後70年まで延長すると、米国の著作物を利用する際に死後50年経過後も70年に達するまで、使用料を支払い続けなければならないとなります。わが国の著作権の国際収支は年々赤字額を拡大し続け、2019年には史上最高の8881億円の赤字

を記録しました^{*5}。延長による米国への使用料の支払い増はこの赤字額をさらに増やすこととなります。

文化庁での検討の結果をまとめた2009年の報告書では、「著作権法制全体として保護と利用のバランスの調和の取れた結論が得られるよう、検討を続けることが適当である」として延長は見送られました^{*6}（表4参照）。

TPP協定で復活

2年間にわたって検討したにもかかわらず、結論が先送りされた保護期間延長問題が再度浮上したのがTPP加盟でした。2015年10月、アメリカを含む12カ国は閣僚会合で大筋合意し、

表4 著作権保護期間延長をめぐる動き

年月	動き
2002年	米国、年次改革要望書で日本に保護期間延長を要望。
2006年9月	日本文藝家協会など16の権利者団体が保護期間の死後70年への延長を求める要望を文化庁に提出。
2006年11月	延長に慎重な有識者らによって「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議（後に同フォーラム）」（thinkC）が発足、国民的議論を尽くさずに保護期間延長を決めないよう文化庁に要望。
2007年3月	文化庁著作権分科会に「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」を設け、保護期間の延長問題などを検討。
2009年1月	同小委、「小委員会としての意見集約には至っていない」とする報告書を提出、著作権分科会報告書にも盛り込まれ、改正見送り。
2015年10月	TPP12カ国の閣僚会合で大筋合意、アメリカが要望した保護期間延長も盛り込まれる。
2016年2月	協定文書の署名式。
2016年12月	「TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（TPP12整備法）成立、保護期間延長も含むこの法律の施行はTPP12が日本国について効力を生ずる日から。
2017年1月	米国が協定の離脱を宣言
2017年3月	米国を除く11カ国がTPP11協定締結、ただし、保護期間延長については各国の反対が強く凍結。
2017年11月	政府、7月の日欧EPA（経済連携協定）の大枠合意時には公表していなかった死後70年への保護期間延長を外務省のHPで公開。
2018年3月	TPP11署名
2018年6月	「TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」（TPP11整備法）成立、TPP12整備法において予定されていた著作権法改正の施行はTPP11が日本国について効力を生ずる日から。
2018年10月	TPP11発効に必要な6カ国目のオーストラリアの批准により60日後の12月30日に発効することが決まる。
2018年12月	TPP11発効、TPP11整備法施行。

* 5 https://www.boj.or.jp/statistics/br/bop_06/data/bop2018c.pdf

* 6 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21_hokaisei/pdf/21_houkaisei_houkokusho.pdf

2016年2月に調印したTPP12にはアメリカが要望した保護期間延長も盛り込まれていました。これを受けて、2016年12月、「TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(TPP12整備法)が成立しました。保護期間延長も含むこの法律の施行はTPP12が日本国について効力を生ずる日からとされました。

ところが、2017年1月、トランプ大統領の就任に伴いアメリカはTPP12からの離脱を宣言しました。TPP12整備法は施行されませんでした。2017年3月、残る11カ国はTPP11協定を締結。ただし、保護期間延長については、日本のほかカナダ、ニュージーランド、ベトナム、ブルネイ、マレーシアと過半数の国が死後50年だったため凍結し、2018年3月に署名しました。

これを受けて、2018年6月、「TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」(TPP11整備法)成立、TPP12整備法において予定されていた著作権法改正の施行はTPP11が日本国について効力を生ずる日からとしていました。この法律は施行日を変えただけなので、TPP11加盟国間では死後50年のまま凍結された保護期間延長もTPP12整備法のまま死後70年に延長されていました。

TPP11は発効に必要な6カ国目のオーストラリアが10月31日に批准したため60日後の12月30日に発効、同日TPP11整備法も施行され、保護期間延長が実現しました。

このように条約で凍結された項目を国内法の改正で変更してしまうのは、「卑劣かつ姑息」で「国際的にも最大級の愚行」であるとする批判もあります。以下は「『無名の一知財政策ウォッチャーの独言』第393回：著作権保護期間延長を含むTPP11協定関連法改正案他」からの抜粋です*7、*8。

この法改正案は、凍結項目とされた著作権の保護期間延長の施行までTPP11協定の発効で行おうとする内容のもとなっているのだが(・・・)、12カ国の全GDPの内85%を占める6カ国が国内手続きを完了しない限り発効せず、アメリカが脱退した時点で発効は絶望的となった元のTPP12協定と異なり、TPP11協定は、GDPにかかわらず6カ国の国内手続きの完了で済み、発効のハードルが相当下げられていることを考えると、凍結項目まで含めたこのような関連法改正案の作りは卑劣かつ姑息なものと言わざるを得ない。

また、条約でわざわざ凍結項目とされた部分についてまで国内法を改正しようとするのは国際的に自ら墓穴を掘る最大級の愚行と言っても過言ではないが、もはや今の日本の政府与党にまともな判断力は全く期待できないのだろう。

改正の影響

この改正によって痛手を受けたのは著作権切れの作品をインターネット公開している青空文庫でした。今後20年間、新たな作品を公開できなくなりました。また、延長が決まったのが2018年末ぎりぎりの最悪のタイミングだったため、2019年1月1日からの公開の準備をしていた1968年没の村岡花子氏(「赤毛のアン」などを翻訳)の著作の公開も20年も先延ばしされてしまいました*9。

2018年改正の4本柱の一つに掲げて、促進したデジタルアーカイブ化にもブレーキをかける改正です。表3の保護期間延長に対する反対理由の2番目で「延長により権利関係の調査が一層困難になり多くの著作物が死蔵されるおそれ」を指摘するとおり、保護期間の延長は相続機会を増やすため、権利者が不明になる「孤児著作物」も当然増えます。これがデジタルアーカイブ化の障害になるからです。

最後に

以上で2018年著作権法改正の解説を終えます。12回にわたる連載におつきあいいただきありがとうございます。

次号ではまずTPP加盟に伴う著作権法改正の続きを解説した後、2020年に成立した海賊版対策の著作権法改正についての連載をスタートしますので、ご期待ください。

なお、連載10回目(2020年9-10月号)と11回目(2020年11-12月号)でコロナ禍で露呈した国会図書館などの図書館蔵書のネット配信の遅れを指摘しましたが、これについても文化庁は2021年の通常国会での改正へ向けて作業中で、2020年11月に図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチームがネット配信を可能にする報告書を取りまとめました*10。

また、連載11(2020・11-12月号)で紹介した山田太郎参議院議員(自民党)の国会図書館デジタル化に向けての提言については、同議員が実現に向けて奔走した模様をブログで紹介しています*11。

*7 <https://fr-toen.cocolog-nifty.com/blog/2018/04/post-7cb7.html>

*8 「国民を無視して進む『合理性なき著作権保護期間延長』もこの記事を引用しながら日本政府の対応を痛烈に批判しています。
<https://p2ptk.org/copyright/960>

*9 <https://www.aozora.gr.jp/soramoyou/soramoyou2017.html>

*10 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/pdf/92654101_02.pdf

*11 <https://www.youtube.com/watch?v=OfovqMf6n8>

企業と企業、 企業と人をつなぐ — 48万社の利用実績をもつ、 電子企業間取引のリーディング カンパニー —

インタビュー 株式会社インフォマート



<https://www.infomart.co.jp/index.asp>

〒105-0022 東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階

- ・主な事業内容：BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの運営
- ・設立：1998（平成10）年2月13日
- ・資本金：32億1,251万円（2020年9月末現在）

フード業界特化型サービスから全業界向けの 業務特化型サービスへ

インフォマートは、1998年の創業からフード業界に提供している「BtoBプラットフォーム 商談・受発注・規格書」をはじめ、全業界向けの「BtoBプラットフォーム 請求書、見積書、業界ch、契約書」と合わせた7つのサービスを展開しており、すべてワンストップ、ID・PWで利用できるプラットフォームを提供しています。

もともとフード業界向けに立ち上げた「BtoBプラットフォーム 商談」は、遠隔地の魚や野菜を首都圏のバイヤーが食材を探すときに使っていただくサービスから始まりました。当時はインターネットが普及しつつあるタイミングでもあり、足を運んで食材を探していた人達が「インターネットをうまく活用できないか」という構想から、遠くにいる人と人が商売をする上で発生する、見積書、発注書、納品書、請求書をすべてオンライン化するサービスを提供することになりました。

2003年に販売開始をした「BtoBプラットフォーム 受発注」では、主にレストラン・ホテル業界向けに、WEBのEDIとして受発注システムを開発し、普段の業務でも商品の受発注をIT化できるようになりました。その当時の小売り業界では、受発注は既にEDI化されておりましたが、フード業界ではまだまだその

ような文化ではありませんでした。しかしパソコンさえあれば利用できるという点で、インターネットの普及とともに業界に浸透していき、現在では外食産業市場においては23%以上のシェア率を保持し、国内最大級を誇っています。

先述の通り、フード業界においては日々の業務をシステムですべて対応できるようになっていましたが、日々利用する受発注業務とは違い、月一回請求書で支払うというようなスポット業務に関しては、まだ紙の請求書を送っていたりとペーパーレスが進

「BtoBプラットフォーム」は2019年時点で利用している企業は、387,624社にのぼる。

んでいませんでした。そこでユーザーから請求書の電子化要望もあり、せっかく作るのならフード業界に特化したサービスではなく、請求書業務全般を電子化する「BtoBプラットフォーム 請求書」を2015年にサービス開始しました。本サービスは、請求処理において発行する側、受け取る側も両方電子化できるようなものになっています。

販売開始当初は、まだ電子請求書は浸透しておらず、請求書を電子化するには取引先も受け入れがたいだろうという懸念から導入のハードルが高いものでした。実際、インフォマートが実績を築いてきたフード業界では比較的スムーズに移行できたのですが、他業種ではすぐに請求書を電子化するというわけにはいきませんでした。

そこで、まずはフード業界の取引先から、他業界の大手企業につなげていく形で電子化をすすめ、結果的に今では多くの企業で利用してもらえるようになりました。また競合も参入してきて、特に2017年くらいから『働き方変革』といった風潮や『会計・財務EXPO』といった業界イベントなどがでてきてから、多くの人に請求書の電子化に関する話を聞いてもらえるようになってきたと思います。

「BtoBプラットフォーム 請求書」は、請求書を発行したい企業、もしくは受け取りたい企業の一方からしか料金をいただかない、つまり同サービスの使用を求められた取引先の企業からは料金は発生しない仕組みです。BtoBプラットフォームすべての利用企業数は全体で48万社程、そのうちの47万社は「BtoBプラットフォーム 請求書」を発行か受け取りのどちらかで利用しており、更に有料で利用している企業は、5000社程です。これは利用社数という意味では、かなり多くの方に利用いただいています。

「BtoBプラットフォーム 契約書」はクラウドサインなどの後発サービスとなりますが、より安心・安全を訴求しており、JIIMAとも親和性があるサービスとなっています。

また「BtoBプラットフォーム 見積書」は、もともとある会計システムや販売システムをそれぞれそのまま利用できる上、従来郵便やFAXでの代わりにWeb上で管理し、もともとあるシステムに連携することに重きをおいているサービスです。例えば、あまり管理できていない見積書も、データ化して保管できるようにしたり、請求書を受けるためにID・PWを取得したけど、その同じID・PWで見積書も管理できたり、さらには業界ニュースが見られたりと、お使いいただいている企業目線だけではなく、連携先の相手側、巻き込まれた企業にとっても、便利な機能を付加していくところが特長のプラットフォームです。

最後に、最近販売を開始した「電子請求書早払い」は、GMOペイメントゲートウェイと連携して「BtoBプラットフォーム 請求書」で発行した請求書を再資金化できるサービスです。手数料は業界最安値で、今後サービス拡大が期待できます。

インフォマートのサービスは「請求書」を中心に、相手先も含めて使いやすいサービスを付加価値として提供しているのが特長です。

営業の約3倍の社員が手厚いサポートを提供

「BtoBプラットフォーム 請求書」は、2016、2017年くらいから、請求書の電子化はある程度バックオフィスの業務改善をできる規模の大きい企業を中心にお問い合わせが増え、そのような企業は必然的に1社あたりの取引先が1000社～2000社と多いので導入数が増えてきました。インフォマートとしては、大手企業にも対応できるように、ライトな機能はもちろんのこと、例えばSAPと連携するために、色々な項目管理をできるようにしたり、API、HULFT（ハルフト）通信など複数の通信対応をしたりするなどし、サービスのローンチから4年以内に、お客様の声に基づいて、多くの機能改善のための投資をしました。当時、これなら導入してもいいといった担当者の声が集まっていたので、極力その要望に応えられるよう、先行投資で一気にシステム構築して対応できたのがよかったところであり、インフォマートの企業戦略といえるかもしれません。

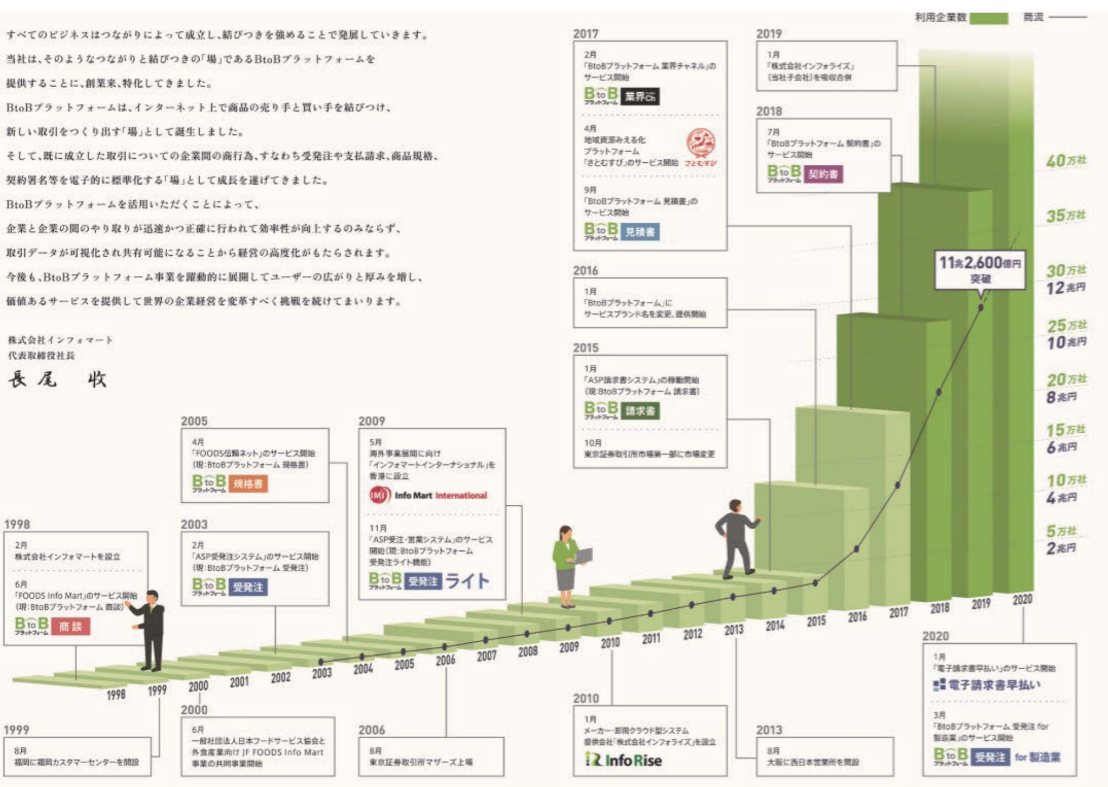
その結果、後発の競合がなかなか開発投資できず十分な機能が備わっていないうちから、中小から大手企業含めてこれなら使ってもいいという機能が、早々に構築することができたので多くの企業にインフォマートのサービスを選んでいただけた理由だと思っています。

なぜインフォマートがシステム投資し、ユーザーの要望に早々に応えられたのかについては、1998年から2015年までずっとやってきていたフード業界での安定したサービス基盤があり、その収益で投資ができたからです。おそらく今後の請求書ビジネスも、インフラビジネスに近いものになっていくかもしれませんが、このような請求書関連のサービスを拡大・展開していく事業者は、それ以外のベースとなるサービスの収益がないと難しく、これだけで収益を上げるということは難しいのではないかと思います。競合他社をみても、他にベースとなるサービスがある上で請求書サービス事業を展開しているように思います。

このように言うと、請求書の電子化サービスは茨の道を進んでいるように聞こえますが、すべての企業は法人である以上、

すべてのビジネスはつながりによって成立し、結びつきを強めることで発展していきます。
 当社は、そのようなつながりと結びつきの「場」であるBtoBプラットフォームを
 提供することに、創業業、特化してきました。
 BtoBプラットフォームは、インターネット上で商品の売り手と買い手を結びつけ、
 新しい取引をつくり出す「場」として誕生しました。
 そして、既に成立した取引についての企業間の商行為、すなわち受発注や支払請求、商品規格、
 契約署名等を電子的に標準化する「場」として成長を遂げてきました。
 BtoBプラットフォームを活用いただくことによって、
 企業と企業とのやり取りが迅速かつ正確に行われて効率性が向上するのみならず、
 取引データが可視化され共有可能になることから経営の高度化がもたらされます。
 今後も、BtoBプラットフォーム事業を積極的に展開してユーザーの広がりや厚みを増し、
 価値あるサービスを提供して世界の企業経営を変革すべく挑戦を続けてまいります。

株式会社インフォマート
 代表取締役社長
長尾 収



2016年に「BtoBプラットフォーム」にサービスブランド名を変更してから、利用企業は右肩上がりに増えている。

請求業務は発生します。請求書が発生する以上、少なからず自社でIDを作成する可能性があり、一度IDを持てば、仮に将来において請求書自体がなくなったとしても、インフォマートはそれに代わるものを提供できるチャンスがあると考えています。これはインフォマートに限った話ではなく、請求書ビジネスに参入している各社も同じようなことを考えているのではないかなと思います。また直近ではすぐに紙がなくなるとは思っていないので、紙の請求書が必要な場合は紙と電子のハイブリットでの提案もしています。インフォマートは電子請求書が強みなので、今後もそのような様々な環境変化にも対応していけるのかなと思っています。

競合他社との違いとしてインフォマートは最初から企業と企業をつなぐ部分、その機能に重点を置いて提供してきたので、企業間をつなぐ泥臭いところも含めて安定稼働するまでの素早いサービス提供に長けていると思います。また他社では、発行機能だけの提供や、請求書のフォーマットはそのまま、相手先へEメール添付で送信したり、ワンクリックで確認できるような仕組みですが、インフォマートのサービスでは必ず相手先にもIDを取得してもらい、三回クリックしないと請求データへアクセスできないなどし、安心安全性を追求しています。また請求データのフォーマットもそのままではなく、インフォマートのサービスに合わせてもらうこともポイントです。フォーマットを変えな

いと、実際には様々な請求書フォームがありますので、受け取り側は千差万別で困るわけです。その点、フォーマットをあわせてもらえると、プラットフォーム型なので同じID、PWで様々な会社の請求書も受け取れて、一括でデータをダウンロードでき、結果的に早く請求処理をすることが可能になります。

相手先からすると、なぜこのフォーマットで送らなければならないのかとなりますが、フォーマットを統一した方が受け取り側の入力や処理もしやすくなりますので、お互いの企業にとってもメリットが大きく、最終的には納得してもらっています。企業と企業をつなぐという点においては、相手先向けのサポートダイヤルも手厚くしており、営業の約3倍の社員が対応しています。

電子化を先導するリーディングカンパニーとして

今回JIIIMAに入会した理由は二つあります。一つ目は、インフォマートは電子請求書の事業者なので、電子帳簿保存法の改正や適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応していく方針ですが、差別化していくべきところとそうではないところの両方があると認識しています。

例えば請求書の仕様を統一したり、ある一定のルールを守るといったことを、メインの請求書事業者間で会話し、一つにしていく必要があるのかなと思っています。請求書は、他の帳票



事業推進・戦略営業
事業推進2部部长 源栄 公平 氏



執行役員 木村 慎 氏

安心・安全な企業間サービスを今後も提供していきます。

と違って金銭のやりとりがメインになりますので、安心・安全を守るために、ルールを決めて作るということが必要です。今年から電子請求書の標準仕様のルールを策定し、安心・安全の仕組みを普及促進させることを目的として、競合他社と積極的にデバートをしていくことがトレンドにもなっています。そのためにも、税理士であり帳簿書類電子化のスペシャリストである袖山喜久造先生からのご紹介もあり、JIIMAからも色々のご意見やアイデアをいただければと思います、入会しました。

二つ目は、来年目途にJIIMA認証制度が刷新されるとお聞きしました。インフォマートは業界でユーザー数も多く、上場企業の85%がIDを取得して企業間のやりとりをしておりますので、ユーザーへサービス提供する側の責任として、JIIMAの認証制度を取らせていただいで、これからも安心・安全のサービス提供をしていきたいと思っています。

会社の方針としてJIIMAの他にも、電子インボイス協議会や外部の団体などにも請求書周りの立て付けやルール作りのため

に、積極的に参加していく姿勢です。ですので、これを機会にJIIMAにも競合企業の皆様にも積極的に参加していただきたいと思っています。

どのような企業も電子化で便利な世の中に

日本の企業の多くは中小企業で、そのような会社を含めて、電子化の便利さを大企業から小規模の企業まで、幅広く享受できることが必要であると感じています。例えば、電子署名とか電子スタンプを誠意のある安心して使い続けられる手頃な価格で、安全性を保障してサービス提供していかなければいけないと、電子インボイス協議会などで話をしている中で、課題として感じています。それには民間企業や業界だけは解決できる問題ではないですし、知見の有る方々含めてご相談していきながら、解決していく大きな問題になっていくのかなと思っています。いずれにせよタイムスタンプ、電子署名、eシールなど、お客様がどのサービスも選べるようになるよう、電子化事業者として責務になると考えています。

また昨今、コロナ禍でテレワークやハンコレスなど世の中が大きく変化しています。常にその先を考えて、未来を見据えたサービスを提供していかないといけないと身が引きしまる思いです。

御社の文書管理診断します！ 文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか？」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思えます。

JIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができていないかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。

自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができるとともに、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の動機付けになります。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。 https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/

文書情報管理士

合格者からのひと言

2020年夏試験は2020年7月20日(月)から9月30日(水)まで期間を延長して実施されました。今回は新型コロナウイルス感染防止策の観点から、対策セミナーなども中止となり、試験会場も万全の対策をして行われることとなりましたが、それでも多くの方に受験いただいたことに感謝いたします。今回は、上級合格者5名、1級合格者22名、2級合格者122名と例年に比べて合格者が少ない傾向にありましたが、苦勞して合格された方の中から試験に関する貴重なコメントをいただいたので紹介します。

- ①文書情報管理士検定試験はどこでお知りになりましたか？
- ②受験の動機は？(受験のきっかけ)
- ③学習時間は？
- ④どこに重点をおいて学習しましたか？苦手な部分なども
- ⑤受験対策セミナーは受けましたか？
- ⑥コンピュータ試験は便利でしたか？
どうところが便利でしたか？ どういうところが不便でしたか？
- ⑦受験した感想、改善して欲しい点
- ⑧今後この資格をどのように活かしていきますか？

なかお のぶひろ
中尾 信博 さん

パナソニック株式会社 コネクティッドソリューションズ社
ビジネスコミュニケーションBU 文書電子化サービス推進室・主務

上 級

- ①文書電子化サービス部門への異動に伴い、異動部門の上司が有資格者であったことから、検定試験を紹介していただきました。
- ②全員資格取得&上位資格取得が今年度の部門目標であること。上級資格を取ることで販売拡大や新規顧客開拓につながると思い受験しました。
- ③約60時間。
- ④1級・2級の試験で出題されたポイントをすぐにテキストにマーキングし、後日学習ノートを作成しそれを繰り返し確実に覚えること。上級で出題されるPJマネジメントを丸暗記するほど何度も読み返し学習しました。
- ⑤いいえ(コロナ禍でセミナー中止になったため)
- ⑥はい。個人の都合に合わせた日時を選択出来る為、自己学習

- の進捗具合にあわせて受験できること。
試験終了と同時に結果発表があり合格と表示された時に達成感を感じられるところ。
- ⑦複数選択問題が自信もって答えられなかった、暗記ではなく正確に理解する必要があると感じました。試験結果レポートに各章ごとの正答率(複数選択・単一選択の正答率含む)を表示していただければ、今後の参考として弱点克服に役立つと思います。
 - ⑧上級資格者が居ることを訴求し、販売拡大や新規顧客開拓に貢献すること、さらに知識を深めコンサル業務にも仕事の幅を広げていきたいと思っています。
また、今後資格挑戦するメンバーへの勉強会やアドバイスをしない人材育成に努めていきます。

いじま たかし
飯嶋 高志 さん

寺田倉庫株式会社
ドキュメントソリューショングループ 企画運営チーム チームリーダー

上 級

- ①JIIMAのホームページで知りました。
- ②文書情報管理にまつわるサービスを提供している企業に属しております。日ごろ業務で使っている知識を体系立てて整理・定着を図るために、受験致しました。
- ③約10時間。
- ④標準化や法制度を重点的に学習しました。苦手分野はマイクロフィルム分野です。
- ⑤いいえ。
- ⑥自分にあった試験会場や時間を、豊富な選択肢の中から選べ

- るので、業務やプライベートとの都合をつけやすく便利です。
- ⑦さらに知識を深めていくために、間違った回答箇所フィードバックをいただけると嬉しいです。
 - ⑧紙のファイリングから、電子化、トラストサービスなど最新のデジタル技術まで、文書情報管理に必要な手法を幅広く勉強しました。学習した内容を活かして、お客様が数ある打ち手の中から自社に最適なものを選べるよう、微力ながらお役に立ちたいと思っています。

かわい
河井 みなみ さん

株式会社ネイビーズ・クリエイション
ITソリューション事業部

2 級

- ①同じ部署の方も受験している資格であり、弊社の推奨資格の1つとして教えていただきました。
- ②仕事に活かせませすし、入社したての私が弊社の業務内容を理解することにも繋がるかと思い受験しました。
- ③約25時間。
- ④マイクロフィルム分野は見慣れない内容が多かったので重点的に勉強しました。教材に記載されている図を見てまずは全体の流れをつかむようにしてから細かい部分を覚えていきました。
- ⑤いいえ(セミナーが中止になったため)

- ⑥はい。後で確認したい問題をチェックしておけるので、最後に見直す時に役立ちました。
- ⑦試験が始まった時「ダメかも」と不安になりましたが、試験時間ギリギリまで粘ったおかげで、合格できて安心しました。対策セミナーが中止となり、どこを重点的に勉強するべきか迷ったので、前期もオンライン講座があれば参加したかったです。
- ⑧今後の業務で書類の電子化作業に関ることがありますので、今回取得した知識を活かしていきたいです。また、1級文書情報管理士の取得も検討しています。

文書情報マネージャー

認定者からのひと言

令和2年9月10日と11日、2日間にわたり第25回 文書情報マネージャー認定資格取得セミナーが行われました。今回のセミナーは新型コロナウイルス感染予防対策の観点から初のオンライン開催で実施され、全国各地から参加いただきました。文書情報マネージャー認定資格取得セミナーは今後も従来の集合教育からWEBセミナーに切り替えていく予定です。

- ①文書情報マネージャー認定制度はどこでお知りになりましたか？
- ②受講の動機は？(受験のきっかけ)
- ③セミナー内容の感想
- ④今後この資格をどのように活かしていきますか？
- ⑤文書情報管理について、もっと知りたい、学習したいことは何ですか？

なかた かずこ
中田 和子 さん

国立研究開発法人 理化学研究所
情報システム部

- ①文書管理について問題を抱えていたところ、上司より「文書情報マネジメント概論」を紹介され、JIIMAのホームページを拝見しました。
- ②施設の移転を控えた書類削減や、業務効率のためにデジタル化を進めていましたが、緊急事態宣言を受けて一斉在宅勤務となり、業務の見直しが喫緊の課題となったため。
- ③オンラインセミナーではチャットを通して講師へ質問ができ、具体的な事例や最新の知識を得ることができました。ワークショップでは、それぞれの立場での問題点を共有し、幅広い意見を聞くことができました。
- ④紙と押印での業務や、属人化した文書管理から脱却するために、まずは現状の業務フローを見直したいと思います。ICT戦略を推進する側と利用する側の両面から、時代に即した事務業務を提案していきたいと思います。
- ⑤・リモートワークに対応した業務の実例
・行政における電子帳簿保存法対応のシステム構築や電子契約の実例
・文書情報管理体制のグッドプラクティス

えんどう ちほ
遠藤 智保 さん

第一法規株式会社
総合企画局業務改善推進部 課長

- ①電子帳簿保存法のセミナーについて調べていた所、JIIMA公式サイトにて知った。
- ②電子帳簿保存法について、具体的にどのように対応すれば良いのかを知りたかった。また、セミナー内容を見て、電子帳簿保存法に限らず、社内の文書管理について根本から見直す機会になると考え、セミナーを受講した。
- ③セミナーの冒頭「文書管理は目的ではなく手段です」という話があり、心を打たれた。また、文書が会社にとって武器となりうること、そうするために適切な方法で整理すべきこと、を2日間通してしっかりと学ぶことができた。ワークショップでの議論も、今の環境下で同じような悩みをもって、それをどう解決しているか、といった議論をすることができ、大変勉強になった。
- ④2日間のセミナーで、受講の大きなきっかけとなった「電子帳簿保存法への対応」は目的ではなく手段であると学ばせていただいた。今回学んだことを生かして、当社内の情報管理は、どう行っていくのが適正であるかを考え、文書を正しく管理をすることの意義が社内に浸透するよう活動していきたい。
- ⑤・紙文書の電子化についての取り組み事例
・文書管理規定の策定・見直しについて

こうさき つかさ
幸先 司 さん

西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社
道路ソリューション事業部 交通環境課 主任

- ①JIIMAホームページ。
- ②これまで、文書情報管理士の資格を活かして 諸官庁発注の文書整理業務及びe-文書法資格に伴う、電子化業務を受注し従事して参りました。現在所属する会社では、私の経験を活かして、業務発注者として従事するよう機会を得ましたので更なるレベルアップと社内及び受注業者への指導を目的に、文書情報マネージャー認定セミナーを受講したいと思いました。
- ③セミナーに参加することで、教科書に記載されていない講師の方々の、豊富な経験談と問題点の解決のための方策と事例を講義に取入れていただき、現状に照らし合わせての文書情報管理の進め方がPDCAのサイクルを意識して、情報の属人化を防ぐとともに文書情報管理が自分達に恩恵をもたらす取り組みだと理解してもらえよう推進しなければならないと、考えを深めることが出来た有意義なセミナーでした。
- ④文書整理業務の発注者として、単に業務の発注管理を行うのみならずなぜこの様な文書管理規定があり、具体的にどのように進めるか(文書やデータ活用等を円滑にするためにはどうしたら良いか)を、指導して行くために活かして参ります。
- ⑤・より多くの事例に伴う、問題点とその解決方法
・法律に伴う基本的な文書保管年数

さいとう
齋藤 ゆかり さん

山一電機株式会社
技術管理部 技術管理課

- ①2016年JIIMAセミナー。上司の勧め。
- ②今後、「文書管理システム」を、広く社内の情報共有ツールとして運用したく、知識を身に付けるため受講しました。
- ③オンラインでのワークショップでは、在宅勤務の問題点など他参加者の皆さまのご意見を聞くことができ、参考になりました。
- ④現在、各部門で管理している書類や帳票などを「文書管理システム」で一括管理できるように、情報収集からデータベースを構築しています。常にたくさんの疑問を持ち、積極的に意見を出していこうと思います。
- ⑤・属性の分類分け
・アクセス権の効果的な付与方法
・テレワーク環境の改善方法

ISU支部便り

ISU (日本イメージ情報業連合会) は、北は北海道、南は九州と全国に7つの支部を持つ団体です。マイクロフィルム、電子ファイル化等による画像データを含めた文書情報マネジメントのサービス提供や開発、販売を生業とする業界団体でJIIMAとも深いつながりがあります。今回は、関東イメージ情報業連合会からのニュースをお届けします。

関東イメージ情報業連合会

会員 (24社、五十音順)

(有)飯島写真製作所、(株)インフォマージュ、エイチ・エス写真技術(株) 横浜営業所、関東インフォメーションマイクロ(株)、(株)金聖堂情報システム、(株)国際マイクロ写真工業社、桜工業写真(株)、(株)サンコー ビジネスソリューション東京事業部、(株)ジェイ・アイ・エム、(株)ジムサポート、東京都板橋福祉工場、ナカシャクリエイト(株) 東京支店、(株)ニチマイ、(株)福祉工房アイ・ディ・エス、富士マイクロ(株) 東京支店、(株)プリマジェスト ソリューションビジネス統括2部、(株)ミウラ 東京支店、ムサシ・イメージ情報(株)、(株)ムサシ・エービーシー、ムサシ・フィールド・サポート(株)、山崎情報産業(株)、(有)大和マイクロサービス、(有)山本マイクロシステムセンター、(株)横浜マイクロシステム

関東イメージ情報業連合会 会長
(株)ニチマイ 代表取締役社長 廣岡 潤

まず始めに昨年10月11日に当連合会主催の日本イメージ情報業連合会の第41回大会を東京で開催し、各地で大きな被害をもたらした大型台風第19号が接近しているにも関わらず、全国より多数ご参加頂きましたこと、本紙面をお借りしまして改めて御礼申し上げます。

当連合会は、1967年(昭和42年)に東京近郊の主だったマイクロ写真のサービス業者が参集してマイクロ写真業連合会を結成したことが始まりです。その後、1975年(昭和50年)に全日本マイクロ写真業連合会(現、日本イメージ情報業連合会)第2回大会で全国を9支部に区分するとの決定を受け、関東マイクロ写真連合会に改名、更に1995年(平成7年)にJIIMAの前身である(社)日本マイクロ写真協会が(社)日本画像情報マネジメント協会に変わったことに合わせて現在の名称に改名し、今日に至っております。

当連合会は半世紀以上の長きに亘り活動を続けており、この間、経済状況の浮き沈みに翻弄されながら、記録媒体の多様化に伴う事業変化、会員数の減少などの諸問題に会員一同頭を悩ましております。その様な状況でも、同じ事業を展開している



研修会の様子



賛助会員 (10社、五十音順)

(株)アルメディオ、キャノンマーケティングジャパン(株)、(株)ケイアイピー、コニカミノルタ ジャパン(株)、(株)ハツコーエレクトロニクス、ファイル・テック(株)、富士フィルム(株)、(株)マイクロテック、(株)ムサシ、リコー ジャパン(株)

会員だからこそ、胸襟を開いて交流の出来る当連合会の存在は大きなものと感じております。

会員の交流機会である行事としては、1月の賀詞交歓会、5月の総会ならびに懇親会、夏には研修会ならびに納涼懇親会、秋にはゴルフ大会を定例として企画しております。しかしながらコロナ禍の影響により今期は5月の総会以降の企画が中止となっており、一日も早く正常化し、会員交流の場がつかれることを願っております。

今後はウイズコロナ、アフターコロナへの変化に対応させながら、当連合会にご参加頂いている賛助会員様が多い利点を活かし、最新動向の情報に接することが出来るような会員交流の場を企画し、会員企業の事業展開の一助となるように活動してまいります。



懇親会、ゴルフ大会の様子

日本イメージ情報業連合会(略称ISU)は、9月にweb理事会を開催し、会の存続も含めて闊達な議論を行いました。その結果、長きに亘りイメージ情報業の発展に寄与してきた良さを引き継ぎつつ、全国7つある地域団体(北海道、東北、関東、東海、関西、中国、九州)の親睦を深めることを主目的とした新しい連合会に生まれ変わるべく、以下のとおり体制を一新させましたので、本紙面をお借りしてご報告申し上げます。

運営幹事: 山口 寛 (東海イメージ情報業連合会 理事長)
事務局長: 廣岡 潤 (関東イメージ情報業連合会 会長)
監事: 安武洋一郎 (九州イメージ情報業連合会 会長)
理事: 角田 英知 (北海道イメージ情報業協会 会長)
理事: 宮崎 昌広 (東北イメージ情報業協会 理事長)
理事: 関 雅夫 (関西イメージ情報業連合会 会長)
理事: 恵本 秀樹 (中国イメージ情報業連合会 会長)

※前会長の井上信男は相談役となり、前事務局の長井勉は退任致しました。
※ホームページを開発しました。 <https://japan-isu.jimdofree.com/>

新開発のエアーサクシオン給紙トレイにより、厚紙や長尺用紙などを安定して搬送し高生産性を実現

Versant 3100i Press / Versant 180i Press

富士ゼロックス(株)

幅広い用紙対応力で、印刷ビジネスの拡大に貢献するプロダクションプリンター

■特長

- Versantシリーズの高生産性、高画質などの基本性能を継承した上で、独自技術により新たに開発した「エアーサクシオン給紙トレイ」をオプションとしてラインナップに追加。これにより、厚紙や長尺用紙など、さまざまな用紙の安定した搬送が可能となり、生産性も向上。多種多様な印刷物の制作に対応できる。
- 長尺印刷の生産性も向上している。長尺用紙は、従来からの手差しトレイに加えて、「エアーサクシオン給紙トレイ」

からの連続プリントが可能。これにより、1200mm(片面印刷)では100枚、864mm(両面印刷)では900枚の用紙積載を可能とし、高い生産性を実現。プリントスピードは、「Versant 3100i Press」で毎分23ページと従来機比約2.5倍に、「Versant 180i Press」で毎分19ページと従来機比約2倍に向上した。さらに、普通用紙から長尺用紙に印刷を切り替える際にかかっていた数分間のプリンター本体の調整時間がなくなり、数秒から数十秒で長尺印刷を開始できるようになった。

■価格(税別)

Versant 3100i Press (GX Print Server モデル) 19,880,000円

Versant 180i Press (GX Print Server モデル) 8,725,000円

■お問い合わせ先

富士ゼロックスお客様相談センター

TEL 0120-27-4100

<https://www.fujixerox.co.jp/>



Versant 180i Press

自宅での仕事・学習の印刷を高生産性と低ランニングコストでサポート G3360

キヤノン(株)

キヤノンマーケティングジャパン(株)

「GIGA TANK」搭載のインクジェット複合機

■特長

- 従来機種「G3310」の顔料ブラックインク採用によるにじみの少ない高濃度な黒文字印刷を継承しながら、普通紙への印刷スピードの高速化とユーザビリティの向上を実現した「GIGA TANK」搭載モデル。



- 「GIGA TANK」搭載により高生産性と低ランニングコストを自宅で実現。ブラックインクボトル(別売り)1本分の容量でA4約7,600ページ、カラーインクボトル(シアン/マゼンタ/イエロー・別売り)の場合はA4約7,700ページの大量印刷が可能。また、インクコストはA4モノクロ文書1ページ当たり約0.4円、A4カラー文書1ページ当たり約0.9円と低ランニングコストを実現しています。さらに、印刷速度は、A4モノクロ文書で毎分約10.8枚、A4カラー文書で毎分約6.0枚と従来機種から高速化し、

大量印刷時に高い生産性を発揮。

- 簡単に正確なインク補充をはじめとするユーザビリティの向上。インクボトルをインクタンクの注入口に挿すだけでインクの注入が始まり、いっぱいになると自動的に注入が停止するため、簡単にインク補充を行うことができる。また、インクボトルとインクタンクの注入口の接合部分に、色ごとに異なる形状を採用しており、誤った色のインク注入を防止する。

■価格

オープン価格

■お問い合わせ先

お客様相談センター 050-555-90067

<https://canon.jp/>

本格的なグラフィックユースにも対応した1台2役 bizhub C750i Premium

コニカミノルタ(株)

印刷・デザイン業界のオフィスの働き方改革を支援するA3カラー複合機

■特長

- 「bizhub C750i Premium」は、「bizhub C759 Premium」の後継機種で、フルモデルチェンジした新世代複合機「bizhub iシリーズ」の印刷・デザインオフィス向け高速機。
- 同機はクラウドサービスと連携し、クラウド上の保管場所から印刷したり、スキャンした文書をクラウドに直接アップロードしたりすることができ、場所に縛られない働き方を実現。また、複合機で受信したFAX文書は自動的にクラウドストレージにアップロードされるため、自宅や外出先でもFAX文書をタイムリーに確認することが可能。さらにオプションの「remotefax」を利用することで、自宅や外

出先からからオフィスの複合機を介してFAX送信も可能。

- 印刷・デザイン業界で広く使用されているFieryコントローラーを標準搭載し、プロ仕様のグラフィックユースにも対応しており、原稿確認用の出力も素早く行うことができます。また、SRA3用紙(320×450mm)に対応し、A3サイズの全面プリントが可能で307.1×437.1mmの印字領域を確保しているため、A4冊子の見開き面の確認なども原寸大で行うことが可能。
- A4普通紙(60~105g/m²) 75ページ/分(モノクロ)、65ページ/分(カラー)、A3普通紙 37ページ/分(モノクロ) 35ページ/分(カラー)
- 本体サイズ W615×D688×H1207mm(本体+ADFまで)、本体質量 約160kg

■価格(税別)

bizhub C750i Premium 4,598,000円

※各種ユニット、オプション、設置料金は、別料金。

■お問い合わせ先

コニカミノルタジャパン(株) お客様相談室

TEL 0120-805-039

<https://www.konicaminolta.com/>



令和3年経済センサス活動調査に協力を

総務省・経済産業省は、すべての事業所ならびに企業を対象に令和3年6月1日現在での経済センサス活動調査を実施する。

この活動調査は、事業所及び企業の経済活動に対して、我が国における包括的な産業構造を明らかにすることを目的とする重要な調査で、「統計法」という法律に基づいた報告義務のある基幹統計調査である。

支社等を有する企業の本社あてに、令和2年11月に「企業構造の事前確認票」が郵送されたところ。本確認票にまだ回答をされていない場合には、引き続き回答を受け付けている。詳しくは「令和3年経済センサス活動調査 実施事務局 (<https://e-census.go.jp/>)」まで。

インフォマート BtoBフィンテック最新動向の「特集レポート」を無料公開

株式会社インフォマート(会員No.1074、代表取締役社長・長尾 収氏)は、コロナ禍で資金繰りや取引先の与信不安など企業が抱える課題に対し、新たな資金調達の方法として注目されているフィンテックの業界把握をサポートするため、特集レポートとして「コロナ禍に注目されるBtoBフィンテック最新動向」を特設ページにて無料公開した。

同レポートでは、①コロナ禍で企業が抱える課題、②注目されるフィンテックサービス、③主要プレイヤーの動向、④Withコロナ・Afterコロナにおける展望の4つの構成となっている。

同社では、今後の企業活動を考える一助として活用していただければと伝えている。

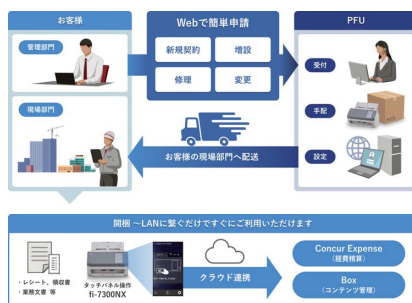
●レポート特設ページ

https://go.infomart.co.jp/LP_DLdoc_report_b2b-fintech_form.html

PFU 「ワンタッチスキャンサービス」を提供開始

株式会社PFU(会員No.863、代表取

締役社長・半田 清氏)では、現場業務で発生する紙書類のデジタル化、業務連携を実現するサブスクリプションサービス「ワンタッチスキャンサービス」の提供を開始した。

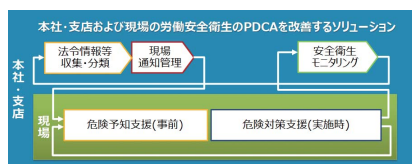


ワンタッチスキャンサービスは、PCレスで紙の電子化、データ転送が可能なネットワークスキャナー「fi-7300NX」を活用し、紙書類を取扱う経費精算、文書デジタル化や保管などの業務でユーザーが利用しているクラウドサービスにデータを連携するというもの。紙書類のスキャン処理はICカードによる利用者認証とスキャナーのタッチパネルメニュー操作で行える。

日立ソリューションズ「労働安全衛生マネジメント支援ソリューション」を提供開始

株式会社日立ソリューションズ(会員No.880、取締役社長・星野 達朗氏)は、労働安全衛生の法規制・コンプライアンス対応を支援する「労働安全衛生マネジメント支援ソリューション」の提供を開始した。

同ソリューションは、厚生労働省の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(OSHMS指針)*1」やISO45001*2を中心に厳格化する労働安全衛生の法規制・コンプライアンスへの対応において、労働安全衛生に関する計画の作成から実施、評価および改善までのPDCAの運用を支援する情報共有システム。



ユーザーの要望に応じて「本社から現場への新着情報お知らせ」や「安全衛生

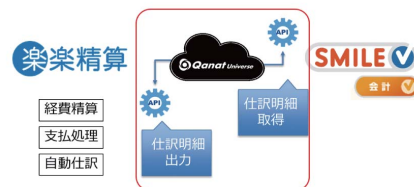
方針・目標・計画の掲載」、「安全衛生関係書類管理」など労働安全衛生に係るポータルサイトを構築する。

*1: 厚生労働省:https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ms_system.pdf

*2: ISO45001:労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格

ラクス クラウド型経費精算システム「楽楽精算」が「SMILE V 会計」とのAPI連携機能を提供開始

株式会社ラクス(会員No.1022、代表取締役・中村崇則氏)では、クラウド型経費精算システム「楽楽精算」と、大塚商会株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役・大塚裕司氏、以下大塚商会)が提供するAPI連携サービス「SMILE V APIコネク ト for 楽楽精算」を利用した、株式会社OSK(本社:東京都墨田区、代表取締役社長・宇佐美 慎治氏)の基幹業務システム「SMILE V 会計」とのAPI連携機能の提供を開始した。



今回の連携によって、「楽楽精算」のAPIオプション(有料)申込のユーザーで、且つ大塚商会が提供する「SMILE V APIコネク ト for 楽楽精算」を申込の場合、ユーザー側で特別なプログラム作成等の必要なく、「楽楽精算」で作成された仕訳データが「SMILE V 会計」に自動的に連携することができる。

これにより、人手を介さずに定期的にデータを自動連携するため、経理担当者は定期的に発生するデータ送受信業務が不要となるのに加え、作業漏れを防止することができ、大幅な業務効率化を実現できるとされている。

リコージャパン「MakeLeaps」の関連サービスを拡充

リコージャパン株式会社(会員No.1054、

社長執行役員・坂主 智弘氏は、クラウド型請求管理サービス「MakeLeaps」を核とする企業間取引のサービスを拡充するため、サイボウズの業務アプリ構築クラウド「kintone」とMakeLeapsをシームレスに連携できる新機能と、MakeLeapsによる請求書の送付から口座振替・集金業務の代行までをワンストップで行える「RICOH 口座振替連携サービス for MakeLeaps」を提供すると発表した。

MakeLeapsは、見積書・発注書・請求書をはじめとする各種帳票・伝票の作成、請求書発行後の入金管理、各種書類の電子送付、郵送代行などを行えるクラウドサービス。今回、サイボウズの業務アプリ構築クラウド「kintone」とMakeLeapsを連携させることで、kintone上に構築した顧客管理・案件管理のデータベースから、請求書データを作成し、MakeLeapsのサービスを用いて電子送付および郵送代行にて送信できるようになる。そのため、現行の環境を生かしながら、取引業務の効率化が見込めるとしている。

同社では今後も、ニューノーマル（新常态）の時代に求められる働き方や仕事の進め方の改革を支援していくと語った。

富士ゼロックス 「ソロワークブースCocoDesk」を提供開始

富士フイルムグループの富士ゼロックス株式会社（会員No.19、代表取締役社長・玉井 光一氏）は、これまでの個室型ワークスペース「CocoDesk（ココデスク）」に加え、快適性と静音性を追求した「ソロワークブース CocoDesk」の販売を開始した。



同製品は、周囲に気兼ねなくオンライン会議に参加し、業務に集中できる環境やセキュリティの確保を実現する個人専用の単体商品。

Withコロナの時代を迎え、リモートに

よる営業活動や、別拠点・在宅で勤務しているメンバーとのコミュニケーションを目的としたオフィス内でのオンライン会議が急増している一方、周りに声が聞こえてしまう、会議に集中できない、といった問題が指摘されている。それらをソロワークブース CocoDeskでは解決できることに加え、感染症や防火性などの安全対策なども施されており、商業施設や公共施設、マンションの共用スペースなどでの活用も期待されている。

各社ニュース JIIMAに寄せられた情報にて構成 スペースの関係上、記載の省略あり

人事のお知らせ（敬称略）

株式会社国際マイクロ写真工業社
（会員No.29）

代表取締役会長 森松 義喬
代表取締役社長 森松 久恵

シティコンピュータ株式会社
（会員No.1015）

代表取締役会長 川原 純行
代表取締役社長 川原 雅友

JIIMA テレワークアンケート実施中（2021年1月31日（日）まで）

政府による緊急事態宣言が5月末で解除され、現在いくつかの企業でテレワークの中止や実施の頻度が低下しています。

では今回のテレワークで、どのような成果が得られたのか、またどのような問題点が発見されたのか、JIIMAでは各社様のテレワークに関するアンケート調査を実施します。

なお、こちらのアンケートの集計結果については、JIIMAのホームページ、ならびに機関誌IM3.4月号（2/25発行）にて公開予定です。



●JIIMA テレワークアンケート実施調査

（2021年1月31日（日）まで）

<https://www.jiima.or.jp/info/telework/>

JIIMAホームページ「新着情報」から参加できます。

<https://forms.gle/ZtgpA2GsMbTgmJT88>



QRコードを読み込むことで、スマートフォンからでも参加可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

jiima テレワーク

アフター・コロナ社会で日本人のアイデンティティはどうなる？

小池都知事が、今次の新型コロナウイルスの感染者拡大に対する対応策実行の最高責任者にあるにもかかわらず、「東京アラート」だの、「ウィズ・コロナ」など、意味不明なカタカナ語を連発して、世の嚮嚮を買った。その小池氏流の表現をすれば「アフター・コロナ」となるのだろうか？ 今次の感染症の世界的蔓延が終息したのちの世の動きに目を向けてみたい。その動きの一つに、日本の世論形成の主役の交代があるだろう。

従来社会では世論形成と言えば、新聞や放送に代表されるいわゆるマス・メディアの世界であった。メディアを通じてのオピニオン・リーダー、有識者と言われる人々の意見を反映する形での世論なるものが形成されてきたが、これが最近の傾向として、そして今次のコロナ禍を通じて大きく変化するとと思われる。

まず何より、新聞がもはや過去のメディアとなったという事実がある。販売部数の減少の下で経営の安定化を目指すために、自紙の固有読者層におもねる論調記事が増える結果、かつての全国紙が標榜した『不偏不党の健全な世論形成』から、特定もしくは過激な少数グループ見解の代弁媒体と変わり果ててしまったとも言える。テレビの地上波全国キー局も経営の悪化は避けられず、そのために番組制作コストの安い、似たような内容空疎な番組が並び、視聴者の、特に若年層のテレビ離れが加速する。

このようなメディアの変質の傾向は、その根底に日本の言論空間の大きな流れの変化があったと思われる。現代日本の言論空間におけるデジタル環境への対応能力が世代別に異なり、その世代別のメディア選好の異なりが、21世紀になり、より顕著に進み始めたことはよく指摘される。すなわち、若年層のオールドメディア（新聞やテレビ放送）離れやSNSなどのネット情報への過度の依存と、団塊の世代を中心とする後期高齢者グループのオールドメディアへの過度な執着と言う乖離現象である。この乖離現象が生まれた一因に、日本の占領政策とそれにより生じた日本の第二次大戦前の政治社会思想の否定

の論調があると思われる。特に占領期の米国主体の占領軍による「日本の民主化」が大きな占領目標となり、そのためには戦前の日本には民主的な政治社会体制はなく、敗戦による占領軍によって日本の民主化が実現されたというストーリーが創作された。このストーリーに権威を与えたのが丸山眞男東京大学名誉教授の「戦前の日本は真のデモクラシーではない。」という主張で、戦後、日本のメディアの寵児となった識者たちの論調はこの丸山説に基礎を置いており、この丸山説が戦後日本における戦前日本に対する正統的歴史認識とされた。その結果、団塊の世代たちは「戦前の日本に民主主義はなかった」と教えられ、信じ込まされた。

しかし、東大社会科学研究所の坂野潤治名誉教授によれば、「そもそも戦前に民主主義が無いという考えが間違っている。…福沢諭吉は二大政党による政権交代について早々に論じている。…政友会や民政党の政党政治も存在した。大正デモクラシーだ。戦前には吉野作蔵や美濃部達吉と言った知識人、浜口雄幸や高橋是清と言った政治家

が続々と現れた。戦争責任を全て戦前の知識層に負わせ、民主主義は戦後になって生まれたとすると、どうしても根っここの無いもの、思想の無いものになってしまう。戦後民主主義が当初言われたほど輝かしいものにならなかったのもこのためだ。」と言う。（坂野潤治、安倍政権は日本の民主主義を食い尽くした。選択。Vol.46, No.7, p.3.）確かに、吉野、美濃部、浜口、高橋に比肩しうる知識人も政治家も戦後の日本には今日まで現れていない。メディアの論調も議事堂での論戦もその内容の無さやレベルの低さは日本の民度はこんなにも低級なのかと嘆くに足るほどである。

要するに、日本人は日本の歴史・伝統文化に立ち返り、それを自己アイデンティティとして自らの頭で考えよ、と言うことであろう。今次のコロナ禍が、そのきっかけになるならば、まさに災い転じて福となるのである。そうしなければならないと思う。

高山 正也（たかやま まさや）

東京芝浦電気(株)（現：東芝）技術情報センター勤務後、1976年より慶應義塾大学文学部図書館・情報学科に勤務、助教授・教授を歴任。2006年国立公文書館理事を経て館長、慶應義塾大学名誉教授を兼任。著書に「歴史に見る日本の図書館」「文書と記録 日本のレコード・マネジメントとアーカイブズへの道：監修」など多数。2015年には瑞宝中綬章を受章。現在（株）図書館流通センター顧問。（株）ライブラリー・アカデミー塾長。

未来予想図 (2021年ウィズコロナバージョン)



運命の出会い探し中ショット

2020年は世界が大きく変わった1年でした。私が未来の人類の脅威として想像していたのは、惑星衝突レベルの自然災害とか、宇宙人襲来、ゴジラ、ウルトラマンや仮面ライダーの怪獣・怪人、エヴァの使徒、ターミネーターの液体金属アンドロイドT-1000あたりかと思っていましたが、まさかの目に見えない小さなウイルスがこんなに脅威であったとは、と驚きでした。

自粛期間中は、バイオハザードや感染系の映画をつい観てしまい、ウイルスの怖さを再認識、自分で自身の恐怖心をあおりナーバスになったりもしましたが、これからはウィズコロナ時代ということで、感染に気を付けながら、楽しく過ごすように気持ちを切り替えていきたいと思いました。

人生、いつ何が起こるか分からない。世の中、体力、やる気がいつまでも安定して継続されるものでもないことを実感した2020年でした。

2021年は、やりたい事リストをウィズコロナバージョンに見直しをして(海外旅行はしばらくおあずけ)、ひとつでもチャレンジする年にしたいです。ひとつは、せっかく取った大型自動二輪免許を、体力のあるうちにもっと活用してお出掛けしたいです(2020年は全然乗れなかったので……)。バイクは密を避けてお出掛けするには良い乗り物ではないでしょうか。

新しい働き方として、ワーケーションで海辺に住んで、海や野山をのんびり走る暮らし! 憧れちゃいます。

(安齋美香)

〈広報委員会委員〉

担当理事 河村 武敏(アピックス)
 委員長 山際 祥一(マイクロテック)
 委員 長井 勉(横浜マイクロシステム)
 菊池 幸(コニカミノルタジャパン)
 安齋 美香(ハイパーギア)
 兼吉 愛香(富士ゼロックス)
 高島 大輔(シティコンピュータ)
 事務局 山下 康幸

【誤表記のお詫び】

機関誌IM11・12月号の「ニュース・ア・ラ・カルト」の記事において、記載内容に一部誤りがございました。

みなさまには大変ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正したものを公開させていただきます。

【誤】 日本国政府
デジタル・トラスト協議会設立へ

【正】 デジタルトラスト協議会
設立へ

IM3・4月号予告

JIIMAウェビナー紹介
 渋沢栄一資料館について
 テレワークアンケート集計発表

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらEメールyamashita@jiima.or.jpまでお寄せ下さい。

IM 1・2月号©

2021年 第1・2号 / 令和2年12月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2020

発行人 / 甲斐荘 博司
 発行所 / 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7階
 TEL (03) 5821-7351 FAX (03) 5821-7354
 JIIMA / <https://www.jiima.or.jp>

編集・制作 / 日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価 (1冊) 1,000円 + 消費税 (送料別)
 印刷版 (オンデマンド) 年間購読の費用はお問い合わせください

印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN 2435-0354
 ISBN 978-4-88961-212-7 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)

JIIMAのソフト認証

電帳法スキャナ保存ソフト認証と 電子帳簿ソフト認証制度

Check

令和元年度税制改正で、
JIIMA認証ソフトを利用すること
で、承認申請が簡略化される
ことになりました!

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会が行うソフト認証には
スキャナ保存ソフトと電子帳簿ソフトの2種類があります。電帳法
スキャナ保存ソフト認証制度は、スキャナ保存を行う市販ソフトウェアが
電子帳簿保存法の法的要件を満たしていると判断したものを認証、また電子帳簿ソフト認証制度は、
国税関係帳簿の作成・保存を行う市販ソフトウェアが電子帳簿保存法の法的要件を満たしていると判
断したものを認証します。

審査方法

ソフトウェアの認証に当たっては、そのソフトウェアのマニュアル、取扱説明書などユーザーに提供されてい
る情報をベースに、公正な第三者機関でチェックし、必要な機能を全て備えていることを確認したうえで認証
審査委員会で審議し、認証を行います。また、認証した製品の一覧は、JIIMAのホームページで公表すると
ともに、国税庁に対して認証情報等を提供し、国税庁のホームページでも公表されます。

審査料

スキャナ保存

新規審査手数料 ￥400,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥320,000 (税別)
更新審査手数料 ￥250,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥200,000 (税別)

認証した製品には、次のようなロゴの表示を認めて
います。(一例)



電子帳簿

会計パッケージ等：帳簿作成・保存
新規審査手数料 ￥500,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥400,000 (税別)
更新審査手数料 ￥300,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥240,000 (税別)
電子帳票ソフト等：帳簿保存のみ
新規審査手数料 ￥400,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥320,000 (税別)
更新審査手数料 ￥250,000 (税別)
JIIMA 会員価格 ￥200,000 (税別)

認証した製品には、次のようなロゴの表示を認めて
います。(一例)



詳しくはJIIMAホームページ <https://www.jiima.or.jp/activity/certification/>

お問合せ 日本文書情報マネジメント協会 TEL 03-5821-7351

アーカイブ用光ディスクとドライブの組み合わせを認証するアーカイブ用光ディスク製品認証制度もご活用ください。

Panasonic

BUSINESS

新登場!!



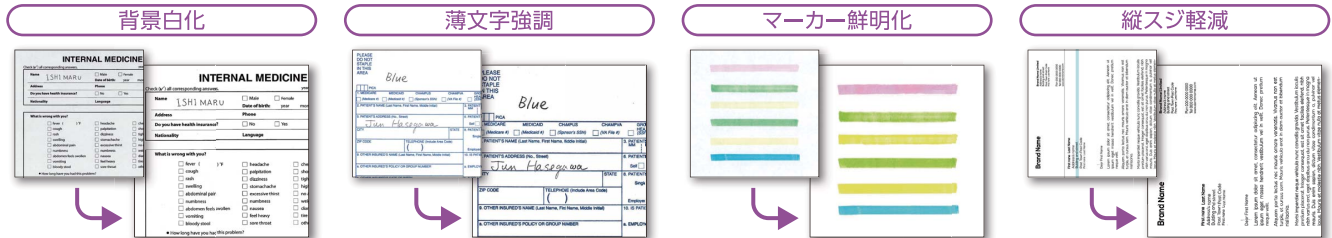
KV-S5078Y-N

A3 ドキュメントスキャナー
高速・高画質読み取りと優れた搬送性

- ▶ 先進の画像処理機能
- ▶ A3機初のネットワーク対応
- ▶ 長寿命の新ローラー採用

独自の画像処理技術により、優れた画像品質を提供!

しわや汚れ、文字が読みにくい背景色の原稿を、背景白化や縦スジを軽減し、美しい画質で読み取れます。読み取り後のOCRやバーコードの認識率も向上します!

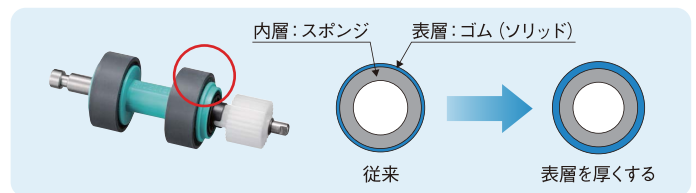


3つのプッシュスキャンモードで作業効率アップ

USBモード USB接続されたパソコンに送信	ネットワークPCモード LAN接続されたパソコンに送信	プリセットスキャンモード FTPサーバー、共有フォルダ、メールに送信
----------------------------------	---------------------------------------	--

約700,000枚の長寿命新ローラーを採用!

スリップを減らし、搬送性と耐久性を向上した新ローラーで、従来の約2倍の長寿命化を実現しました。
 *上質紙を使用した場合。実際のローラー寿命は読み取る原稿により短くなることがあります。



120枚/分 240頁/分^{※1}の高速読み取り **大容量ADF 330枚^{※2}まで積載可能**

※1: 読み取り速度は、当社において特定の条件で実測したおおよその参考値であり、保証値ではありません。 ※2: 80 g / m² 上質紙の場合

パナソニックドキュメントスキャナーラインアップ

KV-S8147-N [※] KV-S8127-N [※]	KV-S5078Y-N [※]	KV-S7097-N [※]	KV-S2087-N [※]	KV-N1058Y-N [※]	KV-S1057C-N2 [※] KV-S1027C-N2 [※]

※モデル品番は、KV-S8147、KV-S8127、KV-S5078Y、KV-S7097、KV-S2087、KV-N1058Y、KV-S1057C、KV-S1027Cです。

お問い合わせは **パナソニック株式会社 コネクティッドソリューションズ社** ビジネスコミュニケーション ビジネスユニット
 〒812-8531 福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号
 TEL: 092-477-1727 E-mail: scanner_support_japan@ml.jp.panasonic.com URL: <https://panasonic.biz/cns/doc/scanner/index.html>



KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

マイクロフィルムスキャナー

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から蘇る 情報の利活用ができる最新鋭機 「Legend Viewer」

スクリーンで検索を行いながら高解像プリントできるリーダプリンター機能に加え、高解像スキャンデータをPCへ取り込み、電子データとしてのファイリング、画像加工など、活用領域をさらに拡張。リーダプリンター機能とスキャナー機能は、簡単に切り替えることができるため^{※1}、作業をスムーズかつスピーディにします。1台でマイクロフィルム=レジェンドメディアの活用領域が大きく広がります。

リーダプリンター機能/
スキャナー機能の
切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、
デジタルならではの
高速・高画質を実現

充実した便利機能と
多彩なオート機能で
操作が簡単

A3スクリーン・A3プリンター搭載

LV7100



A4スクリーン・A3プリンター搭載

LV6100

※1:USB切替器キット(オプション)が必要です。
※写真はLV7100です。



省スペースと高性能を両立したデジタルフィルムスキャナー

SL1000

※写真はオプションを装着した状態です。

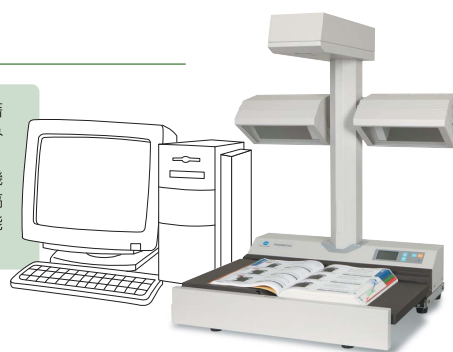
PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計に、タッチパネル対応の専用アプリケーション標準装備。カラーマイクロフィルムのデジタル化をスムーズに行えます。

書籍原稿を鮮やかにデジタル化するフェイスアップスキャナー

EPICWIN 5000CMKII

- A3サイズ対応、原稿上向きセット方式スキャナー
- フルカラー・グレー・モノクロ2値でスキャン可能
- 最大600dpiの高解像度
- ブックスキャンに適した各種デジタル処理技術を搭載
- 軽量化&小型化を実現

ブック補正機能により、書籍原稿の原稿曲がり、文字縮み補正、綴じ部分削除、指消し、枠消し、センタリングなどの機能で、書籍原稿やシート原稿を美しく再現することを可能にしました。



ブックスキャナー

フルカラー・フェイスアップブックコピーシステム

BookPro 5000CMKII

貴重な文献や分厚い書籍を上向きのまま読み取り、原稿を傷めることなく、簡単・きれいにコピーできます。

※写真はオプションを装着した状態です。 ※コインバンダー対応可能。

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

●商品に関するお問い合わせは

0120-805039

受付時間

9:00~12:00・13:00~17:00
(土、日、祝日を除く)

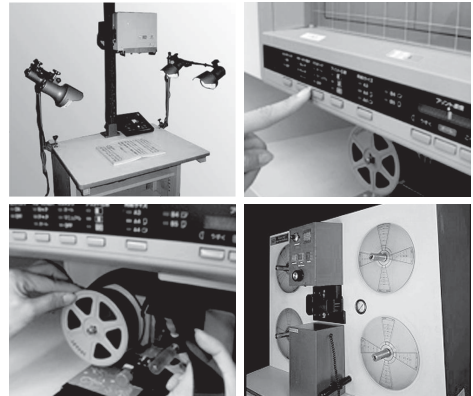
<http://www.konicaminolta.jp>

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く

HS ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

- 関西写真工業株式会社 / 電子ファイリング・CAD 設計
- アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負
- アサミ情報システム株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミ計測情報株式会社 /
- アサミテクノ株式会社 / 機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)



HS エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service
LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS
URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS Network

横 濱	045-508-3885	本 部	06-6452-0101
敦 賀	0770-23-7283	テクニカルセンター	06-6453-6188
若 狭	0770-32-9150	堺	072-241-1839
滋 賀	0749-64-0847	神 戸	078-671-7488
京 都	075-671-7980		



今、社会では文書管理が重要になっています。
個人情報や営業秘密の保護など、
文書管理の重要性が求められています。
書類を安全に保管するには
どうすればいいのでしょうか？
文書管理が会社の存続に関わって知っていますか？
また、働き方改革でも紙文書の電子化は
重要なキーワードになります。
安心して社会生産性の高い、デジタルファーストな
電子文書情報化社会の構築をめざして
さあ、文書情報管理士の出番です。



文書情報管理士 検定試験

2021
冬試験



試験方法はCBT方式です。

試験期間／2020年12月20日(日)～2021年2月28日(日)

試験会場／全国約260か所

申込期間 2020年11月20日(金)～2021年2月10日(水)

受験料 一般：11,000円(税込) 学生：7,150円(税込) 受験級 2級、1級、上級

※コロナウイルス感染拡大の状況により予定が変更となることがございます。